

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案(閣法第1号)

(衆議院 21.1.13可決 参議院 2.9財政金融委員会付託 3.4本会議否決 ※)

※21.3.4、衆議院へ返付。衆議院において、3.4、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

【要旨】

本法律案は、平成20年度の一般会計補正予算（第2号）における国民生活の安定と経済の持続的な成長に資するため緊急に実施する措置に必要な財源を確保するための臨時の措置として、同年度における財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れに関する特例措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れ

平成20年度の一般会計補正予算（第2号）により追加される歳出の財源に充てるため、特別会計に関する法律第58条第3項の規定にかかわらず、同年度において、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、4兆1,580億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 21.1.13可決 参議院 2.9総務委員会付託 2.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成20年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成20年度一般会計補正予算（第2号）による国税の減額補正に伴い、地方交付税の総額が2兆2,730億9,500万円減少することから、これを補てんするため、平成20年度分の地方交付税の総額の特例として2兆2,730億9,500万円を加算する。

二、一の加算額のうち、1兆2,410億4,750万円に相当する額について、平成23年度から平成27年度までの各年度における地方交付税の総額から2,482億950万円をそれぞれ減額する。

三、この法律は、公布の日から施行する。

平成二十年度における地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律案(閣法第3号)

(衆議院 21.1.13可決 参議院 2.9国土交通委員会付託 2.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近の地域経済の状況を踏まえ、平成20年度においては、地方道路整備臨時交付金の総額の限度額を、揮発油税収の減額補正後の予算額の4分の1相当額に引き下げず、同年度の当初予算における揮発油税収の予算額の4分の1に相当する額とする特例措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行する。

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案(閣法第4号)

(衆議院 21. 2. 27可決 参議院 3. 18財政金融委員会付託 3. 27本会議否決 ※)

※21. 3. 27、衆議院へ返付。衆議院において、3. 27、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

【要旨】

本法律案は、平成21年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、税制の抜本的な改革が実施されるまでの経済状況の好転を図る期間における臨時の措置として、平成21年度及び平成22年度において、国民生活の安定及び経済の持続的な成長を図ることを目的として集中的に実施する施策及び基礎年金の国庫負担の追加に伴い必要な財源を確保するため、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れに関する特例措置を定めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、平成21年度における公債の発行の特例

- 1 財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成21年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額（平成21年度一般会計予算において25兆7,150億円）の範囲内で、公債（以下「特例公債」という。）を発行することができる。
- 2 1による特例公債の発行は、平成22年6月30日まで行うことができることとし、同年4月1日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成21年度所属の歳入とする。
- 3 1の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。
- 4 1により発行した特例公債については、その速やかな減債に努める。

二、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れ

平成21年度及び平成22年度において、特別会計に関する法律第58条第3項の規定にかかわらず、予算で定めるところ（平成21年度一般会計予算において4兆2,350億円）により、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れることができる。

三、施行期日

この法律は、平成21年4月1日から施行する。

雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)

(衆議院 21. 3. 19修正議決 参議院 3. 19厚生労働委員会付託 3. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、景気が下降局面にあり、急速に悪化しつつある雇用失業情勢の下、労働者の生活及び雇用の安定を図るために、雇用保険制度において、受給資格に係る要件の緩和、給付日数の延長に関する暫定措置の創設、育児休業給付の見直し等を行うとともに、負担軽減の観点から特例的に平成21年度の雇用保険率を引き下げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、基本手当の支給に関する暫定措置等について、離職の日等が平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間である受給資格者をその対象とすること、施行期日を平成21年4月1日から平成21年3月31日に改めること等の修正が行われた。

第一 雇用保険法の一部改正

一 基本手当の受給資格の改正

特定理由離職者（離職した者のうち、当該離職につき特定受給資格者となる者以外の者で、期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が更新を希望したにもかかわらず、合意が成立するに至らなかつた場合に限る。）その他のやむを得ない理由により離職したものとして厚生労働省令で定める者をいう。以下同じ。）については、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6箇月以上で基本手当の受給資格を得られるものとする。

二 基本手当の支給に関する暫定措置

受給資格に係る離職の日が平成21年3月31日（衆議院修正）から24年3月31日までの間である特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）は、当該受給資格者（身体障害者等の就職困難者を除く。）を特定受給資格者とみなして基本手当を支給する。

三 給付日数の延長に関する暫定措置

1 受給資格に係る離職の日又は所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日が平成21年3月31日（衆議院修正）から24年3月31日までの間である受給資格者（身体障害者等の就職困難者以外の受給資格者のうち特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者及び特定受給資格者に限る。）であって、次の(+)又は(=)に該当するものについては、受給期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。

(+) 受給資格に係る離職の日において45歳未満である者又は厚生労働省令で定める基準に照らして雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者であって、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして就職が困難であると認めたもの

(=) 公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして当該受給資格者の知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者

2 1の場合に、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、60日を限度とする。

四 就業促進手当に関する暫定措置

平成21年3月31日（衆議院修正）から24年3月31日までの間に安定した職業に就いた者に係る再就職手当は、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上であるものに対して支給する。当該再就職手当の額は、基本手当日額に、支給残日数相当数に10分の4（支給残日数が所定給付日数の3分の2以上であるものには、10分の5）を乗じて得た数を乗じて得た額とする。また、平成21年3月31日（衆議院修正）から24年3月31日までの間に安定した職業に就いた者に係る常用就職支度手当の額は、基本手当日額に40を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額とする。

五 育児休業給付の改正

1 育児休業者職場復帰給付金を廃止し、育児休業基本給付金に統合し、これを育児休業給付金とする。

2 育児休業給付金の額は、被保険者が休業開始日に受給資格者となったとみなしたときに算定される賃金日額に支給日数を乗じて得た額の100分の40（当分の間、100分の50）に相当する額とする。

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

平成21年度の雇用保険率は、1000分の11.5（うち失業等給付に係る率1000分の8）（農林水産業及び清酒製造業は1000分の13.5（同1000分の10）、建設業は1000分の14.5（同1000分の10））とする。

第三 船員保険法の一部改正

雇用保険法の改正に準じて、失業保険金、再就職手当、保険料率等に関する改正を行う。

第四 施行期日

この法律は、平成21年3月31日（衆議院修正）から施行する。ただし、第一の五は平成22年4月1日から施行する。

【附帯決議】(21.3.27厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、今後、雇用保険に未加入の非正規社員等及び失業給付の期間終了後においても職につけない者に対して衆議院厚生労働委員会において審査中の「求職者支援法案」（民主、社民、国新提出）の趣旨を最大限尊重しつつ、新たに求職中の者の生活支援を含めた雇用対策について早急に検討し実施すること。

- 二、今後、必要なすべての労働者に対して雇用保険の適用を目指し、雇用保険法業務取扱要領によって定められている雇用保険の適用基準については、非正規労働者に対するセーフティネット機能の一層の充実強化のため、更なる緩和を検討すること。
- 三、今後、失業と同時に健康保険等の無保険者が出現するおそれがあることから、組合健保等の任意継続被保険者となることや国民健康保険への確実な加入が行われるよう、保険料の軽減等適切な運用を行うとともに、周知徹底などあらゆる方策を講ずること。
- 四、離職者の離職理由が事業主と離職者とで異なる場合には、離職に至った経緯を十分に考慮する等、実態をよく把握して適切な対応を行うこと。
- 五、失業等給付などについては、今後、雇用失業情勢の更なる悪化によって安定的な財政運営に支障が出るおそれがあり、現在、本来の負担額の100分の55に軽減されている国庫負担の暫定措置については、本来の負担率である4分の1に戻すことを検討すること。
- 六、雇用情勢の急激な悪化に伴い、日雇労働者の求職活動が厳しさを増していることにかんがみ、日雇労働求職者給付金の受給要件の見直しを含め制度が活用されるよう一層の周知徹底を図ること。
- 七、いわゆるマルチジョブホルダーについて、雇用保険制度の適用・給付に向けた検討を行うこと。
- 八、基本手当については、所得保障を通じて再就職を支援する雇用保険のセーフティネットとしての役割にかんがみ、最低保障の在り方や、給付日額、給付日数等について検討すること。
- 九、再就職が困難な障害者等に対して、きめ細かな相談体制を充実するとともに、必要な訓練の受け皿を確保した上で、雇用保険の訓練延長給付も活用して再就職支援を行い、雇用保険の受給が終了した後も生活の不安なく訓練を受けられるよう支援を行うことについて、早急に検討すること。
- 右決議する。

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 21.2.27可決 参議院 3.18財政金融委員会付託 3.27本会議否決 ※)

※21.3.27、衆議院へ返付。衆議院において、3.27、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

【要旨】

本法律案は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、安心で活力ある経済社会の実現に資する観点から、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税、自動車課税等について所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、住宅・土地税制

- 1 住宅ローン減税の適用期限を5年間延長した上で、最大控除可能額を500万円（長期優良住宅の場合には600万円）に引き上げる。
- 2 自己資金で長期優良住宅の新築等をする場合及び既存住宅の改修（省エネ及びバリアフリー）を行う場合の所得税額の特別控除制度を創設する。
- 3 平成21年及び平成22年に取得した土地を譲渡した場合の長期譲渡所得（所有期間5年超）について、1,000万円の特別控除制度を創設する。
- 4 土地の売買による所有権の移転登記等の登録免許税の軽減措置について、現行税率を2年間据え置く。

二、法人関係税制及び中小企業関係税制

- 1 エネルギー需給構造改革推進設備等及び資源生産性の向上に資する設備等について、即時償却を可能とする等の制度を創設する。
- 2 中小法人等の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の年800万円以下の所得金額に対する法人税の軽減税率を22%から18%に引き下げる。
- 3 中小法人等の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額について

は、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができることとする。

三、相続税制

- 1 非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度を導入する。
- 2 農地に係る相続税の納税猶予制度について、農地の有効利用を促進する貸付けも適用対象とする等の見直しを行う。

四、金融・証券税制

上場株式等の配当及び譲渡益について、現行の7%の軽減税率を3年間延長する。

五、国際課税

外国子会社からの配当について、間接外国税額控除制度に代えて、親会社の益金不算入とする制度を導入する。

六、自動車課税

一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた自動車について、平成21年度から平成23年度までの間に受ける新規・継続車検等について、自動車重量税の減免措置を講ずる。

七、その他

- 1 入国者が輸入するウイスキー等・紙巻たばこに係る酒税・たばこ税の税率の特例措置の適用期限を1年延長する。
- 2 特定の石炭（鉄鋼製造用等）に係る石油石炭税の免税措置の適用期限を2年延長する。
- 3 既存の租税特別措置の整理合理化を行うとともに、期限の到来する特別措置について、実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる。

八、施行期日等

- 1 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成21年4月1日から施行する。
- 2 「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」（平成20年12月24日閣議決定）に基づき、附則において、税制抜本改革の道筋及び基本的方向性について規定する。

なお、本法律施行に伴う平成21年度の租税減収見込額は、約4,640億円である。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案 (閣法第7号)

(衆議院 21.3.17可決 参議院 3.25国土交通委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、奄美群島及び小笠原諸島の振興開発を一層促進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

- 1 奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を5年間延長し、平成26年3月31日までとする。
- 2 奄美群島振興開発基本方針及び奄美群島振興開発計画に定める事項として、雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項並びに奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する事項を追加する。
- 3 国及び地方公共団体は、奄美群島における就業の促進並びに振興開発に係る関係者間の連携及び協力の確保について適切な配慮をするものとする。
- 4 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象業種として有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業等を追加する。

二、小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正

- 1 小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を5年間延長し、平成26年3月31日までとする。
- 2 小笠原諸島振興開発基本方針及び小笠原諸島振興開発計画に定める事項として、小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力

の確保に関する事項を追加する。

- 3 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における振興開発に係る関係者間の連携及び協力の確保について適切な配慮をするものとする。

三、この法律は、一部の規定を除き、平成21年4月1日から施行する。

【附帯決議】(21.3.30国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、奄美群島及び小笠原諸島の振興開発に当たっては、地元の創意や工夫が十分に發揮できるよう、地域主体で策定される振興開発計画を十分尊重し、ハードとソフトの施策が引き続き一体的に実施されるよう配慮すること。また、両地域の自立的発展を促す効果的な振興開発を行うために、こうした施策について評価する仕組みを検討し導入を図っていくこと。

二、奄美群島及び小笠原諸島の多彩で豊かな自然環境の保全に積極的に取り組み、振興開発と環境との調和に留意すること。また、世界自然遺産をめぐる両地域の取組に配慮すること。

三、奄美群島及び小笠原諸島の経済活性化を図るために、両地域における域内企業の受注機会の増大が図られるよう努めること。さらに、奄美群島については、新たな産業の誘致・育成を図るなどにより、若年層等の雇用機会の確保に努めるとともに、大島紬・黒糖焼酎等地場産業のより一層の振興が図られるよう配慮すること。また、小笠原諸島については、観光産業や農水産業の振興など地域資源と創意工夫を生かした産業の活性化等が図られるよう、空港整備等本土との高速交通手段の確保に努めること。

四、住民の生活路線であり、他地域との交流の活発化に欠かせない離島航空路線に関し、航空運賃の軽減による住民の生活利便性の向上、観光の振興等に関する実証を行うため、奄美群島路線の航空運賃の軽減について必要な措置を講ずること。また、航空運賃体系を含む現在の離島航空政策の基本的な考え方について、今後検証・検討を加えること。

五、奄美群島及び小笠原諸島の物価高が船舶運賃をはじめとする割高な物流・流通コストに起因していることから、両地域の住民生活の安定を図るために、船舶運賃や流通コストの軽減について必要な措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 21.4.3修正議決 参議院 4.8国土交通委員会付託 4.22本会議可決)

本法律案は、道路整備費の財源の特例措置に関し、毎年度、揮発油税等の収入額の予算額等に相当する金額を原則として道路整備費に充当する措置を平成21年度から廃止する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

- 1 每年度、揮発油税等の収入額の予算額等に相当する金額を原則として道路整備費に充当する措置を廃止する。
- 2 地方道路整備臨時交付金の制度を廃止する。

二、一の改正に伴い、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業に係る国の負担又は補助の割合の特例の対象となる道路を一般国道又は主要な県道若しくは市町村道として政令で定めるものとする。

三、一の改正に伴い、特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

- 1 社会資本整備事業特別会計において、その経理を明確にする道路整備事業の対象となる道路を高速自動車国道、一般国道又は主要な都道府県道若しくは市町村道として政令で定めるものとする。

2 挥発油税の収入の一部について、地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、道路整備勘定の歳入に組み入れるものとする措置を廃止するものとする。なお、本法律案については、衆議院において、施行期日を改めるとともに、道路整備事業の実施の在り方についての検討規定を追加する修正が行われた。

【附帯決議】(21.4.21国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、道路特定財源の一般財源化に当たっては、真に必要な道路整備は引き続き推進する観点から、費用便益分析による評価結果の適切な活用等により道路整備事業の効率的かつ効果的な執行に努めること。その際、地方における道路整備については、地域の活性化や安全・安心の確保など地域にもたらされる効果についても十分に考慮すること。

また、地域住民等に対して十分な情報公開・開示を行うなど事業の透明性を一層確保すること。

二、道路特定財源の一般財源化後の暫定税率を始めとする自動車関係諸税の在り方については、納税者の理解が得られるものとなるよう、引き続き検討すること。

三、道路関係業務の執行に関し不適切な支出が行われていたこと等にかんがみ、引き続き、徹底したコスト縮減や道路関係公益法人への支出の見直し等に努めるとともに、社会资本整備事業特別会計の道路整備勘定が不適切な支出とならないよう、その透明性の確保に努めること。

四、道路整備における国と地方公共団体との役割分担の在り方の議論や地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえ、国直轄事業負担金の在り方について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずること。

右決議する。

独立行政法人気象研究所法案(閣法第9号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、気象業務に関する技術に係る研究等の業務を一層効率的かつ効果的に行わせるため、独立行政法人気象研究所を設立することとし、その目的、業務の範囲等を定めようとするものである。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 21.2.27可決 参議院 3.18総務委員会付託 3.27本会議否決 ※)

※21.3.27、衆議院へ返付。衆議院において、3.27、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、個人住民税改正

個人住民税については、平成21年から平成25年までの間に住宅の取得等をして居住の用に供した者について所得税額から控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除額を個人住民税額から控除する新たな住宅借入金等特別税額控除を創設するとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る税率を軽減する特例措置を平成23年12月31日まで延長する。

二、不動産取得税改正

土地及び住宅の取得に係る税率を3%（本則4%）に引き下げる措置を平成24年3月31日まで延長する。

三、固定資産税及び都市計画税改正

平成21年度の評価替えに当たり、引き続き土地に係る負担調整措置等を講じるとともに、条例により、税負担が大幅に増加する住宅用地等について、税額の上昇を1.1倍まで抑制できる制度

を創設する。

四、自動車取得税改正

電気自動車やハイブリッド自動車等の環境への負荷の少ない新車の取得について、平成24年3月31日までに行われた場合に限り、自動車取得税の税率を引き下げる等の特例措置を拡充する。

五、軽油引取税等の一般財源化

自動車取得税及び軽油引取税を目的税から普通税に改め、使途制限を廃止するとともに、地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税に改め、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税とともに使途制限を廃止する。

六、その他

- 1 非課税等特別措置の整理合理化等を行う。
- 2 本法律は、一部を除き、平成21年4月1日から施行する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 21.2.27可決 参議院 3.18総務委員会付託 3.27本会議否決 ※)

※21.3.27、衆議院へ返付。衆議院において、3.27、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

- 1 平成21年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、法定加算額等及び交付税特別会計における剰余金を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額を控除した額に、雇用機会の創出等に資する施策の実施に必要な財源を確保するために1兆円を加算した15兆8,202億円とする。
- 2 平成22年度分の地方交付税の総額に雇用機会の創出に資する施策の実施に必要な財源を確保するために5,000億円を加算すること等、同年度から平成36年度までの間における国的一般会計から同特別会計への繰入れに関する特例等を改正する。
- 3 平成21年度及び平成22年度における措置として「地域雇用創出推進費」を設けるほか、平成21年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。

二、地方財政法の一部改正

今後5年間における特例措置として、公営企業、第三セクター等の抜本的な改革に伴って必要となる一定の経費の財源に充てるため、地方債を発行できることとする。

三、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

地方税法等改正法の施行に伴う市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるため、地方特例交付金を拡充する。

四、地方公営企業等金融機構法の一部改正

地方公共団体の一般会計における長期かつ低利の資金調達を補完するため地方公営企業等金融機関の貸付対象事業を拡充し、その名称を地方公共団体金融機関に改める。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、平成21年4月1日から施行する。

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第12号)

(衆議院 21.3.17可決 参議院 3.24総務委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、成田国際空港周辺地域における公共施設等の計画的な整備を促進するため、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を5年間延長し、平成26年3月31日までとするものである。

関税率法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 21.3.19可決 参議院 3.25財政金融委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率等について所要の改正を行うとともに、税關における水際取締りの充実・強化及び通關手續の特例措置の拡充を図るための所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、税關における水際取締りの充実・強化

- 1 偽造印紙・郵便切手等を輸入してはならない貨物に追加する。
- 2 保税蔵置場等の許可をしないことができる要件に、申請者が暴力團員であること等を追加する。

二、国際競争力強化のための通關手續の特例措置の拡充

国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図る通關手續の特例制度の対象に、貨物のセキュリティ管理と法令遵守に優れた製造者を追加する。

三、個別品目の関税率の改正

絹紡糸及び絹紡紬糸の関税率を無税とする。

四、暫定関税率等の適用期限の延長等

平成21年3月31日に適用期限が到来する暫定関税率並びに農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を1年延長する。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成21年4月1日から施行する。

【附帯決議】(21.3.30財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

一 急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税關の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進に特段の努力を払うこと。

一 最近の税關業務を取り巻く環境においては、グローバル化の進展等に伴い業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産侵害物品、ワシントン条約該当物品、テロ関連物資等に係る水際取締強化に対する国内外からの要請の高まりとともに、経済連携協定の進展による貿易形態の一層の多様化に的確に対応することが求められている。このような現状にかんがみ、職務に従事する税關職員については、税關業務の特殊性、今後の国際物流の在り方等を考慮し、国家公務員の定員削減計画の下においても、増員を含む定員確保はもとより、その待遇改善及び機構、職場環境の整備・充実、更には、より高度な専門性を有する人材の育成等に特段の努力を払うこと。

特に、国民の安心・安全の確保を目的とするテロ・治安維持対策の遂行及び首都圏空港における国際航空機能の拡充等に当たっては、増員を含む定員の確保及び業務処理体制の実現に努める

こと。

一 砂糖、でん粉及び乳製品等の輸入農畜産物に係る価格安定を図り、関連産業の健全な発展を促進する等の観点から設けられているいわゆる調整金等の制度については、より効果的な運用の在り方や国境措置の在り方を幅広い観点から検討すること。

右決議する。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 21.3.27可決 参議院 3.30財政金融委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国際通貨基金への加盟国の出資総額が増額されることとなったことに伴い、政府が、同基金に対し、156億2,850万特別引出権に相当する金額（現行は133億1,280万特別引出権に相当する金額）の範囲内において出資することができるとするものである。

【附帯決議】(21.3.30財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 金融・世界経済危機の深刻化に伴い、危機に直面する国に対する国際通貨基金による資金支援の役割が飛躍的に高まっていることから、その資金基盤の充実強化が喫緊の課題となっている。このような状況にかんがみ、今後の増資交渉に当たっては、増資規模等について十分検討とともに、加盟国の世界経済における相対的地位が、より反映されたものとなるよう努めること。

一 我が国が行う国際通貨基金への出資及び融資については、厳しい財政状況の下、国民の税金が使用されることにかんがみ、将来の基金の在り方も展望しながら国益に資するか否か等について不斷に検証・評価を行い、国際通貨基金が加盟国に対して行う融資等が適切なものとなるよう、適宜、意見を述べ、我が国の意見が十分反映されるよう努めること。

また、円の国際通貨としての利用の拡大による国際通貨体制のより一層の安定、国際貿易・投資の促進等、円の国際化を進めるような運用となるよう配意すること。

一 国際金融システムの安定化に向けこれまで以上に国際通貨基金の役割が期待される中、今後も国際通貨基金の改革が継続され着実に実行されるよう我が国としても国際通貨基金と連携しながら、主要出資国にふさわしい指導力を発揮するために注力すること。

一 政府・日本銀行は、経済界・学界等とも協力し、国際通貨基金においてより多くの人材が活躍できるように努め、出資第2位に見合う枢要なポストを確保するとともに、将来の我が国の国際金融交渉を担い得る人脈とスキルを有した人材の育成に努めること。

一 我が国が国際通貨基金に多額の出資等を行っていることにかんがみ、国際通貨基金の活動及び国際通貨基金における日本の貢献等について、十分に国会に報告するよう努めること。

右決議する。

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 21.4.9可決 参議院 4.22国土交通委員会付託 5.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、高齢化の進展に伴う高齢者の単身世帯や要介護者の増加が予想される中にあって、高齢者の居住の安定の確保を一層推進するため、都道府県による高齢者の居住の安定の確保に関する計画の策定、高齢者居宅生活支援施設の整備と一体としてその整備を行う高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画について都道府県知事の認定を受けた者が当該賃貸住宅を社会福祉法人等に賃貸することができることとする制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定める者に厚生労働大臣を加え、国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で定めることとともに、基本

方針に定める事項に、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標の設定に関する事項等を追加する。

二、都道府県は、一の基本方針に基づき、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を内容とする高齢者の居住の安定の確保に関する計画（以下「高齢者居住安定確保計画」という。）を定めることができる。

三、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録基準の設定等

1 都道府県知事は、現行法で規定する高齢者円滑入居賃貸住宅（高齢者の入居を受け入れることとしている住宅）の登録の申請があつた場合において、当該申請に係る賃貸住宅が、床面積の規模、構造及び設備、賃貸の条件等に関する基準に適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。

2 都道府県知事は、1の登録を受けた高齢者円滑入居賃貸住宅（以下「登録住宅」という。）の賃貸人に対し、当該登録住宅の管理の状況について報告を求めることができる。また、都道府県知事は、登録住宅が1の基準に適合しないと認めるときは、当該住宅の賃貸人に対し、基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

四、高齢者居宅生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進

1 都道府県知事は、高齢者居宅生活支援施設（高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供する高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設をいう。）と一体として整備を行う現行法で規定する高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る供給計画に記載された事項が一定の基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

2 1の認定を受けた者は、高齢者居宅生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅について、認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム事業）を行う社会福祉法人等に賃貸することができる。

五、地方住宅供給公社は、高齢者居住安定確保計画に基づき、加齢に伴う高齢者の身体の機能の以下の状況に対応した構造及び設備を有するものとすることを主たる目的とする住宅の改良（バリアフリー化）等を行うことができる。

六、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(21.5.12国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、基本方針を厚生労働大臣と共同して策定することとした本法の趣旨にかんがみ、高齢者の住宅施策と福祉・介護施策等との効果的な連携を一層推進すること。また、地域における福祉・介護行政を直接担う市町村の意見が都道府県の高齢者居住安定確保計画に適切に反映されるよう、基本方針等において明確化を図るとともに、本法における市町村の位置付け・役割について今後検討を進め、所要の措置を講ずること。

二、高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅について、高齢者にとって分かりやすく、使いやすい制度への改善を図るとともに、高齢者の住まい・福祉・介護全般に係る情報提供システムや相談窓口の一層の整備に努めること。また、高齢者向け賃貸住宅や高齢者居宅生活支援施設の適切な運営が確保されるよう、行政による指導監督に万全を期すること。

三、年金生活世帯を始め、障がい者、要介護者、生活保護受給者など住宅の確保に特に配慮を要する高齢者については、福祉施策との連携等により、高齢者向け賃貸住宅や老人ホームなど、高齢者の状況に応じた住まいのセーフティネットが確実に提供されるよう努めること。

四、高齢者向け賃貸住宅の供給促進とともに、高齢者が必要とする福祉・介護施設の適切な供給の確保に十分留意すること。

五、賃貸住宅の供給の促進に当たっては、高齢者及び子育て世帯が適切な家賃負担で住み続けることができるよう、既存住宅のバリアフリー・耐震改修等によるストック活用に重点を置くとともに、家賃補助制度の充実について検討すること。

右決議する。

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)

(衆議院 21.5.8可決 参議院 5.20国土交通委員会付託 5.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、都市の再生を一層推進するため、都市再生緊急整備地域内の一団の土地の所有者等による都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理に関する協定（以下「歩行者ネットワーク協定」という。）の締結について定めるとともに、都市再生整備推進法人が施行する公共施設等の整備に関する事業に係る都市開発資金の無利子貸付制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、都市再生特別措置法の一部改正

- 1 同法に基づく都市再生緊急整備地域内又は都市再生整備計画の一定区域内の一団の土地の所有者等は、歩行者デッキ、地下通路等を適切に整備・管理するための歩行者ネットワーク協定を締結することができる。
- 2 歩行者ネットワーク協定は、市町村長の認可を受けなければならず、認可の公告のあった同協定は、新たに土地等を取得して同協定の対象となる協定区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。
- 3 国が市町村に対し、都市再生整備計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため交付される、「まちづくり交付金」につき、同事業の早期化、普及の促進を図るため、同交付金を交付する際の勘案事項として、当該事業等を通じて増進が図られる都市機能の内容を追加する。
- 4 都市再生整備計画に基づき整備される公共施設の管理等を行う都市再生整備推進法人は、市町村に対して、その管理等を適切に行うために必要な都市計画の決定又は変更を提案することができる。

二、都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正

国は、地方公共団体が、都市再生整備推進法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする法人が施行する都市開発事業、公共施設等の整備に関する事業に要する費用に充てるための無利子の資金の貸付けを行うときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金の2分の1以内を貸し付けることができるよう、都市開発資金貸付けの対象として同事項を追加する。

【附帯決議】(21.5.26国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、都市再生事業の推進に当たっては、良好な都市環境の形成や伝統的な文化の継承、景観の保全等に十分配慮するとともに、地域の自主性や創意工夫をいかしたまちづくりの推進のため、都市計画法、景観法等関係諸法に基づく各種制度のより効果的かつ積極的な活用が図られるよう努めること。

二、N P O、まちづくり会社等、民間のまちづくりの担い手による活動については、その透明性の確保に留意しつつ、継続・強化が図られるよう、資金支援、担い手間の情報交換、交流の場の整備・拡充等の環境整備に努めること。

また、今まで一つも設立されていない都市再生整備推進法人については、無利子貸付けの対象や、都市計画提案権が付与されたこと等を周知徹底し、その普及促進に努めること。

三、都市再生歩行者経路協定等については、協定が必要と認められる地区の把握に努めるとともに、まちづくりの円滑な推進のため、その締結の促進、協定締結後のトラブル発生防止に資する協定の雛形の作成、優良事例の紹介等、関係者に対する情報提供を図るとともに、地域の実情に応じて、移動等円滑化経路協定、地区計画など既存制度との適切な役割分担が図られるよう十分配慮すること。

四、都市再生緊急整備地域、都市再生整備計画の区域において、歩行者経路や都市再生整備事業で整備される施設のバリアフリー化の促進に努めるとともに、バリアフリーに係る情報提供等、ソフト対策も含めた各種支援制度の充実・強化を図ること。また、都市再生歩行者経路協定等の認可基準の設定に当たっては、高齢者の利便性、安全性の確保について十分配慮すること。

五、まちづくり交付金制度の交付対象の拡大を図りつつ、まちづくり交付金による事業など、都市再生特別措置法に基づき実施する事業の情報公開、実施した事業等の効果・影響を適切に評価・把握するとともに、その結果を踏まえ、必要な措置を講じること。また、民間都市再生整備事業に係る財團法人民間都市開発推進機構の支援措置については、情報公開を適切に行い、その透明性を一層確保すること。

右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 21.3.19可決 参議院 3.25法務委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、裁判官のうち、判事の員数を40人増加し1,717人に、判事補の員数を35人増加し1,020人に、それぞれ改める。

二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を3人増加し、2万2,089人に改める。

三、この法律は、平成21年4月1日から施行する。

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案(閣法第18号)

(衆議院 21.3.19修正議決 参議院 3.25文教科学委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する宮城工業高等専門学校及び仙台電波工業高等専門学校を統合して仙台高等専門学校を、富山工業高等専門学校及び富山商船高等専門学校を統合して富山高等専門学校を、高松工業高等専門学校及び詫間電波工業高等専門学校を統合して香川高等専門学校を、熊本電波工業高等専門学校及び八代工業高等専門学校を統合して熊本高等専門学校をそれぞれ新設すること。

二、独立行政法人国立国語研究所法を廃止し、独立行政法人国立国語研究所の業務を大学共同利用機関法人人間文化研究機構に移管すること。

三、独立行政法人メディア教育開発センター法を廃止すること。

四、この法律は、平成21年4月1日から施行すること。ただし、附則の一部の規定を除き、一、二及び附則の一部の規定については平成21年10月1日から施行すること。

なお、本法律案は、衆議院において、独立行政法人海洋研究開発機構と独立行政法人防災科学技術研究所の統合及び独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センターの統合に係る規定を削除すること、並びに独立行政法人国立国語研究所において行われていた「国語に関する調査研究等」の業務が、大学共同利用機関法人人間文化研究機構において引き続き維持され、及び充実されるよう、必要な措置を講じなければならないとすること等の修正が行われ

た。

【附帯決議】(21.3.30文教科学委員会議決)

- 政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。
- 一、国立高等専門学校の高度化再編に当たっては、各地域のニーズや入学志願者数の動向、卒業生の進路等を踏まえ、個々の高等専門学校の自主性・自律性及び教職員間の議論に基づく学内合意を十分尊重し、教育研究の個性化、活性化、高度化がより一層進展するよう配慮するとともに、全国各校の教育研究の充実が図られるよう十分な予算措置を行うこと。
- 二、国立高等専門学校の今後の在り方については、国立大学法人との整合性の観点等、これまで議論されてきた経緯を踏まえ、独立行政法人としていること等、組織の在り方の見直しを検討すること。
- 三、独立行政法人国立国語研究所の大学共同利用機関法人間文化研究機構への移管に当たっては、これまで担ってきた日本語教育研究及び関連する事業等の重要性にかんがみ、引き続き当該研究や事業等を主体的に担っていくための十分な財源措置及び人的配置を行うものとすること。また、同研究所に、大学共同利用機関の特性に配慮しつつ、当該研究や事業等を担当する部門を設置し、更なる充実を図るとともに、新たな中期計画にその質の向上を図るための措置を盛り込むこと。
- 四、移管後の国立国語研究所においても日本語教育データベースの更新、既存の研究開発や研究者ネットワークの継続等に支障を来さないよう、大学共同利用機関の特性に配慮しつつ、研究職にある者を適切に移籍させるとともに、適正な手続に基づき処遇すること。
- 五、独立行政法人国立国語研究所が担ってきた国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育の調査研究の重要性にかんがみ、学術研究の中核機関として共同研究の活性化を図るとともに、引き続き、国語政策への貢献と外国人に対する日本語教育の振興という観点からの基盤的な調査研究、必要な研究課題の設定・実施、その成果の活用が図られるよう努めること。さらに、将来的には国の機関とすることを含めて組織の在り方を抜本的に検討すること。
- 六、独立行政法人メディア教育開発センターの廃止に当たっては、生涯学習社会の形成の観点から放送大学学園はもとより、関係府省、地方公共団体等とも連携しつつ、ＩＣＴ活用教育を含めたメディア教育の振興に努めること。
- 七、運営費交付金等の算定に当たっては、算定基準及び算定根拠を明確にした上で公表し、公正性、透明性を確保するとともに、各法人の規模、事業等その特性を考慮した適切な算定方法となるよう工夫すること。また、組織改定前の公費投入額を踏まえ、従来以上に教育研究等が確實に実施されるのに必要な所要額を確保するよう努めること。

右決議する。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 21.4.17修正議決 参議院 4.27厚生労働委員会付託 6.19本会議否決 ※)

※21.6.19、衆議院へ返付。衆議院において、6.19、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した

【要旨】

本法律案は、基礎年金に係る国庫負担割合について、平成21年度及び平成22年度において財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計への特例的な繰入金を活用した財源の確保により2分の1とするとともに、所得税法等の一部を改正する法律の規定に従って行われる税制の抜本的な改革により所要の安定した財源の確保を図った上で2分の1への引上げを恒久化する等のため、国民年金法等の一部を改正する法律その他の関係法律について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、平成21年4月1日とされていた施行期日を公布の日に改める修正が行われた。

第一 国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正

- 一 国庫は、平成21年度及び平成22年度については、現行の基礎年金の国庫負担割合に基づく負担額のほか、財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰入金を活用し、当該額と国庫負担割合2分の1に基づく負担額との差額を負担する。
 - 二 別に法律に定める年度（以下「特定年度」という。）について、所得税法等の一部を改正する法律附則第104条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革により所要の安定した財源の確保が図られる年度を定めるものとする。
 - 三 特定年度の前年度が平成23年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成22年度以前の年度を除く。）の各年度について、現行の基礎年金の国庫負担割合に基づく負担額と国庫負担割合2分の1に基づく負担額との差額に相当する額を国庫の負担とするよう、臨時の法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。
 - 四 保険料免除期間を有する者の老齢基礎年金の額の計算に関して、次に掲げる事項を行う。
 - 1 平成21年4月から平成23年3月までの期間に係る保険料免除期間について、保険料全額免除期間の月数を保険料納付済期間の月数の2分の1と算定する等の措置を講ずること。
 - 2 平成23年4月からの期間に係る保険料免除期間について、1と同様に取り扱われるよう、臨時の法制上の措置を講ずるものとすること。
- 第二 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正
国家公務員共済組合制度について、第一の一及び三の改正に準じた改正を行う。
- 第三 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正
私立学校教職員共済制度について、第一の一及び三の改正に準じた改正を行う。
- 第四 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正
地方公務員共済組合制度について、第一の一及び三の改正に準じた改正を行う。
- 第五 施行期日等
- 一 この法律は、一部を除き公布の日（衆議院修正）から施行する。
 - 二 政府は、国民年金法等の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定を踏まえつつ、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策について機能強化及び効率化を図ることの重要性にかんがみ、その一環として、公的年金制度について、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項に関する検討を進め、当該事項がそれぞれ制度として確立した場合に必要な費用を賄うための安定した財源を確保した上で、段階的にその具体化を図るものとする。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案(閣法第20号)

（衆議院 21.4.9可決 参議院 4.13総務委員会付託 4.17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、電波の有効利用を推進する観点から、地上デジタルテレビジョン放送への円滑な移行を推進するため電波利用料の使途の範囲を当分の間拡大するとともに、当該移行によって空くこととなる周波数帯を利用した移動受信用地上放送の早期実現を図るための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、受信機器購入等の支援に係る電波利用料の使途の拡大

電波利用料の使途の特例として、テレビジョン放送の受信設備を設置している者のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助を追加する。

二、移動受信用地上放送の実現のための制度整備

- 1 移動受信用地上放送の定義を、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする放送であって、人工衛星の無線局以外の無線局により行われるものとする。
- 2 移動受信用地上放送の無線局について、事業者がその創意工夫により柔軟に設置できるよう、現在電気通信業務に適用されている開設計画の認定制度を導入する。
- 3 移動受信用地上放送について、多くの事業者の参入機会を確保するため、現在衛星放送に適

用されている受託放送・委託放送の制度を導入する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一については、公布の日から施行する。

【附帯決議】(21.4.16総務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、平成23年7月の地上放送の完全デジタル化に向け、必要な調査・支援の実施や国民に対する説明・相談体制の充実等を含め、官民協力してあらゆる方策を講じ、国民生活に支障を生ずることのないよう万全を期すこと。
- 二、受信機器購入等の支援の実施に当たっては、施策の不知による申請漏れが生じないよう、あらゆる手段を講じて支援対象世帯に対する周知徹底を図るとともに、実施に關係するすべての団体等に対し、支援対象世帯に係る個人情報保護の徹底を指導すること。また、関連省庁は、連携して悪質商法、詐欺事件等の被害防止に万全の対策を講じること。
- 三、受信機器購入等の支援実施団体の選定及び同団体の業務の実施については、地域の実情に配慮しつつ、その透明性・公平性が確保されるよう努めること。
- 四、景気の後退等に伴う支援対象世帯数の増加等情勢の変化があった場合においても、受信機器購入等の支援に支障が生じないよう、適切に対応すること。
- 五、移動受信用地上放送の具体的な制度設計に当たっては、新産業の創出、地域振興、地域情報の確保、利用者保護等の観点に留意するとともに、事業者の決定に際しては、審査における公平性・透明性をより一層徹底すること。
- 六、電波・放送行政の公正性及び中立性を確保するため、引き続き、電波・放送行政の在り方にについて検討すること。

右決議する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第21号)

(衆議院 21.3.19可決 参議院 3.25外交防衛委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在コソボ日本国大使館を新設するとともに、同大使館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 二、在レシフェ及び在ジュネーブの各日本国総領事館を廃止する。
- 三、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 四、この法律は、平成21年4月1日から施行する。ただし、在レシフェ及び在ジュネーブの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(21.3.30外交防衛委員会議決)

今日、国際情勢が不透明さを増している中、我が国に求められているのは国益を踏まえつつ、国際社会との協力・連携の下、国際的諸課題に毅然と対応する外交力であり、そのためにも我が国外交を担う外務省の体制強化と危機管理体制の抜本的改革が必要である。他方、サブプライムローン破綻による世界金融危機を契機に国際経済の著しい後退局面が生じる中、我が国経済は未曾有の危機的状況に陥っており、財政事情は依然として厳しい。外務省においては組織改革や手当の見直しに際し、こうした国内事情を重く受け止め、とりわけ外務公務員の手当に向けられる国民の声に真摯に応えていく必要がある。

これらを踏まえ、政府は本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

- 一、我が国外交の最前線基地である在外公館等の新設に関しては、我が国の国益と相手国との相互

主義の原則等を踏まえ、戦略的にその増強・整備に当たること。なお、コンパクト公館の設置に関しては、関係在外公館との協力・連携を十分図り、在外公館としての機能に支障が生じないよう留意すること。

二、在外公館においては、大規模自然災害や犯罪・テロ等の緊急事態における在外邦人に対する迅速かつきめ細やかな支援を可能とするため、日常の情報提供、共有体制等も含めて危機管理体制の機能拡充に努めること。

三、我が国の厳しい財政事情を厳粛に受け止め、在外公館に関わる予算の効率性・透明性を高めるとともに、その執行に当たっては、適切な支出が図られるよう具体的な措置を講ずること。

四、在勤手当については、国内の財政状況や外交活動を推進する上での必要性を踏まえ、民間企業、諸外国の外交官の給与・手当の水準及び各任地の事情にかんがみ、為替・物価等の変動が反映される形で客観的に算出されることにより、必要に応じて在勤手当全般にわたる内容の見直しを行うこと。特に為替変動による在勤基本手当の見直しについては、直近のデータを基に見直しすること。また、研修員手当については、研修地における一般の学生の生計費の実態を十分考慮して、適宜検討を行うこと。

五、国際社会のグローバル化による海外渡航者や在留邦人の増加とともに領事業務の重要性が高まっていることにかんがみ、邦人の活動環境を向上させるための国民の視点に立った領事サービスの不断の向上に努めること。

六、外務省においては、総務省の行政評価・監視結果を踏まえ、不祥事の再発を防止し、信頼を回復するため、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取り組み、その成果を国民に対して分かりやすく説明すること。

七、在外公館における監査・査察体制の一層の強化を図ること。

八、国際機関における幹部職員を含め邦人職員の増強に向けて国際社会に通用する人材の一層の育成を図るとともに、援助や平和構築など様々な分野において高級幹部も含め外部の人材の積極的活用を図ること。

右決議する。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第22号)

(衆議院 21.4.3可決 参議院 4.6文教科学委員会付託 4.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、原子力損害の賠償に関する内外の社会経済情勢の変化にかんがみ、原子力損害の被害者の保護に万全を期するため、賠償措置額の引上げ並びに原子力損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者に対する政府の援助に係る期限の延長を行うとともに、原子力損害賠償紛争審査会の所掌事務を追加する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、原子力損害の賠償に関する法律の一部改正

- 1 賠償措置額を現行の600億円から1,200億円に引き上げること。
- 2 原子力損害賠償紛争審査会は、原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めることとすること。
- 3 原子力損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者が賠償すべき額が賠償措置額を超える場合における政府の援助に係る期限を延長し、平成31年12月31日までに開始された原子炉の運転等に係る原子力損害について適用することとすること。
- 4 損害賠償措置を講じずに原子炉の運転等を行った原子力事業者に対する罰金額を現行の50万円以下から100万円以下に引き上げる等、罰則の引上げを行うこと。

二、原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

政府は、原子力損害賠償補償契約に基づく業務の一部を損害保険会社等に委託することができ

ることとすること。

三、施行期日

この法律は、平成22年1月1日から施行すること。

【附帯決議】(21.4.9文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、賠償措置額については、国際水準等を勘案した適正な額となるよう、遅滞なくその引上げに努めること。

二、原子力損害賠償制度については、被害者保護の充実と原子力事業の健全な発達に資するよう、諸外国の例を参考にしつつ、賠償措置額を超える原子力損害が発生した場合の賠償資金の確保や原子力損害賠償補償契約の補償料に関し、その在り方を検討すること。

三、国際的な原子力損害賠償の枠組みへの加盟については、我が国及び近隣諸国における原子力損害賠償制度の実情と国際的な動向等に十分配慮し、今後も多角的に検討を進めること。

右決議する。

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第23号)

(衆議院 21.4.17可決 参議院 4.27文教科学委員会付託 5.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、科学技術に関する研究等の基盤の強化等を図るため、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）により設置される特定中性子線施設の共用を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定先端大型研究施設の定義に、特定中性子線施設を追加すること。

二、日本原子力研究開発機構は、特定中性子線施設の設置者として、中性子線共用施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること等の業務を行うものとともに、文部科学大臣の定める基本方針に即して、当該業務に関する実施計画を作成し、毎事業年度、文部科学大臣の認可を受けなければならないこととすること。

三、文部科学大臣は、特定中性子線施設の設置者として日本原子力研究開発機構が行うものとされた業務のうち、施設利用研究を行う者の選定及び利用支援に係る業務の全部又は一部を、登録施設利用促進機関に行わせることができることとすること。

四、この法律は、平成21年7月1日から施行すること。

【附帯決議】(21.5.21文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、特定先端大型研究施設の建設・研究開発については、国が主導する長期的かつ大規模なプロジェクトの進ちょく状況を適切に評価しながら、優秀な研究者の確保等研究体制の充実及び十分な財政措置等の支援に努めること。また、その意義や研究内容・成果等については、児童・生徒の理科離れの現状にも留意しつつ、分かりやすい広報に努めること。

二、特定先端大型研究施設の共用については、利用者の円滑な施設利用を促進するため、研究成果の知的財産権の問題等が発生しないよう十分配慮するとともに、科学技術人材育成の観点から、大学院や大学における教育・研究への活用を一層推進すること。特に、特定中性子線施設においては、他の研究機関や産業界による中性子利用研究の更なる拡大と研究成果の適切な情報発信に努めるとともに、利用料金の設定及び会計監査について適切な評価を行うこと。

三、大強度陽子加速器施設の運用においては、設置者である独立行政法人日本原子力研究開発機構及び大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構は、互いに連携・協力して、その安全管理に万全を期すとともに、効率性にも配慮しつつ、基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれた発展に努めること。

四、大強度陽子加速器施設については、国際公共財であるという位置付けにかんがみ、国際的研究・教育拠点としての重要な役割を果たせるよう、研究環境、生活環境等の国際化を進めるなど、外

国人利用者の受入体制の整備に努めること。

五、登録施設利用促進機関については、その登録に際し、適正な情報公開に心がけるとともに、同機関に利用促進業務を行わせることとしたときは、透明性、公正性を確保するため選定委員会の委員を公表するほか、公平かつ効率的な運用が図られるよう努めること。

六、独立行政法人、国立大学法人等の先端研究施設をはじめとする研究施設の共用を促進するため、各機関における体制の整備や利用者のニーズの把握等を促すとともに、国は必要な支援をしつつ、共用に積極的な風土の醸成に努めること。

七、本法に基づいて研究施設の共用を促進するに当たっては、日本国憲法の理念である平和国家の立場を踏まえ、科学技術の適切な発展と国際平和に資するよう努めること。

右決議する。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(閣法第24号)

(衆議院 21.3.27可決 参議院 3.30厚生労働委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成21年4月1日における戦没者等の遺族で、平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間に、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の受給権者がいなくなったものに対し、特別弔慰金として額面24万円、6年償還の国債を支給しようとするものである。

なお、この法律は平成21年4月1日から施行する。

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第25号)

(衆議院 21.4.7可決 参議院 4.10経済産業委員会付託 4.22本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における国際経済の構造的な変化に我が国経済が対応するためには我が国の産業がその産業活動を革新することが重要であることにかんがみ、事業者の資源生産性向上に対する取組への支援、いわゆるオープン・イノベーションを促進する事業活動に対し資金供給等を行う組織の創設、事業者等の共同研究成果の実用化を促進するための技術研究組合から株式会社への組織変更を可能とする制度の創設、国有特許権等を低廉な価格で許諾可能とする制度の創設、中小企業者が他の事業者に事業を承継してその事業の再生を図る取組への支援等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、産業活力再生特別措置法の一部改正

- 1 法律の題名を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。
- 2 この法律は、我が国経済の持続的な発展を図るためににはその生産性の向上が重要であることかんがみ、特別の措置として、事業者が実施する事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新等を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講じるとともに、株式会社産業革新機構を設立し特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置、中小企業の活力の再生を支援するための措置及び事業再生を円滑化するための措置を講じ、併せて事業活動における知的財産権の活用を促進することにより、我が国の産業活力の再生を図るとともに、我が国産業が最近における国際経済の構造的な変化に対応したものとなるための産業活動の革新に寄与することを目的とする。
- 3 事業者の資源生産性の向上に対する支援
事業者が自らの資源生産性を向上させるための計画や、資源制約の下で新たな市場の開拓が見込まれる製品を生産する計画の認定制度を創設し、認定を受けた事業者に対し、設備投資や組織再編等に対する支援措置を講じる。
- 4 事業者の資金調達に対する支援の強化
本法に基づき計画の認定を受けた事業者に融資や出資を行う金融機関の信用リスクを軽減す

る措置を講じることにより、当該事業者の資金調達の円滑化を図る。

5 将来の成長の芽となる事業活動に対する支援の強化

株式会社産業革新機構を通じ、自社の経営資源のみならず、技術や知識など他社の経営資源も効果的に活用する事業活動に対して出資等の支援を行う体制を整備する。

6 中小企業の事業再生に対する支援の強化

財務状況が悪化している中小企業が、将来性のある事業を他の事業者に引き継ぎつつ再生する計画の認定制度を創設し、認定を受けた中小企業に対しては、営業に必要な許認可の承継や資金供給の円滑化のための措置を講じる。併せて、中小企業再生支援協議会による支援体制を強化する。

二、鉱工業技術研究組合法の一部改正

鉱工業技術研究組合法の技術範囲の拡大を行うとともに、技術研究組合の株式会社への組織変更を円滑にする措置等を講じる。

三、産業技術力強化法の一部改正

企業等との共同研究成果を産業技術総合研究所等が承継した場合の特許料の特例措置など所要の措置を講じる。

四、附則

1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行後の見直しについて規定する。

【附帯決議】(21.4.21経済産業委員会議決)

政府は、国際経済の急激かつ構造的な変化に対し、経営資源の一層の効果的、効率的な活用を促進し、我が国における産業活動の革新を図ることが必要であることにかんがみ、本法施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 株式会社日本政策金融公庫の損失補てん制度に基づく指定金融機関による企業への出資に関しては、当該制度が公的資金を活用する異例の措置であることにかんがみ、出資の前提となる事業計画認定の具体的な基準及び手続を早急に定めること。なお、その運用に当たっては、公正性及び透明性を確保しつつ、安易な企業救済とならないよう配意すること。

二 事業者による認定事業計画の実施がその雇用する労働者に多大な影響を与えるおそれがあることにかんがみ、主務大臣が事業計画を認定するに当たっては、計画が労働組合等との十分な協議を経て作成される等、事業者が従業者の理解及び協力を得るために必要な十分な話し合いを行ったかについて、確認するよう努めること。

三 中小企業承継事業再生計画については、認定の対象となる中小企業者の債務等の基準を基本指針等において明確にするとともに、運用においては要件だけでなく、業態の特性や企業固有の事情等を勘案すること。

四 中小企業承継事業再生計画においては、不採算部門が恣意的に選定され、労働者の切捨てが行われることがないようにすること。また、第二会社に移行する従業者の労働条件が不当に切り下げられることのないよう、計画の作成に当たっては、特定中小企業者が労働組合等と協議により十分な話し合いを行うとともに、中小企業再生支援協議会の助言を受けること等を要件とするこ

と。

右決議する。

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案(閣法第26号)

(衆議院 21.6.18可決 参議院 6.22国土交通委員会付託 6.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年の我が国における海難の発生状況、海上交通に係る環境の変化等を踏まえ、船舶交通の安全性の向上を図るため、海域の特性に応じた新たな航法の設定、船舶の安全な航行を援

助するための措置に係る規定の整備等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地形や潮流といった各海域の特性に応じた法規たる航法として、一定の航路の区間において追越しを禁止するとともに、海上保安庁長官又は港長は、船舶の航路の航行に危険を生ずるおそれがある場合において、危険を防止するため必要な間、航路外で待機すべき旨を指示することができるこことする。
- 二、海上保安庁長官又は港長は、航路等を航行する一定の船舶に対して、船舶交通の障害の発生に関する情報等必要な情報の提供、航行の危険防止のための必要な措置を講ずべきことの勧告及び勧告に基づき講じた措置についての報告の徴収ができるこことする。また、前記船舶は、航路等を航行している間は、船舶交通の障害の発生に関する情報等の聴取義務を有することとする。
- 三、港長は、異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情による危険を防止するため、港内にある船舶に対して、停泊の場所及び方法の指定、港内からの退去等を命ずることができることとともに、危険の防止のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとする。また、船舶の長さに応じた効率的な港内交通整理の手法が導入された港においては、港内の一定の水路を航行するための事前の通報を行うべき船舶の基準に船舶の長さを追加することとする。
- 四、瀬戸内海の来島海峡航路において、一定の速力以上の速力での航行の義務付け、潮流の変わることによる特別な航法の指示、航路への入航前における船舶の名称等の通報の義務付け等を行うこことする。
- 五、一から四のほか、海上保安庁長官による船舶の航行の安全を確保するための航路以外の海域における船舶の航行に適する経路の指定、航路を航行するための事前の通報の対象船舶の拡大、危険防止のための交通制限等の設定手続の迅速化等を行うこことする。
- 六、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案 (閣法第27号)

(衆議院 21. 6. 11修正議決 参議院 6. 12国土交通委員会付託 6. 19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、特定の地域における輸送需要等の状況に応じた一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）の適正化及び活性化を推進するため、国土交通大臣による特定地域の指定及び基本方針の策定、特定地域において組織される協議会による地域計画の作成及びこれに基づくタクシー事業者による特定事業等の実施並びに特定地域における道路運送法の特例について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国土交通大臣は、タクシーの供給過剰等の状況に照らして、その地域公共交通としての機能を十分に發揮できるようにするため、地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認める地域を、特定地域として指定することができる。
- 二、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関する基本方針の策定、特定地域におけるタクシー事業者及びその団体並びに国の責務等について定める。
- 三、特定地域において、地方運輸局長、関係地方公共団体の長、タクシー事業者及びその団体、タクシー運転者の組織する団体、地域住民等は、協議会を組織し、二の基本方針に基づき、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するための地域計画を作成することができる。
- 四、特定地域のタクシー事業者は、単独で又は共同して、三の地域計画に即してタクシー事業の適正化及び活性化に資する特定事業を実施するための特定事業計画を作成し、一定の基準に適合する場合は国土交通大臣の認定を受けることができる。特定事業計画にはタクシー事業の譲渡、事

業者の合併、減車等の事業再構築に関する事項を定めることができるものとともに、2以上のタクシー事業者が共同で行う事業再構築に関して、公正取引委員会との調整に係る規定を設けるものとする。

五、特定地域においては、タクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシーの合計数を増加させる場合に必要とされる事業計画の変更について、事前届出に代え、国土交通大臣の認可を受けなければならないものとする等の道路運送法の特例を定める。

なお、衆議院において、法律の目的、特定地域の指定に係る都道府県知事等の要請制度の導入、資金の融通、タクシーに係る制度の在り方の検討、運賃及び料金の認可基準等に関し修正が行われた。

【附帯決議】(21.6.18国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、利用者のニーズに合致したサービスの提供が何よりも重要であることを関係者は認識し、一層のサービスの改善と需要の拡大が図られるよう、タクシー事業の適正化及び活性化に努め、利用者の選択性を高めるための方策、最新のIT技術を活用したサービス提供、利用者利便の向上に資する情報提供、乗り場の整備等を、関係者の緊密な連携により推進すること。

二、全国各地域におけるタクシーの供給過剰とそれに伴う違法不適切な事業運営、労働条件の悪化等の実情を踏まえ、その対策を迅速かつ効果的に行う観点から、特定地域の指定を適切に行うこと。

また、特定地域では、新規参入や増車が必要増を喚起すると明らかに見込める場合を除き、原則としてこれを認めないとするとともに、特定地域に指定されなかった地域についても、特定特別監視地域への指定を検討する等供給過剰発生の未然防止に努めること。

三、協議会が策定する地域計画には、過度な運賃競争の回避や労働条件改善・向上のための対策について記載されるよう基本方針に明記すること。

また、協議会においては、地方運輸局は、かつて需給調整を実施していた際の手法等により、地域における適正車両数を算定し示すこと。

四、タクシーが地域における公共交通機関として十分な機能を果たし得るよう、タクシー事業者及びその団体、関係地方公共団体等の関係者の要望を十分踏まえた支援制度の活用・創設に努めること。

また、特定地域において協議会に参加しない事業者、減車等に協力しない事業者に対しては、その経営状況を十分に確認するなど、タクシー事業の適正化、活性化を推進する観点から必要な措置を講じること。

五、タクシー事業の健全な競争を図るため、同一地域同一運賃の実現が必要との意見を踏まえつつ、適切な運賃制度及びその運用を検討し、必要な措置を講じること。

六、今後策定される運賃のガイドラインにおいては、各地域の実情を踏まえ、タクシーの安全を確保するための適切な運賃水準が確保されるよう、自動認可運賃の幅の縮小、適切な運賃水準の趣旨を逸脱した下限割れ運賃等の防止に必要な措置を講じること。

七、労働条件の悪化防止、違法不適切な事業運営の排除、タクシー運賃の不当競争の防止、特定事業計画認定時の協調減車に関する迅速な調整等のため、関係省庁連携の下、監査指導体制の充実強化、労働関係法令違反に対する処分の強化等、必要な措置を講じること。

八、国土交通省及び厚生労働省は、タクシー事業における賃金システム等に関する懇談会などの議論に積極的に関与し、歩合給と固定給のバランスの取れた給与体系に再構築すべく努力すること。また、労使双方に対し、本法の趣旨を踏まえた真摯な対応を行うよう促すこと。

九、運転者登録制度について、講習の充実等制度の適切かつ円滑な実施を図るとともに、これに必要な支援措置を講じること。

右決議する。

米穀の新用途への利用の促進に関する法律案(閣法第28号)

(衆議院 21.3.24可決 参議院 4.8農林水産委員会付託 4.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、世界の食料需給が中長期的にひっ迫するおそれがある中、将来にわたり国民への食料の安定供給を確保するには、国内農業の食料供給力の強化と食料自給率の向上が必要であるため、水田を最大限に活用し、自給率の低い大豆・麦等の生産拡大を図るとともに、米粉用、飼料用米等の本格生産を今後継続して推進することにより、関係者が米粉用、飼料用米等に安心して取り組むことができる措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、農林水産大臣は、米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針を定めることとする。
 - 二、米穀の生産者と米粉等の製造事業者は、新用途に用いる米穀の生産から米粉、飼料等の製造までの一連の行程の改善を図るために、共同して生産製造連携事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができるることとする。
 - 三、民間企業等は、米粉及び飼料等の原材料に適した稻の新品種の育成を行う場合、新品種育成計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができるることとする。
 - 四、生産製造連携事業計画及び新品種育成計画の認定を受けた者に対して、農業改良資金の償還期間の延長、稻の新品種登録出願料の減免等の特例措置を講じることとする。
 - 五、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
 - 六、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。
- 【米穀の新用途への利用の促進に関する法律案、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議】(21.4.16農林水産委員会議決)
- 政府は、これらの法律の施行に当たり、水田の有効活用を促進するとともに、米を含めた食品に対する消費者の信頼の確保等が図られるよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。
- 一 米粉・飼料用米等の価格が主食用米と比べ極めて低水準にあることを踏まえ、米粉・飼料用米等について十分な支援水準を確保すること。
また、多収品種の開発や直播栽培の導入等の低コスト化生産技術の確立及びその普及に向けた支援を充実・強化すること。
 - 二 新たな食料・農業・農村基本計画の策定に当たっては、食料自給力の強化と食料自給率の向上を図るため、水田の有効活用方策や米の生産調整の在り方等について、関係者の意見を十分踏まえつつ、長期的視点に立った施策の構築を図ること。
 - 三 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案附則第5条第2項の検討に当たっては、飲食料品について、この法律の実施状況を踏まえつつ、速やかに、仕入先、仕入日、販売先、販売日等の取引等に係る基礎的な情報についての記録の作成及び保存並びに緊急時における国等への情報提供を義務付けることについて検討を加えるとともに、加工食品について、速やかに、その主要な原材料の原産地表示を義務付けることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとすること。
 - 四 米については、主食用、米粉用及び飼料用等用途別に大幅な価格差が存在し、これをを利用して不当な利得を得ようと考える事業者が存在することを前提とした上で、横流し等による不正規流通を防止するため、米の流通に対する行政による監視体制を強化すること。
 - 五 米粉用米・飼料用米等の新用途米穀の生産拡大を図るには、確実な需要先の確保が重要であることにかんがみ、食品加工業者や畜産農家等の実需者が、新用途米穀の利用に意欲を持って取り組める需要喚起策を講ずること。
- 右決議する。

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案(閣法第29号)

(衆議院 21.3.24修正議決 参議院 4.8農林水産委員会付託 4.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、昨年の事故米穀の不正規流通問題において、流通ルートの解明に時間を要し、また、米穀を原材料として使用している食品の原料米の産地が分からなかつたことなどから、米製品全般にわたり消費者の不安が生じたという状況を踏まえ、食品事故などの問題事案が発生した場合に、米穀の流通ルートを迅速かつ的確に特定し、関係法律による措置を適切に実施できるようにするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、米穀等の取扱事業者は、米穀等について取引等をしたときは、その取引等に係る情報を記録・保存しなければならないこととする。
- 二、米穀等の取扱事業者は、その産地を識別することが重要と認められる米穀等について、一般消費者への販売又は提供をするときは、米穀等の産地を一般消費者に伝達しなければならないこととする。また、主務大臣は、その違反者に対して勧告及び命令を行うことができることする。
- 三、この法律は、公布の日から起算して1年6月（二の産地情報の伝達の規定については、2年6月）を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 四、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

なお、本法律案については、衆議院において、政府が検討すべき事項を追加し、飲食料品について、この法律の実施状況を踏まえつつ、速やかに、取引等に係る基礎的な情報の記録の作成・保存及び緊急時における国等への情報提供の義務付けについて検討を加えるとともに、加工食品について、速やかに、その主要な原材料の原産地表示の義務付けについて検討を加えることとする修正が行われた。

【附帯決議】(21.4.16農林水産委員会議決)

米穀の新用途への利用の促進に関する法律案(閣法28号)と同一内容の附帯決議が行われている。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第30号)

(衆議院 21.3.24可決 参議院 4.8農林水産委員会付託 4.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、昨年の事故米穀の不正規流通問題の発生により、非食用として販売された米穀が食用に転売されるなど、事業者による不適正な行為が明らかとなり、米穀の流通に対する国民の信頼が大きく揺らぐこととなつたため、米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図る措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、農林水産大臣は、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、米穀の用途別の管理の方法その他他の米穀の出荷・販売事業者がその業務の方法に関し、遵守すべき事項を定めることができることする。また、農林水産大臣は、遵守事項の違反者に対し、勧告及び命令を行うことができることする。
- 二、立入検査の拒否に対する罰則として懲役刑を導入するなど、罰則の強化を行うこととする。
- 三、この法律は、立入検査の拒否等に対する罰則の強化については、公布の日から起算して20日を経過した日から、その他については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、施行することとする。

【附帯決議】(21.4.16農林水産委員会議決)

米穀の新用途への利用の促進に関する法律案(閣法28号)と同一内容の附帯決議が行われている。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第31号)

(衆議院 21.4.28可決 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、防衛省の所掌事務をより適切に遂行する体制を整備するため、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数の変更、防衛参事官の廃止、防衛大臣補佐官及び防衛会議の設置、防衛大学校等における研究の位置付けの明確化、陸上自衛隊の学校の生徒及び自衛官候補生の身分の新設、自衛官の勤務延長及び再任用に係る期間の伸長、第15旅団の新編等の措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数を2段階で改定することとし、最終的に陸上自衛官15万1,641人(1,579人の減員)、海上自衛官4万5,550人(166人の減員)、航空自衛官4万7,128人(185人の減員)、共同の部隊に所属する自衛官1,159人(1,007人の増員)、統合幕僚監部に所属する自衛官359人(16人の増員)及び情報本部に所属する自衛官1,909人(6人の増員)の総計24万7,746人(901人の減員)とする。
- 二、防衛大臣の補佐体制を強化するため、防衛大臣補佐官を新設し、また、政治任用者、文官及び自衛官の三者が一体となって防衛大臣による政策決定を補佐するための防衛会議を新設するとともに、防衛参事官の廃止を行う。
- 三、防衛大学校及び防衛医科大学校において自衛隊の任務遂行に必要な理学、工学、社会科学及び医学に関する高度の理論及び応用に係る研究を行うことを明確化する。
- 四、陸上自衛隊の学校の生徒の身分を新設し、防衛省の職員の定員外とするとともに、三等陸士、三等海士及び三等空士の階級を廃止する。
- 五、自衛官候補生の身分を新設し、その任用期間等を定めるとともに、防衛省の職員の定員外とする。
- 六、定年に達したことにより退職することとなる自衛官について、本人の同意を得た上で、当該自衛官が定年に達した後も通算3年まで引き続き自衛官として勤務させることを可能とする。
- 七、自衛官への定年退職者等の再任用について、現行の1年以内の任期を60歳前に限り3年以内の任期とすることを可能とする。
- 八、即応予備自衛官の員数を2段階で改定することとし、最終的に8,467人(42人の増員)とする。
- 九、陸上自衛隊の部隊として第15旅団を新編する。
- 十、防衛大臣補佐官の新設に伴い、防衛大臣補佐官に対する給与等について規定の整備を行う。
- 十一、陸上自衛隊の学校の生徒の身分の新設に伴い、生徒手当の新設等を行う。
- 十二、自衛官候補生の身分の新設に伴い、自衛官候補生手当の新設等を行う。
- 十三、本法律は、平成22年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、一及び八の第1段階の改定、二、三、六、七及び十については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から、十一については、平成22年4月1日から、五及び十二については、平成22年7月1日から、四のうち三等陸士等の階級の廃止については、平成22年10月1日から施行する。

農地法等の一部を改正する法律案(閣法第32号)

(衆議院 21.5.8修正議決 参議院 6.5農林水産委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、将来にわたり我が国の農業生産基盤である農地を確保し、その有効利用が図られるよう、農地は耕作者自らが所有することを最も適當とする制度を改め、農地の貸借規制を緩和するとともに、転用規制の強化、遊休農地対策の充実等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、農地法の一部改正
 - 1 目的規定の改正及び責務規定の新設

法の目的について、農地は耕作者自らが所有することを最も適當とするとの考え方を、農地の効率的な利用を促進するとの考え方方に改めるとともに、農地の権利を有する者の責務として、農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない旨を明確にすることとする。

2 農地の権利移動規制の見直し

イ 農地の有効利用を促進するため、地域における農業の取組を阻害するような農地の権利取得を排除した上で、農地の貸借について、その適正な利用が担保される場合には、農業生産法人及び農作業常時従事の各要件を課さないこととする（農業に参入できる法人等の範囲の拡大）。

ロ 農業生産法人の議決権制限を受けない構成員として、その法人に農作業を委託している個人を加えるとともに、農業生産法人と連携して事業を実施する一定の関連事業者が同法人の構成員である場合には議決権制限を緩和することとする。

3 農地の転用規制の見直し

国又は都道府県の行う公共転用について、法定協議制度を導入するとともに、違反転用に関する行政代執行制度の創設と罰則の引上げ等を行うこととする。

4 遊休農地対策の充実

農業委員会は、毎年1回、農地の利用状況について調査を行い、その調査の結果等により判明した遊休農地の所有者等に対し、必要な指導を行うこととともに、所有者が判明しない遊休農地の利用を図る措置等を新たに設けることとする。

二、農業経営基盤強化促進法の一部改正

1 市町村の承認を受けた者（農地利用集積円滑化団体）が、農地の所有者からの委任を受け、その者を代理して農地の貸付け等を行うことができる事業（農地利用集積円滑化事業）を創設することとする。

2 農用地利用集積計画の策定の円滑化を図るとともに、特定農業法人の範囲を拡大すること。

三、農業振興地域の整備に関する法律の一部改正

1 国及び都道府県は、確保すべき農用地面積の目標をそれぞれ定めることを法律上明確にするとともに、達成状況が著しく不十分な都道府県に対し、国は必要な措置を講ずるよう求めることができる仕組みを整備することとする。

2 農用地区域内の農用地について、担い手に対する利用集積に支障を及ぼすおそれがある場合には、転用を目的とする同区域からの除外を行うことができないこととする。

四、農業協同組合法の一部改正

農業協同組合自らが、農地の貸借により農業経営を行うことができるとする。

五、検討

政府は、この法律の施行後5年をめどとして、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、転用許可事務の実施主体、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

なお、本法律案は、衆議院において、目的規定について、農地は地域における貴重な資源であること、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割を踏まえること、農地の権利取得の促進においては地域との調和に配慮すること及び耕作者の地位の安定を図ることをそれぞれ明確にすること、農業生産法人以外の法人又は農作業常時従事者以外の個人による農地の貸借について、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること及び法人にあっては業務執行役員のうち1人以上の者が農業に常時従事すると認められることを賃借権等の設定の許可要件に追加すること、農業委員会等が農地の賃借権等の設定を許可する場合に市町村長が関与する規定を追加すること、農地の貸借を受けた者による農地の利用状況の報告義務に関する規定を追加すること、周辺地域の農業に支障が生じている場合等における農業委員会等による是正措置と許可取消し後の適正化措置に関する規定を追加すること、法律の運用について、配慮すべき規定を新たに設けること、政府が検討すべき事項について、農業委員会の組織及び運営等に関する事項を追加することを主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(21.6.16農林水産委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、生産資源であり地域資源である農地の確保と望ましい主体による農地の有効利用を通じ、我が国の食料自給力の強化に資する農業構造の確立と農村の振興が図られるよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 我が国農業は、家族経営及び農業生産法人による経営等を中心とする耕作者が農地に関する権利を有することが基本的な構造であり、これらの耕作者と農地が農村社会の基盤を構成する必要不可欠な要素であることを十分認識し、農地制度の運用に当たること。
- 二 新農地法第2条の2に規定する農地について権利を有する者の責務の考え方については、次のとおりとし、その周知徹底を図ること。

- 1 農地について所有権を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保することについて第一義的責任を有することを深く認識し、自ら当該農地を耕作の事業に供するとともに、自らその責務を果たすことができない場合においては、所有権以外の権原に基づき当該農地が耕作の事業に供されることを確保することにより、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないものとすること。
- 2 農地について賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、その権利に基づき自ら当該農地を耕作の事業に供することにより当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないものとすること。
- 三 新農地法第3条第2項第7号の許可の基準は、取得しようとする農地又は採草放牧地に関する基準ではなく、新たに、周辺の農地又は採草放牧地への影響を見る基準であることから、農業委員会等は許可の判断をするに当たっては、現地調査を行うものとすること。
- 四 新農地法第3条第3項による農地又は採草放牧地の貸借に係る権利移動規制の緩和に当たっては、借り手が撤退した場合のリスクを回避するため、農地又は採草放牧地を明け渡す際の原状回復、原状回復がなされないときの損害賠償及び中途の契約終了時における違約金支払等について契約上明記するよう指導すること。
- 五 国は、農地利用集積円滑化事業の推進に当たり、農地の利用調整に関する地域の円滑な合意形成に向け、専門知識を有する人材の確保等について、十分な支援を行うこと。
また、農地保有合理化事業については、農地利用集積円滑化事業との役割分担を踏まえながら、適正な事業執行を図ること。
- 六 公共転用に導入される法定協議制度の運用に当たっては、転用の許可権者と申請者が同一の場合における協議の客觀性及び公正性を確保するとともに、公共転用が周辺農地の転用を誘発しないよう、必要な指導を行うこと。
- 七 違反転用については、年平均約8,000件判明し、その大半が追認処理されている実態にかんがみ、一層実効性のある防止対策及び是正措置を検討すること。
また、都道府県等の行政代執行が適切に発動されるよう、必要な支援措置を検討すること。
- 八 標準小作料制度の廃止に当たっては、農地の貸借において標準小作料が規範としての機能を發揮していることを踏まえ、新たに設ける実勢借地料の情報提供の仕組みへの円滑な移行を図ること。
また、企業の農業参入規制が緩和されることなどを踏まえ、農業委員会は、借地料が地域の実勢価格に照らして極端に高くならないよう、必要な監視及び指導を行うこと。
- 九 耕作放棄地の復旧に向けた地域の取組に対する支援を継続するとともに、農地の農業上の利用が継続されるよう、中山間地域等直接支払制度の今後の在り方の検討を含め、農業経営の安定化に向けた施策の強化に努めること。
- 十 今回の農地制度の改正内容を、農業者はもとより、広く国民一般に周知・普及するとともに、制度の運用に当たっては、公平・公正・透明性に留意し、許可等の基準を明確にすること。
- 十一 農地制度において重要な役割を果たしている農業委員会組織が現行制度による業務に加え、改正法により新たに担うこととなる業務が適正かつ円滑に執行されるよう、具体的な判断基準を

早期に明確化するとともに、必要な支援及び体制整備を図ること。

また、国は、農業委員会から、適宜、業務の実施状況についての報告を受け、その結果に基づき、都道府県と連携し、必要な指導及び助言を行うこと。

十二 土地利用に関する諸制度について、農業生産を目的とする土地利用とそれ以外の土地利用とを一体的かつ総合的に行うことができる計画を、地域住民の意見を踏まえつつ策定する制度の創設その他必要な措置を検討すること。

十三 政府は、近年、遊休農地の拡大のみならず、農業従事者の減少・高齢化や農業所得の減少により、農業の持続性が危うくなっている状況にかんがみ、農業・農村の活力を回復するため、地域における貴重な資源としての農地の土づくり、地力増進等を図りながら、家族農業経営、集落営農、法人による経営等の多様な経営体が共存しつつ、それぞれがその持てる力を十分発揮できるための方策について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

右決議する。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第33号)

(衆議院 21.4.3可決 参議院 4.20農林水産委員会付託 4.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年の我が国水産業を取り巻く厳しい環境の中で、漁業経営は一層厳しさを増していることから、今後とも漁業災害補償制度が漁業経営の安定に資する役割を果たしていくことができるよう、漁業者のニーズや漁業実態に即し、漁業災害補償制度の健全かつ円滑な運営を確保するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、養殖共済について、すべての災害を共済事故とすることを原則としているが、共済契約者の任意の選択により、共済事故から病害を除外することとする。

二、これまで養殖共済の対象にならなかつた生産額の小さい魚種についても、共済事故から病害を除外することにより、養殖共済の対象にできることとする。

三、養殖共済の共済責任期間について、都道府県知事が設定する水域ごとに単一とする義務を廃止することとする。

四、漁業施設共済について、特約が設定できる仕組みを導入することとする。

五、漁業共済組合に、総会に代わるべき総代会の制度を導入することとする。

六、原則、1の都道府県の区域とする漁業共済組合の地区を、1又は2以上の都道府県の区域とすることに改めるとともに、2以上の都道府県の区域とする場合に必要としている農林水産大臣の承認制を廃止することとする。

七、この法律は、平成21年10月1日から施行することとする。

【附帯決議】(21.4.23農林水産委員会議決)

漁業災害補償制度は、これまで漁業経営の安定を図る上で重要な役割を果たしてきた。こうした中、漁獲量の減少と魚価の低迷の結果、漁業生産額は構造的に減少傾向を示す一方で、共済制度の事業収支が悪化し、平成19年度には327億円の累積赤字となつてゐるなど、制度運営の健全性や安定性が懸念される状況にある。

よつて、政府は、漁業経営の安定のため本制度が本来果たすべき役割が十全に發揮し得るよう、本法の施行に当たつては、財政基盤の強化と漁業者にとって魅力ある共済制度の実現に向け、引き続き共済制度の在り方を検討し、所要の措置を講ずるとともに、漁業共済及び漁業経営安定対策事業への加入促進並びに漁業共済組合の広域合併に対する適切な指導に努めるべきである。

右決議する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第34号)

(衆議院 21.4.17可決 参議院 4.22経済産業委員会付託 5.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、化学物質の管理の一層の充実が求められている国内外の動向等にかんがみ、包括的な化学物質管理を実施するため、難分解性の性状を有しない化学物質を新たに規制対象とし、また、化学物質の安全性評価に係る措置を見直すとともに、流通過程における適切な化学物質管理の実施及び国際的動向を踏まえた規制の合理化のための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、製造数量及び輸入数量等の届出

本法制定以前から存在していた化学物質を含むすべての化学物質について、一定数量以上の製造・輸入を行った事業者に届出義務を課す。

二、優先評価化学物質（安全性評価を優先的に行う物質）に関する措置

国は、一の届出によって把握した製造・輸入数量等を踏まえ、優先評価化学物質を絞り込み、必要に応じて、有害性に関する試験の実施等を事業者に求めることができるようとする。

三、良分解性化学物質等に関する措置

大気や水などで分解しやすい化学物質についても法の規制対象とするため、目的規定から難分解性の要件を削除する。

四、流通過程にある化学物質の管理強化

優先評価化学物質取扱事業者等は、当該取扱化学物質を譲渡又は提供するときは、相手方に対し、名称等の情報を提供するよう努めなければならない。

五、第一種特定化学物質に関する措置

他の化学物質による代替が困難であり、かつ、使用により環境の汚染が生じて人の健康等に係る被害等を生ずるおそれがない用途については、第一種特定化学物質の使用が制限されないこととする。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、優先評価化学物質に関する規定等は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から、施行する。

【附帯決議】(21.5.12経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 化学物質が人の健康と環境にもたらす悪影響を最小化する方法で使用・生産されることを2020年までに達成するという国際合意を遵守するためには、サプライチェーンの川上のみならず、流通、使用、処分、廃棄等を含めたライフサイクル全体に及ぶ適正な管理が必要であることから、化学物質の規制等を所管する省庁の連携・協力と情報共有を一層強化するとともに、関係する事業者のみならず、国民全体の理解を得て、化学物質のリスク評価を確実に進め、管理について万全を期すること。

このため、今後の具体的なスケジュールを明らかにするとともに、調査研究や検査・監督に資する体制の整備や十分な予算を確保すること。

二 すべての化学物質が製造・輸入数量等の届出対象となることにより、収集・分析される情報が格段に増えることを踏まえ、関係事業者の協力を広く求め、有害性調査指示を的確に行うとともに、国においてもリスク評価を着実に進めること。

このため、事業者に対して新たな制度の十分な周知徹底に努めるとともに、自主的なリスク評価・管理を推進するため、低コストのリスク評価手法の開発・普及、データ収集作業の定型化等、事業者の負担軽減に努め、中小企業を始めとする事業者への効果的な支援策を実施すること。

三 化学物質の適切な管理を一層促進するため、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)に基づく表示、化学物質の安全性情報、リスク評価結果及び管理手法等について、川

上事業者から川下事業者に至るまで情報の伝達及び共有ができるようすること。

また、消費者への理解を促進するため、化学物質に関する安全性情報の製品表示等について検討すること。

四 化学物質のリスク評価を行うに当たっては、人体への直接暴露及び環境暴露を十分に考慮し、予防的な視点に立ち、懸念のある化学物質については、科学的知見が集積されるまでの間、厳格な暴露管理または代替の検討を事業者に促すこと。

五 化学物質のリスク評価に当たっては、その透明性及び客観性を確保する観点から、評価計画、評価結果等を公表するとともに、評価の審査等には多様な主体を参加させる等の体制を整備すること。また、政府の行ったリスク評価の妥当性の審査には外部機関を活用すること。

六 「エッセンシャルユース」として認められた化学物質については、必要最小限の利用にとどめ、定期的に厳密な評価を行いその結果に応じた措置を行うとともに、事業者に対し代替化及び低減化に向けた取組を促すこと。

七 化学物質のリスクベースでの評価・管理を適切に実施するため、大学及び大学院における専門人材の育成について検討するとともに、関連する研究機関の拡充に努めること。

八 化学物質管理が多くの法律に基づきなされている仕組みが、国民の目から分かりにくいとの指摘を踏まえ、化学物質に関する総合的・統一的な法制度の在り方について検討を行うこと。

九 人の生命・健康や生態系を守るという観点から、厳正なリスク評価・リスク管理を行うのみでなく、本法に基づく化学物質管理の在り方について、国際的にも先進的なものとなるよう、必要に応じて見直しを行うこと。

十 試験に要する費用・期間の効率化や国際的な動物試験削減の要請にかんがみ、定量的構造活性相關の活用等を含む動物試験の代替法の開発・活用を促進すること。

また、国内外の法制度で明記されている動物試験における3R（代替法活用、使用数削減、苦痛軽減）の原則にかんがみ、不合理な動物実験の重複を避けるなど、3Rの有効な実施を促進すること。

十一 暴露実態を考慮した施策の実施及びその効果等の的確な把握のため、製造・使用の現場、環境中、人体・動植物の体内の化学物質の残留量等を測定するなどのモニタリングを十分に行い、その結果を施策に着実に反映させること。

また、やむを得ずモニタリング対象外となる化学物質についても、P R T Rデータ等を活用した適切な評価手法の確立など、対策に万全を期すること。

十二 化学物質によるリスクの低減・削減に関する施策を長期的、総合的、計画的に推進するため、基本理念を定め関係者の責務及び役割を明らかにするとともに、施策の基本事項を定めるなど、化学物質に関する総合的、統一的な法制度及び行政組織の在り方等について検討を早急に進めること。

また、化学物質管理に限らず、政府の施策全体に予防的取組方法を採用するために、統一的なガイドラインを早期に策定すること。

右決議する。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第35号)(先議)

(参議院 21. 4. 1農林水産委員会付託 4.8本会議可決 衆議院 6.18可決)

【要旨】

本法律案は、農産加工品の輸入量の増加や国内消費に占める輸入品の割合の拡大など、特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境にかんがみ、特定農産加工業者の経営改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期間を5年間延長するものである。

私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第36号)

(衆議院 21.4.27可決 参議院 5.13経済産業委員会付託 6.3本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公正かつ自由な経済社会を実現するために競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、他の事業者の事業活動を排除することによる私の独占及び一定の不公正な取引方法に対する課徴金制度の導入、企業結合に係る届出制度の見直し、罰則の引上げ等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、課徴金制度の見直し

課徴金適用対象の排除型私の独占及び一定の不公正な取引方法への拡大、不当な取引制限に係る主導的事業者に対する課徴金割増し制度の導入、課徴金減免制度の対象の最大5者までの拡大等の措置を講じる。

二、企業結合規制の見直し

企業結合に係る届出制度等について、会社の株式取得に係る事前届出制度の導入、届出基準の変更、合併、分割及び事業等の譲受けの届出に係る規定の見直し等を行う。

三、罰則規定の見直し

不当な取引制限の罪等に対する懲役刑及び公正取引委員会の委員等の秘密保持義務違反に対する罰金の引上げ等、罰則の強化を行う。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

五、検討

1 審判手続に係る規定について、全面にわたって見直し、平成21年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

2 この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

【附帯決議】(21.6.2経済産業委員会議決)

最近の急激な経済情勢の変化に伴い、かつてなく中小企業者や下請事業者の利益が不当に害されるおそれがあることによるとともに、市場における公正な競争秩序を確保するため、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 審判手続に係る規定については、本法附則において、全面にわたって見直すものとし、平成21年度中に行う検討の結果所要の措置を講ずることとされているが、検討の結果として、現行の審判制度を現状のまま存続することや、平成17年改正以前の事前審判制度へ戻すことのないよう、審判制度の抜本的な制度変更を行うこと。

二 公正取引委員会が行う審査や任意の事情聴取等において、事業者側の十分な防御権の行使を可能とするため、諸外国の事例を参考にしつつ、代理人の選任・立会い・供述調書の写しの交付等について、我が国における刑事手続や他の行政手続との整合性を確保しつつ前向きに検討すること。

三 不公正な取引方法に対しては、経済社会状況の変化や、本改正により課徴金の対象となる行為類型が優越的地位の濫用等に拡大することを踏まえ、ガイドラインの作成等によって、構成要件がより明確かつ具体的に示されるよう十分配慮しつつ、規制措置の積極的な運用を図ること。その際、下請関係を含め大企業者と中小企業者の間における公正な取引の確保及び中小企業者の利益保護に配慮すること。

四 談合・カルテルに係る課徴金減免制度については、減額対象事業者数が拡大されることや、企業グループ内の事業者の共同申請制度が導入されることを踏まえ、違反行為の発見、事件の解明がこれまで以上に迅速かつ的確に行われるよう、公正取引委員会の調査・分析能力の向上に努めること。また、同制度の運用に当たっては、制度の悪用を許すことがないように適切な法執行に

万全を期すること。

五 企業の経済活動のグローバル化を踏まえ、競争政策や競争法の国際調和を図るとともに、各国の競争当局間の協力を一層進め、外国企業に係る企業結合や国際カルテル等に対する規制の実効性を高めること。

六 公正取引委員会事務総局の人員体制の一層の強化を図り、法曹資格者や経済学の分野において高度な専門知識を有する者等の登用を積極的に進めるとともに、公正取引委員会と関係省庁との緊密な連携体制を確立し、きめ細かく実態の把握に努めつつ、不当廉売や優越的地位の濫用等の問題行為を迅速かつ効果的に取り締まること。

七 不公正な取引方法の差止請求における文書提出命令の特則については、事業者及び国民にその趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、民事訴訟を通じた救済の促進に資するため、当事者の負担軽減に向けた方策の検討を継続すること。

右決議する。

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案(閣法第37号)

(衆議院 21.4.9可決 参議院 4.13法務委員会付託 4.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約を踏まえて、外国等を当事者とする民事裁判手続並びに外国等の財産に対する保全処分及び民事執行に関する我が国の裁判権の範囲について規定するとともに、外国等に係る民事の裁判手続についての特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 外国等に対して裁判権が及ぶ範囲

- 1 外国等は、この法律に別段の定めのある場合を除き、裁判権（我が国の民事裁判権）から免除される。
 - 2 外国等に対する民事裁判手続について、次の場合は、当該外国等に対して裁判権が及ぶ。
 - (一) 外国等が特定の事項又は事件に関して裁判権に服することに明示的に同意した場合及び我が国の裁判所に自ら訴えを提起するなどした場合
 - (二) 商業的取引、労働契約、人の死傷又は有体物の滅失等に関する裁判手続のうち一定のものである場合
 - 3 外国等の有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続について、次の場合は、当該外国等に対して裁判権が及ぶ。
 - (一) 外国等が、その有する財産に対して保全処分又は民事執行をすることに明示的に同意した場合及び保全処分又は民事執行の目的を達することができるよう特定の財産を担保として提供するなどした場合
 - (二) 外国等の有する商業用財産等に対する民事執行の手続である場合
 - (三) 外国中央銀行等が、その有する財産に対して保全処分又は民事執行をすることに明示的に同意した場合及び保全処分又は民事執行の目的を達することができるよう特定の財産を担保として提供するなどした場合

二 民事の裁判手続についての特例

外国等に係る民事の裁判手続についての特例を整備する。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第38号)（先議）

(参議院 21.4.1内閣委員会付託 4.8本会議可決 衆議院 4.17可決)

【要旨】

本法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢にかんがみ、高齢運転者が安全に運転を継続できる道路交通環境を整備すること等により、交通の安全を確保しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、高齢運転者等に係る駐停車規制の特例に関する規定の整備

- 1 高齢運転者等標章を掲示した普通自動車は、駐車又は停車が禁止されている道路の部分のうち道路標識等により指定されているものについては、駐車又は停車をすることができる。
- 2 都道府県公安委員会は、道路標識等により、時間制限駐車区間を高齢運転者等標章を掲示した同一の普通自動車に限り引き続き駐車することができる道路の区間として指定することができる。
- 3 高齢運転者等標章の譲渡し及び貸与を処罰する。

二、車間距離保持義務違反に係る法定刑の引上げ

高速自動車国道又は自動車専用道路において車間距離保持義務に違反する行為をした者に係る法定刑を引き上げる。

三、地域交通安全活動推進委員に関する規定の整備

地域交通安全活動推進委員の活動に、「高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進」を加える。

四、高齢運転者標識表示義務の当分の間における適用除外

75歳以上の者は高齢運転者標識を付けないで普通自動車を運転してはならないとする規定は、当分の間、適用しない。

五、施行期日

一の改正規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日、二及び三の改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日、四の改正規定は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(21.4.7内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、高齢者、障害者等が自動車による安全かつ円滑な移動を享受することができるよう、駐車環境を始めとする交通環境の整備に努めるとともに、次の事項について万全を期すべきである。

一、高齢運転者等専用駐車区間への違法駐車に対する反則金の額は、制度導入の趣旨が高齢運転者等の安全運転の支援にあることに十分配意し、当該区間以外への違法駐車に対するものより多額とすること。

二、高齢運転者標識制度については、表示義務の在り方等を含め、改めて検討を加えること。また、聴覚障害者が普通自動車を運転する際の標識の表示義務については、引き続き、関係者の意見を十分聴取しつつ検討を進め、必要に応じ見直しを行うこと。

三、聴覚障害者に対する普通自動車免許の付与条件の妥当性について引き続き検討を行うとともに、原動機付き自転車等、運転することができる自動車の種類の拡大について調査・検討を行うこと。検討に当たっては、諸外国の状況にも配意するとともに、聴覚障害者団体との意見交換を実施すること。

四、本法成立後速やかに、現在取りまとめが行われている「高齢運転者支援のための重点施策」を実施に移すとともに、高齢運転者の交通安全を支援する対策を更に充実させるための方策について、引き続き検討を行うこと。

右決議する。

不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第39号)(先議)

(参議院 21.4.1 経済産業委員会付託 4.10 本会議可決 衆議院 4.21 可決)

【要旨】

本法律案は、事業者間の公正な競争の確保の観点から、事業者が保有する営業秘密の一層の保護を図るために措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、営業秘密侵害罪の構成要件の見直し

- 1 「不正の競争の目的で」を「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で」に変更する。
- 2 詐欺等行為又は管理侵害行為により、営業秘密を不正に取得する行為について、その方法を限定することなく罰則を適用する。
- 3 営業秘密の管理者が営業秘密の管理に係る任務に背く形で営業秘密を領得する行為について、記録媒体の横領、複製の作成、消去義務への違反による場合に限り、罰則を適用する。

二、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(21.4.9 経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 営業秘密侵害罪における構成要件の拡大が、従業者に対して過度の萎縮効果を与えることがないよう、刑事罰の対象となり得る行為類型を営業秘密管理指針等において具体的に明示するとともに、企業における営業秘密の取扱い等に関しては従業者との認識の共有化が重要であることにかんがみ、営業秘密の適正な管理や従業者による理解の促進を図るよう、労使協議の促進等、事業者へ周知徹底するための措置を講じること。

また、今回の改正が、公益通報者保護制度等による従業者の権利や労働組合等の活動に対する不当な制限とならないようする観点から、十分な検証を行い、必要があれば見直しを行うこと。

二 下請企業が保有する営業秘密に対する元請企業による侵害については、下請企業がその後の取引関係を考慮して、訴訟を提起せず、結局は問題を解決できない事態が生じていることにかんがみ、下請企業の営業秘密侵害の防止の在り方について早急な検討を行い、適正な措置を講じること。

三 刑事訴訟手続における営業秘密の取扱いについては、憲法第82条が規定する裁判の公開が被害企業における告訴をちゅうちょさせている実態にかんがみ、当該規定の趣旨及び要請に十分配慮しつつ、営業秘密の実効的な保護強化を図るために、諸外国の法制も勘案しながら、適正な法的措置を講じること。

右決議する。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(閣法第40号)(先議)

(参議院 21.4.1 経済産業委員会付託 4.10 本会議可決 衆議院 4.21 可決)

【要旨】

本法律案は、国際的な人的交流の拡大及び情報技術の高度化の進展等に伴い、安全保障に関連する貨物又は技術の海外への流出の懸念が増大していることにかんがみ、安全保障に関連する技術の対外取引に係る規制の対象となる者の範囲を見直すとともに、規制の確実な実施を図るため安全保障に関連する技術の対外取引に係る記録媒体の輸出等を規制し、また、安全保障に関連する貨物の無許可輸出及び技術の無許可取引に対する罰則を強化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、技術取引規制の見直し

- 1 安全保障に関連する技術を特定国において提供することを目的とする取引を行おうとする者又は特定国の非居住者に安全保障に関連する技術を提供することを目的とする取引を行おうと

する居住者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

- 2 1の規定の確実な実施を図るため、特定国を仕向地として安全保障に関連する技術を内容とする情報が記録された記録媒体等を輸出すること又は特定国において受信されることを目的として安全保障に関連する技術を内容とする情報を電気通信により送信すること等について、経済産業大臣が許可を受ける義務を課すことができる。

二、外国相互間の貨物の移動を伴う取引に対する規制の見直し

居住者は、非居住者との間で、外国相互間の貨物の移動を伴う取引であって、安全保障に関連する貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引を行おうとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

三、輸出者等に輸出者等遵守基準に従い輸出等を行うことを求める仕組みの創設

- 1 経済産業大臣は、安全保障に関連する貨物の輸出又は技術の取引（以下「輸出等」という。）を業として行う者（以下「輸出者等」という。）が輸出等を行うに当たって遵守すべき基準（以下「輸出者等遵守基準」という。）を定めなければならない。
- 2 輸出者等は、輸出者等遵守基準に従い、輸出等を行わなければならず、経済産業大臣は、輸出等が適正に行われることを確保するため必要があると認めるときは、指導、助言、勧告、命令を行うことができる。

四、罰則

- 1 安全保障に関連する貨物の無許可輸出及び技術の無許可取引について罰則を強化し、7年以下の懲役若しくは700万円以下の罰金に処し、又は併科する。ただし、違反行為の目的物の価格の5倍が700万円を超えるときは、罰金は価格の5倍以下とする。
- 2 核兵器等又は核兵器等の開発等のために用いられるおそれが特に大きい貨物の無許可輸出及び技術の無許可取引を行った者は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が1,000万円を超えるときは、罰金は当該価格の5倍以下とする。
- 3 偽りその他不正の手段により経済産業大臣の許可又は承認を受けた者は、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の3倍が100万円を超えるときは、罰金は当該価格の3倍以下とする。

五、附則

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 検討

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

【附帯決議】(21. 4. 9経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 特定技術の取引について、新たに導入されるいわゆるボーダー規制の実効性を確保するため、企業等に対し、新制度の周知徹底を図るとともに、関係省庁の連携を一層強化すること。
- 二 新たに設けられる輸出者等遵守基準を具体的かつ実効性の高いものとする一方、本法を遵守し適正な輸出を行っている企業等の手続を簡素化するなど、過度な負担を軽減し、経済活動を阻害することのないよう留意すること。
- 三 遷回輸出のより効果的な防止のため、世界の安全保障貿易管理体制の整備に各国と協力して取り組み、特にアジア諸国との連携の強化に努めること。
- 右決議する。

公文書等の管理に関する法律案(閣法第41号)

(衆議院 21. 6. 11修正議決 参議院 6. 15内閣委員会付託 6. 24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公文書等の管理の基本的な事項として、行政文書等の作成・保存、国立公文書館への移管等についての原則を定めるとともに、歴史資料として重要な公文書等が国立公文書館等において適切に保存され、利用に供されるために必要な措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

- 1 「国立公文書館等」とは、独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）の設置する公文書館並びに行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、これに類する機能を有するものとして政令で定めるものをいう。
- 2 「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録を含む。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。
- 3 「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。
- 4 「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、国立公文書館等に移管されたもの等をいう。

二、行政文書の管理

- 1 行政機関の職員は、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微であるものを除き、一定の事項については文書を作成しなければならない。
- 2 行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。
- 3 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書について、歴史公文書等については国立公文書館等に移管し、それ以外のものにあっては、内閣総理大臣の同意を得て、廃棄しなければならない。
- 4 行政機関の長は、内閣総理大臣の同意を得て、行政文書管理規則を設け、公表しなければならない。

三、法人文書の管理

独立行政法人等は、二の規定に準じて、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているもの（「法人文書」という。）を適正に管理しなければならない。

四、歴史公文書等の保存

- 1 国の機関（行政機関を除く。2において同じ。）は、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、当該国の機関が保有する歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、1の協議による定めに基づき、歴史公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認める場合には、当該歴史公文書等を保有する国の機関との合意により、その移管を受け、国立公文書館に移管するものとする。
- 3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等を、その内容、保存状態等に応じ、保存及び利用のために必要な場所において、識別を容易にするための措置を講じた上で永久に保存しなければならない。

五、公文書管理委員会

- 1 内閣府に、公文書管理委員会を置き、本法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理させる。

- 2 内閣総理大臣は、本法律に基づく政令の立案、特定歴史公文書等の廃棄についての同意、六の1に規定する勧告をしようとするときは、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

六、雑則

- 1 内閣総理大臣は、特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、公文書等の管理について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。
- 2 地方公共団体は、本法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

七、施行期日等

- 1 本法律は、五の規定等を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、本法律の施行後5年を目途として、本法律の施行状況を勘案しつつ、行政文書等の範囲等の事項につき検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。また、国会及び裁判所の文書管理の在り方については、本法律の趣旨、国会及び裁判所の地位及び権能等を踏まえ、検討が行われるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、目的規定に「公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」であること等を明記すること、作成すべき文書の範囲の具体化及び明確化、行政文書の廃棄について内閣総理大臣の同意を要すること、検討条項の追加を主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(21.6.23内閣委員会議決)

政府は、公文書等が、国民共有の知的資源であり、その適切な管理、体系的な保存及び利用制度の整備が、国的基本的な責務・機能であるとともに、将来の発展への基盤であることを深く認識して、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、公文書管理の改革は究極の行政改革であるとの認識のもと、公文書管理の適正な運用を着実に実施していくこと。

二、国民に対する説明責任を果たすため、行政の文書主義の徹底を図るという本法の趣旨にかんがみ、外交・安全保障分野も含む各般の政策形成過程の各段階における意思決定に関わる記録を作成し、その透明化を図ること。また、軽微性を理由とした文書の不作成が恣意的に行われないようにするとともに、文書の組織共用性の解釈を柔軟なものとし、作成後、時間を経過した文書が不需要に廃棄されないようにすること。

三、行政機関の政策決定並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるようするため、行政機関による委託事業に係る元データが確実に取得される仕組みを検討すること。

四、行政文書の管理が適正に行われることを確保するため、作成から一定期間が経過した行政文書をその保存期間満了前に一括して保管等の管理を行う制度（いわゆる中間書庫の制度）の各行政機関への導入について検討を行うこと。

五、保存期間の満了により廃棄される行政文書の量が膨大なものであることを踏まえ、廃棄に係る行政文書の内容の審査等に要する内閣総理大臣の補佐体制を強化すること。

六、公文書の管理・利活用に関する情報を十分に公開し、その在り方について多角的な専門的知見及び幅広い国民の意見が取り入れられる機会を設けること。

七、特定歴史公文書等の適切なデジタルアーカイブ化を推進し、一般の利用を促進すること。

八、公文書の電子化の在り方を含め、セキュリティーのガイドラインの策定、フォーマットの標準化及び原本性確保等の技術的研究を推進し、電子公文書の長期保存のための十分な検討を行うこと。

九、国立公文書館等へ移管された特定歴史公文書等に対する利用制限については、利用制限は原則として30年を超えないものとすべきとする「30年原則」等の国際的動向・慣行を踏まえ、必要最

- 小限のものとすること。
- 十、特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱いにおける除外規定である本法第16条に規定する「行政機関の長が認めることにつき相当の理由」の有無の判断に関しては、恣意性を排し、客觀性と透明性を担保する方策を検討すること。
- 十一、宮内庁書陵部及び外務省外交史料館においても、公文書等について国立公文書館と共にルールで適切な保存、利活用が行われるよう本法の趣旨を徹底すること。
- 十二、本法に基づく政令等の制定・改廃に際しては、十分に情報を公開し、多角的な専門的知見及び幅広い国民の意見が取り入れられる機会を設けること。
- 十三、公文書の適正な管理が、国民主権の観点から極めて重要であることにかんがみ、職員の公文書管理に関する意識改革及び能力向上のための研修並びに専門職員の育成を計画的に実施するとともに、専門職員の資格制度の確立について検討を行うこと。また、諸外国における公文書管理体制の在り方を踏まえ、必要な人員、施設及び予算を適正に確保すること。
- 十四、既に民営化された行政機関や独立行政法人等が保有する歴史資料として重要な文書について、適切に国立公文書館等に移管されるよう積極的に対応すること。また、国民共有の知的資源を永く後世に伝えるため、特定歴史公文書等の保存・修復に万全を期することができる体制を整備すること。
- 十五、本法の趣旨を踏まえて地方公共団体における公文書管理の在り方の見直しを支援し、また、国立公文書館と地方公文書館との連携強化を図ること。
- 十六、一部の地方公共団体において公文書館と公立図書館との併設を行っていることを考慮しつつ、より多くの公文書館が設置されることを可能とする環境の整備について検討すること。
- 十七、刑事訴訟に関する書類については、本法の規定の適用の在り方を引き続き検討すること。
- 十八、附則第13条第1項に基づく検討については、行政文書の範囲をより広げる方向で行うとともに、各行政機関における公文書管理の状況を踏まえ、統一的な公文書管理がなされるよう、公文書管理法制における内閣総理大臣の権限及び公文書管理委員会の在り方についても十分検討すること。
- 十九、公文書等の管理に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための司令塔として公文書管理に係る政策の企画・立案及び実施を担当する部局及び機構の在り方について検討を行うこと。
- 二十、行政機関のみならず三権の歴史公文書等の総合的かつ一体的な管理を推進するため、国立公文書館の組織の在り方について、独立行政法人組織であることの適否を含めて、検討を行うこと。
- 二十一、公文書管理と情報公開が車の両輪関係にあるものであることを踏まえ、両者が適正かつ円滑に実施されるよう万全を期すること。

右決議する。

構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第42号)

(衆議院 21.4.3可決 参議院 4.20内閣委員会付託 4.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るために、地方公共団体の長が社会教育施設の管理及び整備に関する事務を実施することができることとともに、競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、これまで構造改革特別区域における特例措置として行われていた刑事施設における被収容者に対する健康診断の実施等に関する業務の民間事業者への委託について、広く官民競争入札又は民間競争入札により行うことができるとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、構造改革特別区域法の一部改正

- 1 内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域内においては、地方公共団体の教育委員会が管理し、及び執行している社会教育施設の管理及び整備に関する事務について、当該地方公共

団体の長が管理し、及び執行することができることとする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例に関する措置を追加する。

- 2 特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業に係る刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）等の特例措置についての規定を削除する。
- 3 特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業に係る刑事収容施設法等の特例措置についての規定を削除する。

二、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正

刑事収容施設法等の特例に関する次の措置を追加する。

- 1 法務大臣は、刑事施設等の運営に関する業務のうちの2の特例措置で行われていたものを特定業務とし、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることをできるとすることとする。
- 2 特定業務を実施する公共サービス実施民間事業者の要件を定める。
- 3 公共サービス実施民間事業者が一定の者を特定業務に従事させることを禁止する。
- 4 法務大臣が公共サービス実施民間事業者に対して特定業務の停止を命じ、又は契約を解除することができる要件を定める。

三、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 構造改革特別区域法の一部改正等に伴う所要の経過措置を定める。

【附帯決議】(21.4.23内閣委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項の実施のため、適切な措置を講ずべきである。

一、公権力の行使に係る刑事施設等の業務の民間委託に当たっては、事業者選定における透明性・公平性を確保し、業務が適正かつ確実に実施されるようにするとともに、公共サービス実施民間事業者及び特定業務に従事する者に対する人権教育の徹底を図ること。

また、被収容者の個人情報の保護に万全を期すること。

二、刑事施設における改善指導の実施に係る業務を公共サービス実施民間事業者に行わせる場合には、業務実施が適切に行われることを担保し、また、民間事業者との連携を密にして、受刑者の心情や態度の変化、指導効果等を刑事施設側で把握するよう、実施要項の策定、事業者の選定、業務実施前の打合せ等の各段階において十分に配意すること。

三、刑事施設内の病院等の管理者に労働者派遣制度に基づき派遣された医師を充てる場合には、病院等における管理責任の不明確化や医療の後退が生じないよう、万全を期すること。

四、社会教育施設の管理及び整備に関する事務を地方公共団体の長が実施できることとする規制の特例措置により、施設の耐震化、バリアフリー化等を図るとともに、社会教育の一層の充実に資するよう努めること。

右決議する。

沖縄科学技術大学院大学学園法案(閣法第43号)

(衆議院 21.6.11修正議決 参議院 6.16沖縄及び北方問題に関する特別委員会付託 7.3本会議可決)

【要旨】

本法律案は、沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）は、沖縄科学技術大学院大学を設置し、当該大学において国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする学校法人とする。

- 二、学園は、経営内容に関する情報の公開を徹底することにより、業務の運営における透明性を確保するよう努めなければならないものとする。
- 三、学園の理事は、科学技術の発達に関し特に功績顕著な科学者、沖縄の振興に関して優れた識見を有する者及び大学の経営に関して高度な知識及び経験を有する者が含まれるようにしなければならないものとし、その定数の過半数は、外部理事でなければならないものとする。
- 四、国は、予算の範囲内において、学園に対し、業務に要する経費について、その2分の1を超えて補助することができるものとする。
- 五、学園は、事業計画等について、内閣総理大臣の認可を受けなければならないものとする。
- 六、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構は、この法律の規定による学園の成立の時において解散するものとする。
- 七、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- 八、国は、この法律の施行後10年を目途として、学園に対する国の財政支援の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- なお、衆議院において、法律の目的、学園の業務運営、学園の理事の選任、学園に対する国の補助金、国の財政支援の在り方等に関する規定について修正が行われている。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案(閣法第44号)

(衆議院 21.6.19修正議決 参議院 6.24総務委員会付託 7.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、市町村の区域外へ住所を移転した場合においても住民基本台帳カードを引き続き利用することができるようになるとともに、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるため住民票の記載事項等について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、住民基本台帳カードの継続利用

市町村の区域外へ住所を移転した場合においても住民基本台帳カードを継続して利用できるよう、住民基本台帳カードの交付を受けている者は、転入届と同時に、当該住民基本台帳カードを市町村長に提出し、当該市町村長は、カード記載事項の変更等の必要な措置を講じ、これを返還するものとする。

二、外国人住民に係る住民票の記載事項の特例等

- 1 日本の国籍を有しない者を適用除外とする現行の規定を改正し、外国人住民を住民基本台帳法の対象に加えるとともに、外国人住民に係る住民票の記載事項について、氏名、住所等のほか国籍、在留資格、在留期間等を記載する。
- 2 外国人住民となった者の届出、外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出など必要な規定を設ける。
- 3 法務大臣は、外国人住民に係る住民票の記載事項の変更等を知ったときは、遅滞なく、その旨を住所地の市町村長に通知しなければならないこととする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二については、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」の施行の日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、外国人住民に係る住民票を作成する対象者となっていない仮放免者等について、引き続き行政上の便益を受けられるようにするとの観点から、その者に係る記録の適正な管理の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定を、附則に追加する修正がなされた。

【附帯決議】(21.7.7総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、外国人住民への住民基本台帳制度の適用拡大に当たっては、基本的人権に十分配慮するとともに、本改正を基盤として外国人住民が行政サービスを適切に享受できるよう万全の措置を講ずること。
- 二、仮住民票の作成を含む外国人住民の住民基本台帳への記録関係事務を行うに当たっては、関係事務の委託先等を含め、データ保護とコンピュータ・セキュリティ対策の徹底、情報管理に係る責任体制の明確化等、個人情報保護に万全を期すること。
- 三、各種行政サービスの手続のワンストップ化を始め、日本における外国人の居住環境を更に改善するため、政府における総合調整機能の整備、国・地方公共団体の行政機関の間での密接な連携強化を図るとともに、本法施行に係るものを含め、地方公共団体に対する財政措置の拡充強化に努めること。
- 四、他の市町村への転入後における住民基本台帳カードの継続利用を可能とするに当たっては、個人情報保護において齟齬が生ずることがないよう慎重な配慮を行うこと。
- 五、住民基本台帳ネットワークシステム等のシステム改修に要する費用や、仮住民票の作成に要する費用等、本法施行に伴い地方公共団体に発生する経費については、国による適切な財政措置を講ずるとともに、新たな在留管理制度の実施に要する経費については、地方公共団体に負担を求めるないこと。
- 六、電子自治体の推進に当たって、情報システムの開発・維持管理に係る多大なコスト、個人情報等の漏えい・紛失等による住民の権利・利益の侵害を守るために情報セキュリティ対策の高度化など、地方公共団体の財政的・人的負担が一層増していることを勘案し、政府として十分な支援措置を講ずること。

右決議する。

消防法の一部を改正する法律案(閣法第45号)

(衆議院 21.4.17可決 参議院 4.20総務委員会付託 4.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、都道府県が傷病者の搬送及び受入れの実施基準を定めるとともに、当該実施基準に関する協議等を行うための消防機関、医療機関等を構成員とする協議会を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、実施基準の策定等に関する事項

- 1 都道府県は、消防機関による救急業務としての傷病者の搬送及び医療機関による当該傷病者の受入れの実施に関する基準を定め、公表することとする。
- 2 総務大臣及び厚生労働大臣は、都道府県に対し、実施基準の策定又は変更に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う。
- 3 消防機関は、傷病者の搬送に当たっては実施基準を遵守し、医療機関は、傷病者の受入れに当たっては実施基準を尊重するよう努めるものとする。

二、実施基準に関する協議等を行うための協議会に関する事項

- 1 都道府県は、実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うため、消防機関、医療機関等で構成される協議会を組織する。
- 2 協議会は、都道府県知事に対し、実施基準並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に關し必要な事項について意見を述べることができる。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(21.4.23総務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、大都市圏を中心に救急搬送が広域的に行われている現状にかんがみ、都道府県が策定する実施基準については、都道府県間の調整が図られ、区域を越えた広域的な連携に十分配慮した実効的なものとなるよう、必要に応じ、情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
- 二、救急搬送・受入れに関する協議会の設置に関し、既存のメディカルコントロール協議会を活用するに当たっては、救急業務全体に関し実効性ある機能を果たすことができるよう、メディカルコントロール体制の一層の整備を図ること。
- 三、受入医療機関の選定に困難を伴う事案や救急搬送に長時間を要する事案が多発する根本原因として、救急医療に携わる医師、看護師等の不足及び財政措置の不十分さという問題があることに留意し、早急にその改善に取り組むこと。
- 四、消防職員が不足している中、救急出場件数の増加に対する救急搬送体制が必ずしも十分に対応したものとなっていないことを踏まえ、救急業務に係る財政措置を拡充すること。また、救急業務の確実な実施及び一層の高度化を推進する観点から、救急隊員等の人員を確保するとともに、教育の更なる充実に努めること。

右決議する。

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第46号)

(衆議院 21.6.18可決 参議院 6.29経済産業委員会付託 7.3本会議可決)

【要旨】

本法律案は、商品先物取引をめぐる内外の環境変化にかんがみ、我が国商品先物市場における透明性及び取引の公正の確保、外国商品市場取引等における委託者等の保護の実現及び商品先物市場の利便性の向上を図るために措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、使いやすい商品先物市場の実現

- 1 商品先物取引について、国内外、商品取引所内外を問わず、統一した規制体系とする。このため、「商品取引所法」及び「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」を一本化し、商品取引所法の題名を「商品先物取引法」に改める。
- 2 商品取引所の業務範囲を拡大し、排出権取引を行う市場開設業務等を加えるとともに、内外取引所等との連携、金融商品取引所との相互乗り入れを可能とするため、商品取引所の議決権の保有規制を緩和する。
- 3 商品取引所における商品先物取引に必要な証拠金の預託について、銀行保証による代用を認める。

二、透明性の高い商品先物市場の実現

- 1 商品取引所外の取引を利用した相場操縦行為を禁止し、違反行為を刑事罰の対象とする。
- 2 主務大臣は、商品市場における秩序を維持しつゝ公益を保護するため必要があると認めるとときは、商品取引所等に対して、取引証拠金の引上げ等を命じることができる。
- 3 商品取引所における大口取引情報の営業日毎の提出等、商品取引所から主務大臣への報告事項を拡充する。
- 4 海外当局との情報交換手続を整備する。

三、トラブルのない商品先物市場の実現

- 1 現行の商品取引受託業務に加え、店頭商品デリバティブ取引、外国商品市場取引の受託行為等を含むものとして「商品先物取引業」を定義することによって、商品取引所外取引及び海外先物取引についても許可制の対象とする。ただし、大規模業者のみを顧客として商品取引所外取引を行う業者については、届出制とする。
- 2 商品先物市場取引に係る専門的知識・経験を有する者等（プロ）とそれ以外の一般顧客（ア

マ) を区分し、商品先物取引業者の行為規制の程度に強弱を設けるいわゆる「プロ・アマ規制」を導入する。

3 商品取引所外取引について、顧客から要請されない勧誘行為を禁止する。

4 商品先物取引業者が一般委託者から預託を受けた預り金を保全するため、委託者保護基金制度の機能を強化する。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(21.7.2経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 ロコ・ロンドンまがい取引などの取引所外取引や海外商品先物取引をめぐるトラブルが急増していることから、不招請勧誘を禁止する規定においては、当面、一般委託者を相手方とするすべての取引所外取引及び初期の投資金額以上の損失が発生する可能性のある取引所取引を政令指定の対象とすること。

また、本法施行後1年以内を目途に、規制の効果及び被害の実態等を踏まえて政令指定の対象を見直し、必要に応じて適宜適切に一般委託者を相手方とするすべての取引に対象範囲を拡大すること。

さらに、商品先物取引未経験者や高齢者等の被害状況を踏まえ、悪質業者に対しては、警察等の関係機関と連携しつつ、立入検査、行政処分等を含めた迅速かつ厳正な法執行を行うこと。

二 商品取引におけるプロ・アマ規制の導入に当たっては、委託者保護の観点からプロ・アマを区別する基準を明確に定めるとともに、本来アマであるべき委託者がプロとして扱われないよう十分配慮すること。

三 商品取引所と金融商品取引所との相互乗り入れについては、商品市場の国際競争力を強化する観点から、商品取引所の経営努力を一層促すとともに、取引所の更なる統合等も視野に入れつつ、多様な商品取引を一元的に行う仕組みの導入や商品取引清算機関と金融商品取引清算機関において共通の清算方式に基づく共同決済機関の創設の検討を促すなど利用者の利便性向上及び市場の活性化に向けた取組を支援すること。

四 商品市場の透明性を向上させることが重要であることにかんがみ、実需とかい離した不当な価格形成により中小企業等の事業者に悪影響が及ぶことがないよう、相場操縦行為等に対する規制を強化するなど市場の公正な価格形成機能の確保に万全を期すとともに、農林水産省、経済産業省及び金融庁は緊密に連携しつつ、専門人材の確保と監視能力の向上を図るなど国際的な市場監視体制の強化及び市場の管理・監督体制の充実に努めること。

右決議する。

成田国際空港株式会社法の一部を改正する法律案(閣法第47号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、成田国際空港の適正な運営の確保を図るために、成田国際空港株式会社の株主の議決権の保有制限に関する規定を設けようとするものである。

青少年総合対策推進法案(閣法第48号)

(衆議院 21.6.19修正議決 参議院 6.24内閣委員会付託 7.1本会議可決)

【要旨】

本法律案は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組(以下「子ども・若者育成支援」という。)について、基本理念等を定めるとともに、他の関係法律に

よる施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援施策を推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念等

- 1 子ども・若者育成支援の基本理念として、自立した個人としての自己の確立の実現、個人としての尊厳重視及び最善の利益の考慮、成長過程における良好な家庭的環境での生活の重要性、社会のあらゆる分野の構成員による役割発揮と相互協力、良好な社会環境の整備、関連分野の知見を総合した取組、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の意思を十分に尊重した支援の実施等を定める。
- 2 国は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施の責務を有する。また、地方公共団体は、基本理念にのっとり、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、区域内における子ども・若者の状況に応じた施策の策定及び実施の責務を有する。

二、子ども・若者育成支援施策

- 1 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。
- 2 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の基本的な方針、施策に関する重要事項等について定める、子ども・若者育成支援推進大綱を作成しなければならない。
- 3 地方公共団体は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、区域内における子ども・若者育成支援についての計画の作成に努めるとともに、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う体制の確保に努める。
- 4 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずる。

三、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

- 1 国及び地方公共団体の機関、公益法人、学識経験者等であって、子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものの状況把握等の措置をとるとともに、当該子ども・若者、その家族等に対し、必要な支援を継続的に行うよう努める。
- 2 国及び地方公共団体は、子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関し必要な調査研究を行うとともに、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに支援実施の体制整備に必要な施策を講ずるよう努める。
- 3 地方公共団体は、関係機関等の支援を適切に組み合わせ、効果的かつ円滑に実施するため、関係機関等により構成され、支援内容に関する協議等を行う、子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努める。協議会を構成する関係機関等は、協議の結果に基づき、支援を行う。
- 4 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、協議会に関する事務の総括等を行う子ども・若者支援調整機関、協議会における支援全般について主導的な役割を果たす子ども・若者指定支援機関を、それぞれ指定することができる。
- 5 協議会の事務に従事する者又は従事していた者に秘密保持義務を課し、違反に対する罰則を設ける。

四、子ども・若者育成支援推進本部

- 1 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進大綱の作成及び実施の推進等をつかさどる、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。
- 2 本部は、事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聞くものとする。また、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求め

ることができる。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、「子ども・若者育成支援推進法」への題名改正、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念の基本理念への反映、「良好な家庭的環境で生活することの重要性」の基本理念への追加、支援対象となる子ども・若者の範囲拡大、子ども・若者が困難を有することとなった原因究明等に関する調査研究の実施、協議会を設置した地方公共団体の長による「子ども・若者指定支援機関」の指定を主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(21.6.30内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一、地方公共団体において、子ども・若者総合相談センターの機能を担う体制の確保及び子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようするための支援が効果的に実施できるよう、法律の趣旨・内容を周知徹底するとともに、全国においてあまねく子ども・若者育成支援のための体制が整備されるよう努めること。

二、子ども・若者支援地域協議会が、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対し、真に効果的かつ円滑な支援を行うためのネットワーク機能を果たすものとするため、協議会における情報の共有及び責任の明確化が図られるよう十分配意すること。

また、協議会、子ども・若者総合相談センター、子ども・若者支援調整機関及び子ども・若者指定支援機関の相互の関係・役割分担を明確化するとともに、支援を必要とする子ども・若者の家族等のニーズも踏まえた、地域における支援体制のモデルケースを示すよう努めること。

三、子ども・若者指定支援機関としての指定を行っていない地方公共団体及び子ども・若者支援地域協議会を設置していない地方公共団体に対しては、自ら指定支援機関としての役割を担うこともできるよう、他の地方公共団体における先進的な取組事例や当該地方公共団体の区域外で活動するNPO等民間団体についての情報提供、協議会の設置や指定支援機関の指定による支援の必要性等についての助言、及び国の行う研修事業への参加呼びかけや相談への的確な対応等の援助を行うこと。

四、子ども・若者指定支援機関に対する情報の提供その他の必要な援助を行うに当たっては、財政上の措置について十分留意すること。

五、子ども・若者育成支援施策を推進するに当たっては、既存設備の有効活用に努め、緊要性のない施設整備等が行われることのないようにすること。

六、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援する上で、その心の問題に対応することが重要であることにかんがみ、子ども・若者に適切な医療又は療養を提供するための体制の整備に努めること。

七、ニート、不登校、ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を含め、一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、次の社会の担い手として自立した社会生活を営むことができるよう、家庭をはじめ、学校、職域、地域が一体となって、社会総がかりで育成支援に取り組むことができるようすること。

八、子ども・若者の意見を尊重しつつ、その最善の利益を考慮するに当たっては、次世代の社会の担い手を育成し支援する視点に立つとともに、子ども・若者がその権利行使するに当たり、その発達しつつある能力に配慮し、その周知徹底に努めること。

九、ニート、不登校、ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援に当たっては、社会総がかりで育成支援を行うための互助・共助の考え方方に配慮しつつ、支援を受ける子ども・若者本人が自助の責任の自覚を損なわないよう必要な措置を講ずること。

右決議する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第49号)

(衆議院 21.4.23修正議決 参議院 4.23財政金融委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、信頼と活力のある金融・資本市場を構築するため、信用格付業者に対する公的規制を導入するとともに、金融関係の業務に係る紛争の解決を推進するための措置を講ずるほか、金融商品取引所による商品市場の開設を可能とする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、信用格付業者に対する公的規制の導入

- 1 市場の公正性・透明性を確保するため、信用格付業者の登録制を導入し、登録を受けた信用格付業者に対し利益相反防止措置を含めた体制整備、格付方針の公表等を義務付ける。
- 2 金融商品取引業者等が、無登録業者による信用格付である旨等を説明することなく、無登録業者による信用格付を提供して、金融商品取引契約の締結の勧誘を行うことを制限する。

二、金融分野における裁判外紛争解決制度の創設

利用者保護の充実を図るため、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）を創設し、紛争解決機関の指定制を導入するとともに、金融商品取引業者等に指定紛争解決機関との契約締結義務を課す。

三、金融商品取引所と商品取引所の相互乗り入れ

公正で利便性の高い市場基盤の整備を行うため、金融商品取引所による商品市場の開設、金融商品取引所と商品取引所のグループ化等を可能とするための制度整備を行う。

四、その他

特定投資家と一般投資家の移行手続の見直し、有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務の導入及び開示制度の見直しの措置を講ずる。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、無登録業者による格付を利用した勧誘の制限に係る規定及び金融商品取引業者等による指定紛争解決機関との契約締結義務等に関する規定は、公布の日から起算して1年半を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、政府に対して、施行後3年内に、指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の責務を課す検討条項を追加する修正が行われた。

【金融商品取引法等の一部を改正する法律案及び資金決済に関する法律案に対する附帯決議】

(21.6.16財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 金融商品取引法の実施状況、各種金融商品・サービスの性格、中長期的な金融制度の在り方なども踏まえ、より包括的な金融サービス法制について、引き続き検討を進めるとともに、今後の監視体制の在り方についても横断的な投資家保護法制の整備の観点から引き続き実態に即した見直しを行うこと。
- 一 金融商品・サービスに関する利用者の利便の増進を図るため、業態ごとの指定紛争解決機関の指定状況及び苦情処理・紛争解決の実施状況並びに専門性の確保等を勘案しつつ、金融分野における業態横断的かつ包括的な紛争解決機関の設置に向け、業界団体等における横断化の取組みを促すこと。特に銀行等の金融機関のコングロマリット化の進展に伴い、融資をめぐって、優越的地位の乱用や利益相反行為などに関連したトラブル発生のリスクが高まる可能性もあることから、指定紛争解決機関において、トラブルの実態に即した適切な紛争解決が図られるよう、万全を期すこと。

なお、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及

び簡易生命保険についても、紛争解決機能が整備されるよう、本法に基づく紛争解決機関と同様の措置を講ずること。

- 一 加入金融機関の顧客以外の者から相談を受けた場合において適切な他の指定紛争解決機関を紹介する等指定紛争解決機関相互の連携について、その確保を図ること。また、金融サービス利用者相談室の在り方について検証を行い、役割の拡充を図ること。
- 一 指定紛争解決機関と金融商品・サービスの利用者保護に関する国・機関その他の関係機関との連携を確保し、利用者保護の充実を図るとの法の趣旨を踏まえ、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、金融商品・サービスに関する苦情・紛争に係る情報、指定紛争解決機関の実施する紛争解決等業務に係る情報等の集約・分析・結果の取りまとめを行い、その結果を指定紛争解決機関、金融商品・サービスの利用者保護に関する国・機関、国民生活センターや法テラスなどの関係機関において共有化を図るとともに、関係者の連携の強化を図ること。
- 一 信用格付業者に対する規制については、国際的に整合性のある枠組み導入の必要性にかんがみ、今後とも国際的な動向を十分踏まえ、規制の充実・強化等に柔軟かつ機動的に対応すること。その際、日米欧の規制の統一性について一方にとらわれることなく、日本の市場、国情にあったものとなるよう十分配慮すること。また、信用格付業者に対して、今般の規制の趣旨及び内容について、十分な周知徹底を図ること。
- 一 信用格付業者の利益相反の回避については、信用格付業者を含む企業グループの組織形態、融資関係及び有価証券の元引受契約関係等を考慮し、実効的な規制に努めること。
- 一 信用格付業者による格付け後のモニタリングの重要性にかんがみ、信用格付業者によるモニタリングの実績の公表の義務化を検討すること。
- 一 金融商品取引所と商品取引所の相互乗り入れに当たっては、金融商品市場及び商品市場のそれぞれの健全性・適切性を確保する観点から、当面は監督当局内での密接な連携を図ることにより、機能別監督を適切に実施することとし、将来的には監督の在り方を検討するなど、縦割り行政の弊害を除去するための措置を講ずること。
- 一 金融商品取引所については、市場における自主規制業務を担っているというその公共性と我が国金融・資本市場の競争力強化の観点から、業務運営、情報公開及び内部管理がより一層適切に行われるよう、監督に当たっては十分に配意すること。また、金融商品取引所に対する各省庁からの退職職員の再就職の要請は厳に慎むなど、天下り問題を惹起することのないよう努めること。
- 一 リテールの資金決済に関しては、今後とも従来とは異なる新しいサービスの普及・発達が見込まれることから、前払式支払手段発行者や資金移動業者に対する検査・監督を適切に実施するとともに、これらの業者を含めた新しいサービスの扱い手について、その実態を適切に把握し、滞留資金の保全・返金、資金決済の確実な履行の確保等の資金決済に関する制度について検討し、決済システムの安全性、効率性、利便性の一層の向上を図るよう努めること。

右決議する。

資金決済に関する法律案(閣法第50号)

(衆議院 21.4.23可決 参議院 4.23財政金融委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引及び銀行等の間で生じた為替取引に係る債権債務の清算について、登録その他の必要な措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 前払式支払手段

- 1 現行の前払式証票の規制等に関する法律が規制の対象とする商品券やプリペイドカード等の前払式支払手段に加え、発行者がコンピュータのサーバ等に金額を記録するものを新たに規制の対象とする。

- 2 発行者に対してのみ利用できる自家型前払式支払手段の発行者については届出制、第三者に対しても利用できる第三者型前払式支払手段の発行者については登録制とし、未使用発行残高の2分の1以上の資産保全を義務付ける。
 - 3 事業廃止時等の利用者への払戻しを義務付け、資産保全措置として信託銀行等への信託を認めるほか、自家型前払式支払手段の発行者に対する監督規定を整備する等の措置を講ずる。
- 二 資金移動
- 1 資金移動業として、銀行以外の者が、登録を受けることにより為替取引（少額の取引に限る）を行うことを可能とする。
 - 2 資金移動業者について、業務の確実な遂行に必要な財産的基礎を有すること、業務遂行体制・法令遵守体制が整備されていること等を登録の要件とする。
 - 3 利用者に引き渡すべき資金と同額以上の資産保全を義務付け、その方法として、供託、銀行等による保証のほか、信託銀行等への信託を認める。
- 三 資金清算
- 1 銀行間の資金決済の際の資金清算について、債務引受け等により資金清算を行う主体（資金清算機関）に免許制を導入する。
 - 2 資金清算機関に関し、業務方法書の定めるところにより資金清算業を行うこととするほか、立入検査、業務改善命令等の監督規定を整備する。
- 四 認定資金決済事業者協会
- 前払式支払手段の発行者又は資金移動業者が設立した一般社団法人であって、前払式支払手段の発行業務又は資金移動業の適切な実施の確保等を目的とする等の要件を満たすものについて、法令等遵守のための会員への指導、利用者からの苦情処理等の業務を行う者（認定資金決済事業者協会）を認定できる規定を設ける。
- 五 施行期日等
- 1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 - 2 前払式証票の規制等に関する法律を廃止する。

【附帯決議】(21.6.16財政金融委員会議決)

金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第49号)と同一内容の附帯決議が行われている。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案(閣法第51号)

(衆議院 21.6.19修正議決 参議院 6.24法務委員会付託 7.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、法務大臣が外国人の公正な在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図るために所要の改正等を行うほか、外国人研修生等の保護の強化を図る等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、新たな在留管理制度の導入

- 1 法務大臣が必要な情報を継続的に把握する制度を構築するための措置
 - ア 法務大臣は、在留資格をもつて我が国に中長期間在留する外国人（外交・公用の在留資格者等を除く。以下「対象外国人」という。）に対し、氏名、生年月日等を記載した在留カードを交付する。
 - イ 対象外国人は、上陸後に定めた住居地を、一定期間内に当該住居地の市町村の長を経由して法務大臣に届け出なければならない（住居地を在留カードに記載する。）。
 - ウ 対象外国人は、在留カードの記載事項のほか、雇用先等の所属機関や身分関係等に変更があった場合には、法務大臣（住居地については市町村の長を経由）に届け出なければならない。

- エ 法務大臣は、外国人の所属機関から、対象外国人に関する情報の提供を受けられる。
 - オ 法務大臣は、対象外国人に関する情報の継続的な把握のため、必要がある場合は、届出事項について事実の調査をすることができる。
 - カ 虚偽の住居地を届け出た場合や配偶者の身分を有する者としての活動を継続して3月以上行わないで在留していること等を取消事由に追加し、取消手続における書面の送達に関する規定の整備を行う。
 - キ 在留カード偽造行為等について罰則・退去強制事由を整備し、不法就労助長活動に対する罰則を整備する。
- 2 適法に在留する外国人の利便性を向上させるための措置
- ア 在留期間の上限を3年から5年に引き上げる。
 - イ 再入国の許可の有効期間を3年から5年に伸長し、有効な旅券及び在留カードを所持する外国人については、原則として1年以内の再入国許可を不要とする。
- 3 特別永住者に係る措置
- ア 法務大臣は、特別永住者という法的地位の証明書として、氏名、生年月日等を記載した特別永住者証明書を交付する。
 - イ 特別永住者の再入国の許可の有効期間を4年から6年に伸長し、原則として2年以内の再入国許可を不要とする。

二、外国人研修制度の見直し

1 在留資格「技能実習」の創設

在留資格「研修」の活動のうち実務研修を伴うもの（国等が受け入れる場合を除く。）について、労働関係法令の適用を可能とし、技能等を修得した者が雇用契約に基づき修得した技能を要する業務に従事するため、新たに在留資格「技能実習」として整備する。

2 悪質ブローカーに対処するための退去強制事由の整備

事実と異なる在職証明書等の作成に関与して研修生が入国することを帮助するような悪質なブローカーに対処するため、偽変造文書作成の教唆・帮助等に係る退去強制事由を新たに規定する。

三、在留資格「留学」と「就学」の一本化

留学生の安定的な在留のため、在留資格「留学」と「就学」の区分をなくし、「留学」の在留資格へと一本化する。

四、その他

入国者収容所等視察委員会の設置、拷問禁止条約等の送還禁止規定の明文化、不法就労助長行為に係る退去強制事由等の整備等を行う。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、特別永住者証明書の常時携帯義務に関する規定の削除、団体監理型の技能実習の活動に対する団体の責任の明確化、法施行後3年を目途とした見直し規定等の追加等の修正が行われた。

【附帯決議】(21. 7.7法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 永住者のうち特に我が国への定着性の高い者についての在留管理の在り方の検討に当たっては、その歴史的背景をも踏まえ、在留カードの常時携帯義務及びその義務違反に対する刑事罰の在り方、在留カードの更新等の手続、再入国許可制度等を含め、在留管理全般について広範な検討を行うこと。
- 二 みなし再入国許可制度については、特別永住者の歴史的経緯及び我が国における定着性を考慮し、今後も引き続き検討すること。

- 三 在留カード又は特別永住者証明書の有無にかかわらず、すべての外国人が予防接種や就学の案内等の行政上の便益を引き続き享受できるよう、体制の整備に万全を期すこと。
- 四 在留カード及び特別永住者証明書の番号については、これらの番号をマスターキーとして名寄せがなされることにより、外国人のプライバシーが不当に侵害されるという疑惑が生じないよう、外国人の個人情報の保護について万全の配慮を行うこと。
- 五 所属機関の届出に係る努力義務については、的確な在留管理の実現に留意しつつ、その履行が所属機関の過重な負担となることのないよう、また、届出の内容が出入国管理及び難民認定法の目的の範囲から逸脱することがなく必要最小限のものとなるよう、その運用には慎重を期すること。
- 六 法務大臣が一元的かつ継続的に把握することとなる在留外国人に係る情報が、いやしくも出入国の公正な管理を図るという出入国管理及び難民認定法の目的以外の目的のために不当に利用又は提供されることがないよう、当該情報の取扱いに当たっては個人の権利利益の保護に十分に配慮すること。
- 七 配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わないで在留していることにより在留資格を取り消すことができる制度については、その弾力的な運用を行うとともに、配偶者からの暴力等により当該活動を行わないことに正当な理由がある場合には、在留資格の取消しの対象とならない旨の周知徹底を図ること。
- 八 新たに中長期在留者となった者が、上陸許可の証印等を受けた日から90日以内に住居地の届出をしないこと及び中長期在留者が、届け出た住居地から退去した場合において、当該退去の日から90日以内に新住居地の届出をしないことにより在留資格を取り消すことができる制度については、その弾力的な運用を行うとともに、正当な理由がある場合には、在留資格の取消しの対象とならない旨の周知徹底を図ること。
- 九 本法の施行による不法滞在者の潜行を防止する必要性があることにかんがみ、在留特別許可の許否の判断における透明性を更に向上させるための公表事案の大幅な追加、ガイドラインの内容の見直し等を行い、不法滞在者の実情に配慮して、不法滞在者が自ら不法滞在の事実を申告して入国管理官署に出頭しやすくなる環境を整備すること。
- 十 本法により、退去強制を受ける者を送還する場合の送還先に、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約第3条第1項等に規定する国を含まないことが明確に規定されることとなったことを踏まえ、退去強制を受ける者をその者の国籍等の属する国等に送還することの可否について、退去強制手続及び難民認定手続において、多方面から慎重な調査を行うこと。
- 十一 外国人研修生・技能実習生の受け入れについては、本法律案が提出された趣旨にかんがみ、専ら低賃金労働力としての扱いが横行することや、外国人研修生・技能実習生が劣悪な居住環境・就労環境に置かれることのないよう、入国管理官署、労働基準監督機関等の連携の下、人的体制を充実・強化し、法令違反、不正行為等について厳格な取締りを行うこと。
- 十二 外国の送出し機関が外国人研修生・技能実習生から徴収する保証金等については、外国人研修生・技能実習生を不当に拘束する面があることにかんがみ、その徴収を行う外国の送出し機関からの外国人研修生・技能実習生の受け入れを認めないことを含め、必要な措置を講ずること。
- 十三 本法による外国人研修・技能実習制度の見直しに係る措置は、外国人研修生・技能実習生の保護の強化等のために早急に対処すべき事項についての必要な措置にとどまるものであることにかんがみ、同制度の在り方の抜本的な見直しについて、できるだけ速やかに結論を得るよう、外国人研修生・技能実習生の保護、我が国の産業構造等の観点から、総合的な検討を行うこと。
- 十四 入国者収容所等視察委員会については、専門性にも配慮しつつ幅広く各界各層から委員を選任するとともに、委員会が十全な活動を行えるよう、その活動に係る人的・物的体制を整備し、委員会に対する情報の提供を最大限行う等の手段の配慮を行うこと。
- 十五 新たな在留管理制度の構築や在留外国人に係る住民基本台帳制度の整備がなされることを踏まえ、我が国において真に多文化共生社会の実現がなされるよう、労働、教育、福祉等様々な分

野における諸施策の一層の拡充を図るとともに、外国人が生活しやすい環境の整備に努めること。右決議する。

企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(閣法第52号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援するため、確定拠出年金の企業型年金加入者が自ら掛金を拠出できる仕組みを導入するとともに、国民年金の任意加入被保険者が国民年金基金に加入できることとするほか、企業年金制度等における給付の支給を行うために必要となる加入者等の情報の収集、整理又は分析を的確に行うことにより当該給付が確実になされるよう、所要の規定を整備しようとするものである。

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案(閣法第53号)

(衆議院 21.6.25可決 参議院 7.1経済産業委員会付託 7.8本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、目的

本法律は、商店街が我が国経済の活力の維持及び強化並びに国民生活の向上にとって重要な役割を果たしていることにかんがみ、中小小売商業及び中小サービス業の振興並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与してきた商店街の活力が低下していることを踏まえ、商店街への来訪者の増加を通じた中小小売商業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るために商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業活動について、経済産業大臣によるその計画の認定、当該認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めることにより、商店街の活性化を図ることを目的とする。

二、定義

- 「商店街活性化事業」とは、商店街振興組合等が、当該組合等に係る商店街の区域及びその周辺の地域の住民の生活に関する需要に応じて行う商品の販売又は役務の提供、行事の実施等の事業であって、これらの事業を行うことにより商店街への来訪者の増加を通じて主として商店街振興組合等の組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）である中小小売商業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るものという。
- 「商店街活性化支援事業」とは、商店街振興組合等に対する商店街活性化事業に関する計画の作成に必要な情報の提供及びこれと併せて行う組合員等に対する研修、商店街活性化事業を行う者の求めに応じて行う商店街活性化事業の実施についての指導又は助言その他の取組により、商店街活性化事業の円滑な実施を支援する事業をいう。

三、基本方針

経済産業大臣は、商店街活性化事業の促進に関する基本方針を定め、公表する。

四、商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の認定

- 商店街振興組合等は、商店街活性化事業に関する計画（以下「活性化事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。
- 一定の条件を満たす一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人は、商店街活性化支援事業に関する計画（以下「活性化支援事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

五、商店街活性化事業に対する支援措置

- 活性化事業計画の認定を受けた者又はその組合員等である中小企業者が行う商店街活性化事

業（以下「認定活性化事業」という。）に必要な資金に係る債務の保証に係るものについて、中小企業信用保険の付保限度額の別枠化等の措置を講じる。

- 2 小規模企業者等設備導入資金助成法に規定する設備資金貸付事業に係る貸付金であって、認定を受けた活性化事業計画に従って商店街振興組合等の組合員等である小規模企業者等が設置する設備等に係るものについて、貸与機関が貸し付けることができる金額の割合の上限を引き上げる。
- 3 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、認定活性化事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う市町村（特別区を含む。）に対し、当該貸付けを行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。

六、商店街活性化支援事業に対する支援措置

- 1 活性化支援事業計画の認定を受けた者が行う商店街活性化支援事業（以下「認定活性化支援事業」という。）に必要な資金の借入れについて、当該認定を受けた者を中小企業信用保険法の中小企業者とみなして、保険の対象とする。
- 2 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、認定活性化支援事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う市町村（特別区を含む。）に対し、当該貸付けを行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。

七、国の責務等

- 1 国は、関係省庁相互間の及び中小企業に関する団体との連携を図りつつ、商店街活性化事業及び商店街活性化支援事業を担う人材の育成、商店街の活性化に関する事例その他の事業の実施に有用な情報の収集及び提供その他の必要な支援を行うよう努める。

- 2 国は、認定活性化事業又は認定活性化支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行う。

八、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(21.7.7経済産業委員会議決)

商店街は、単に地域住民が商品やサービスを購入する場であるにとどまらず、地域住民等の交流の場として地域の一体感や文化・産業等を育むなど多様な機能を果たしており、今後ともこうした機能が維持・拡大され続けることが、地域の活性化にとって不可欠である。しかしながら、商店街に対してこれまでまちづくり三法を始めとする様々な支援措置が講じられてきたにもかかわらず、商店街は停滞・衰退の度を強め、その多くが危機的な状況にある。

このため、商店街にとって真に有効な活性化策が実現されるよう、政府は、本法を含めたこれまでの商店街活性化策の効果について十分に検証した上で不断の見直しを行い、商店街が抱える構造的な問題の解決に資するような総合的観点に立って所要の対策を国の責務として講ずべきである。

右決議する。

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第54号)

(衆議院 21.5.12可決 参議院 6.8文教科学委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、権利制限規定の改正

- 1 私的使用目的で行う複製のうち、著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行うものは、複製権が及ぶこととすること。
- 2 国立国会図書館においては、図書館資料の原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録を、必要と認められる限度において作成できることとすること。
- 3 視覚又は聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、視覚又は聴覚によりその表現が認識される方式により公衆への提供等がされている著作物について、専ら視覚

又は聴覚障害者等の用に供するために必要と認められる限度において、文字を音声又は音声を文字にすること等の必要な方式により、複製すること等ができることとすること。

4 美術又は写真の著作物の原作品等の所有者等は、著作権者の譲渡権又は貸与権を害することなくその原作品等の譲渡等をしようとするときは、譲渡等の申出の用に供するため、これらの著作物の複製又は公衆送信を行うことができることとすること。

5 インターネットに関する著作物利用及び電子計算機を用いた著作物利用の円滑化

① 自動公衆送信装置を他人の送信の用に供することを業として行う者は、自動公衆送信装置の故障等による送信の障害を防止すること等の目的上必要と認められる限度において、送信可能化等がされる著作物を記録媒体に記録することができることとすること。

② インターネット情報検索サービス事業者は、必要と認められる限度において、送信可能化された著作物を記録媒体に記録し、及びその記録を用いて、送信元識別符号と併せて自動公衆送信することができることとすること。

③ 著作物は、電子計算機による情報解析を行うために、必要と認められる限度において、記録媒体に記録することができることとすること。

④ 著作物は、電子計算機において著作物を利用する場合には、情報処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で、電子計算機の記録媒体に記録することができることとすること。

二、著作権者不明等の場合における文化庁長官の裁判制度の申請をした者は、文化庁長官が定める額の担保金を供託した場合には、裁定結果が出されるまでの間、裁定の申請に係る利用方法により、著作物を利用することができないこととともに、著作隣接権についても、同制度の対象とすること。

三、著作権等を侵害する行為によって作成された物等について、情を知って、頒布する旨の申出をする行為を著作権等を侵害する行為とみなす等の措置を講ずること。

四、著作権登録原簿、出版権登録原簿及び著作隣接権登録原簿について、その全部又は一部を磁気ディスクで調製できることとすること。

五、この法律は、平成22年1月1日から施行すること。ただし、四については公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【附帯決議】(21.6.11文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、違法配信と知りながら録音又は録画することを私的使用目的でも権利侵害とする第30条第1項第3号の運用に当たっては、違法配信と知らずに録音又は録画した著作物の利用者に不利益が生じないよう留意するとともに、本改正によるインターネット利用への影響について、状況把握に努めること。

また、本改正に便乗した不正な料金請求等による被害を防止するため、改正内容の趣旨の周知徹底に努めるとともに、レコード会社等との契約により配信される場合に表示される「識別マーク」の普及を促進すること。

二、インターネット配信等による音楽・映像については、文化の発展に資するよう、今後見込まれる違法配信からの私的録音録画の減少の状況を勘案しつつ、適正な価格形成が促進されるよう努めること。

三、障害者の情報アクセスを保障し、情報格差を是正する観点から、本法の運用及び政令の制定に当たっては、障害の種類にかかわらず、すべての障害者がそれぞれの障害に応じた方式の著作物を容易に入手できるものとなるよう、十分留意すること。

四、教科用拡大図書や副教材の拡大写本を始め、点字図書、録音図書等の作成を行うボランティアがこれまで果たしてきた役割にかんがみ、今後もボランティア活動が支障なく一層促進されるよう、その環境整備に努めること。

五、著作権者不明等の場合の裁判制度及び著作権等の登録制度については、著作物等の適切な保護

と円滑な流通を促進する観点から、手続の簡素化等制度の改善について検討すること。

六、近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴う著作物等の利用形態の多様化及び著作権制度に係る動向等にかんがみ、著作物等の利用の一層の円滑化に向けて、著作権法の適切な見直しを進めること。

特に、著作権制度の在り方をめぐり意見の相違が大きい重要課題については、国際的動向や関係団体・利用者等の意見を十分考慮するとともに、技術革新の見通しと著作物等の利用実態を踏まえた議論を進めること。

七、国立国会図書館において電子化された資料については、情報提供施設として図書館が果たす役割の重要性にかんがみ、読書に困難のある視覚障害者等への情報提供を含め、その有効な活用を図ること。

八、文化の発展に寄与する著作権制度の重要性にかんがみ、学校等における著作権教育の充実や国民に対する普及啓発活動に努めること。

九、教科書、学校教育用副教材のデジタル化など教育目的での著作物利用に関しては、その著作権及び著作隣接権の許諾の円滑化に努めること。

右決議する。

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案(閣法第55号)

(衆議院 21.6.11修正議決 参議院 6.17経済産業委員会付託 7.1本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近のエネルギーをめぐる内外の経済的社会的環境の変化及びエネルギー供給事業に係る環境への負荷の低減を図ることの重要性が増大していることによるとともに、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、附則の修正が行われた。

一、基本方針

経済産業大臣は、エネルギー供給事業者（電気事業者、熱供給事業者及び燃料製品供給事業者）による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関し、エネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項等について基本方針を定め、これを公表する。

二、特定エネルギー供給事業者に係る措置

1 経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の適切かつ有効な実施を図るため、その利用の目標等について判断の基準となるべき事項を定め、これを公表する。

2 一定規模以上の特定エネルギー供給事業者は、非化石エネルギー源の利用の目標に関し、その達成のための計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

三、特定燃料製品供給事業者に係る措置

1 経済産業大臣は、特定燃料製品供給事業者による化石エネルギー原料の有効な利用の適切かつ有効な実施を図るため、その利用の目標及び取り組むべき措置について判断の基準となるべき事項を定め、これを公表する。

2 一定規模以上の特定燃料製品供給事業者は、化石エネルギー原料の有効な利用ために必要な計画的に取り組むべき措置の実施に関する計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

四、附則

1 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じる。ただし、太陽光発電買取価格等の太陽光利用に係る費用負担の方法その他の太陽光の円滑な利用の実効の確保に関する取組の状況については、この法律の施行後2年を経過した場合において検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じる（衆議院修正）。

【附帯決議】 (21.6.30経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

- 一 非化石エネルギー源の利用の目標、化石エネルギー原料の有効な利用の目標等及びそれに関する「判断基準」の検討に当たっては、他の戦略目標と十分に整合性をもたせ、各エネルギー源の特性や導入状況、技術開発動向などの実態及び経済に与える影響を踏まえ、実現可能性を重視しつつ策定を進めること。また、その際には、関係審議会において慎重に審議を行うとともに、パブリックコメントを実施するなど決定プロセスの透明性を確保すること。
- 二 非化石エネルギー源の利用の促進に当たっては、基幹エネルギーである原子力等と再生可能エネルギー源との特性の違いに留意し、適切な機能分担が図られるよう条件整備等を行うとともに、化石エネルギー原料の有効な利用の促進に当たっては、石油・石炭・天然ガスのそれぞれの特性に応じた有効利用が図られるよう努め、本法の目的である「非化石エネルギー源の利用」と「化石エネルギー原料の有効な利用」双方の促進施策のバランスに留意しつつ、総合的な政策立案に努めること。
- 三 再生可能エネルギー源の利用に係る費用をエネルギー使用者に転嫁する場合など、本法に基づく施策が新たな国民負担を生じさせることにかんがみ、制度設計及び施策の実施に当たっては、過重な国民負担が生じないよう、あらかじめ十分な検討を行うとともに、負担の程度、必要性等について国民の幅広い理解を得つつ進めること。
また、附則第2条第2項の検討に当たっては、国民負担の軽減及び健全なエネルギー市場の形成等の観点から、太陽光発電設備等の価格動向やエネルギー間の競争条件等を踏まえつつ、十分な実態把握と将来予測に基づき必要な見直しを行うこと。
- 四 再生可能エネルギー源の利用の拡大によって、国民が利用するエネルギーの品質や供給安定性に影響を与える可能性にかんがみ、再生可能エネルギー源の利用実態の把握や利用量の調整等の必要な対応策の検討など、安定供給の確保に資する取組を継続的に行うこと。また、送配電設備などエネルギー供給に係るインフラを整備・改修する場合の費用について、透明性の確保や公的負担の在り方など、公平なルールづくりを引き続き検討すること。
- 五 再生可能エネルギー源の利用拡大に対する支援措置の実施に当たっては、経済対策の観点も踏まえつつ、地域経済の活性化に実効が上がるよう、関係自治体の取組を促し、これと連携して、支援対象の条件や手続などについてきめ細やかな配慮を行うこと。
- 六 本法施行には、革新的技術の普及が欠かせないことにかんがみ、次世代の太陽光発電、蓄電池、送電線網制御、その他エネルギー関連技術の開発導入について、加速的に取り組むこと。
また、我が国が有するヒートポンプ、燃料電池など優れたエネルギー関連技術が国内外における地球温暖化対策の推進等に貢献出来るよう、利用側も含め、適切な支援措置を講ずること。

右決議する。

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第56号)

(衆議院 21.6.11可決 参議院 6.17経済産業委員会付託 7.1本会議可決)

【要旨】

本法律案は、非化石エネルギーを利用することが内外の経済的・社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの使用に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となっていることにかんがみ、非化石エネルギーの開発及び導入を総合的に推進するための措置を講

じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正

- 1 法律の題名を「非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」に改める。
- 2 定義の見直しと促進の対象の変更
「非化石エネルギー」について定義するとともに、開発及び導入の促進の対象を「石油代替エネルギー」から「非化石エネルギー」に変更する。
- 3 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）の業務の変更
開発及び導入の促進の対象を「石油代替エネルギー」から「非化石エネルギー」に改めるこ
とに伴い、機構が行う業務範囲のうち、「非化石エネルギー」に関するもの以外のものを削除
する。

二、中小企業信用保険法の一部改正

エネルギー対策保険の対象のうち、「石油代替エネルギーを使用する施設の設置の費用」を「非
化石エネルギーを使用する施設の設置費用」に変更する。

三、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正

機構が行う業務の範囲について、「石油代替エネルギー」に関するものを「非化石エネルギー」
に関するものに変更するとともに、可燃性天然ガス及び石炭に関する業務を追加する。

四、附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
する。
- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況について検討を加え、必
要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じる。

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案(閣法第57号)

(衆議院 21.6.25可決 参議院 7.6経済産業委員会付託 7.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、クラスター弾に関する条約（以下「条約」という。）の適確な実施を担保するため、
クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等の措置を講じようとするものであり、その主な内容
は次のとおりである。

一、定義

- 1 クラスター弾等とは、クラスター弾、子弾及び小型爆弾をいう。
- 2 クラスター弾とは、複数の子弾を内蔵し、複数の子弾を散布するように設計された弾薬をい
う。ただし、子弾が十個未満で、各子弾が四キログラムを超え、単一の目標を探知し攻撃でき
るよう設計されており、自己破壊装置及び自己不活性化機能を備えているもの等は除く。

二、製造の禁止

何人も、クラスター弾等を製造してはならない。

三、所持の禁止

何人も、次のいずれかに該当する場合を除いては、クラスター弾等を所持してはならない。

- 1 経済産業大臣の許可を受けた者（以下「許可所持者」という。）が、その許可に係るクラス
ター弾等を所持するとき。
- 2 輸入の承認を受けた者が、その輸入したクラスター弾等を許可所持者に譲り渡すまでの間所
持するとき。
- 3 クラスター弾等を廃棄し、輸出し、又は引き渡さなければならない者が、廃棄し、輸出し、
又は引き渡すまでの間所持するとき。
- 4 運搬を委託された者が、その委託に係るクラスター弾等を運搬のために所持するとき。
- 5 前記1から4に規定する者の従業者が、その職務上クラスター弾等を所持するとき。

四、所持の許可とその基準

- 1 クラスター弾等を所持しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。
- 2 経済産業大臣は、クラスター弾等が条約で認められた目的のために所持されることが確実であり、その他条約の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めるときでなければ許可をしてはならない。

五、輸入の承認

クラスター弾等を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法第52条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられる。

六、廃棄等

クラスター弾等を所持することを要しなくなった許可所持者等は、遅滞なく、廃棄し、締約国に輸出し、又は新たに許可所持者となった者に引き渡さなければならない。

七、罰則

- 1 クラスター弾等を製造した者は、7年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処し、またその未遂罪を罰する。
- 2 クラスター弾等をみだりに所持した者は、7年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

八、施行期日

この法律は、条約が日本国についての効力を生じる日から施行する。

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第58号)

(衆議院 21.6.25可決 参議院 7.6経済産業委員会付託 7.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の適確な実施を確保するため、生産者等からの誓約書により原産地証明書の発給の申請を行うことができる制度を創設するとともに、証明書を自ら作成することができる輸出者の認定制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義の改正

- 1 特定原産品とは、経済連携協定の締約国又は経済連携協定の規定により当該締約国の関税法令が適用される締約国以外の外国（以下「締約国等」という。）に対して輸出される物品であって、経済連携協定に基づく関税率の適用を受けるための要件を満たすものをいう。
- 2 本邦から政令で定める経済連携協定の締約国等に輸出される物品が特定原産品であることを締約国等の権限のある当局に対し証明する書類であって、経済産業大臣又は指定発給機関が発給するものを第一種特定原産地証明書、経済産業大臣の認定を受けた輸出者（以下「認定輸出者」という。）が作成するものを第二種特定原産地証明書という。

二、生産者等から交付される誓約書による第一種特定原産地証明書の発給

第一種特定原産地証明書の発給申請者がその申請に係る物品の生産者でない場合には、発給申請者は、その物品の生産者等から、同意を得て、物品が特定原産品であることを誓約する書面の交付を受け、特定原産品であることを明らかにする資料に代えて、これを経済産業大臣又は指定発給機関に提出することができる。

三、第二種特定原産地証明書の作成をする者の認定等

- 1 政令で定める経済連携協定の締約国等に輸出される物品の輸出をしようとする者は、経済産業大臣の認定を受けて、第二種特定原産地証明書の作成をすることとするとともに、認定の基準、認定輸出者の義務の創設等の措置を定める。
- 2 認定輸出者が第二種特定原産地証明書の作成に係る物品の生産者でない場合において、認定輸出者に対して物品が特定原産品であることを誓約する書面を交付した生産者等に対して認定輸出者が行う通知について定める。

四、施行期日

この法律は、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の効力発生の日から施行する。

【附帯決議】(21.7.9経済産業委員会議決)

経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）は、経済、産業・就業構造、雇用、食料安全保障など多くの面において重要な影響が及ぶものである。したがって、将来の国家像を見据えたEPA・FTA戦略を構築した上で、貿易立国として我が国が重視してきたWTOの理念との整合性を確保しつつ、これを推進していくことが必要である。

A S E A N等我が国周辺諸国においてFTA締結が急速に進んでいる一方で、我が国については、主要な貿易相手国である中国、アメリカ合衆国、韓国等との間においても、いまだにEPAが締結されていない現状を踏まえ、政府は、本法案提出の背景となった日・スイスEPAに続く今後の締結交渉を進めていくに当たり、交渉中の韓国等とのEPA締結プロセスを加速するとともに、他の国とのEPA締結の検討やアジア・太平洋における広域経済連携に向けた取組を積極的に推進すること。

右決議する。

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(閣法第59号)

(衆議院 21.4.7修正議決 参議院 4.8環境委員会付託 4.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、土地取引等の際の自主的な土壌汚染調査の増加、土壌汚染地から搬出された汚染土壌の不適正処理などの土壌汚染問題の現状にかんがみ、土壌汚染の状況の把握のための制度の拡充、講すべき汚染の除去等の措置の内容を明確化するための規制対象区域の分類、汚染土壌の適正処理の確保に関する規制の新設などの措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が一定規模以上のものの形質変更を行おうとする者に対して都道府県知事への届出を義務付けるとともに、当該土地が有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認められるときは、土壌汚染の調査を命ずることができることとする。

また、土地の所有者等が自主的に土壌汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壌が汚染されていると思料されるときは、都道府県知事に対して規制対象区域として指定の申請を行うことができるこことする。

二、土壌汚染の調査の結果、有害物質による土壌汚染の状態が基準に適合しない土地については、都道府県知事は、規制対象区域として、健康被害を防止するための措置を講ずることが必要な措置実施区域又は形質の変更の際に届出が必要な形質変更届出区域に指定するとともに、措置実施区域については、講すべき汚染の除去等の措置の内容を指示することとする。

三、規制対象区域から汚染土壌を搬出しようとする者に対し、都道府県知事への届出及び都道府県知事の許可を受けた処理業者への汚染土壌の処理の委託を義務付けるとともに、汚染土壌の運搬又は処理について、管理票による汚染土壌の管理を義務付けるこことする。

四、指定調査機関、罰則などについて所要の規定を設けるこことする。

なお、本法律案について、衆議院において、規制対象区域のうち、措置実施区域を要措置区域に、形質変更届出区域を形質変更時要届出区域にそれぞれ改め、また、都道府県知事は、公共施設等を設置しようとする者に対し、当該施設を設置しようとする土地が一の環境省令で定める基準に該当するか否かを把握させるよう努める旨の規定を追加するとともに、施行期日を平成22年4月1日までの間において政令で定める日とする修正が行われた。

【附帯決議】(21.4.16環境委員会議決)

土壌汚染対策法の目的は国民の健康保護にあり、また、土壌汚染問題に対する国民の関心が大きいことから、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

- 一、自主的調査の申請制度については、関係業界との連携を密にして、これを実施するとともに、その施行状況をも踏まえ、引き続き、汚染対策の在り方について検討すること。
- 二、汚染土壤の適正処理対策については、改正法に基づく措置が着実に実施されるよう都道府県を指導するとともに、不適正処理の実態把握に努め、適宜制度の見直しを行うこと。
- 三、都道府県に対し、改正後の第61条第1項、第2項に沿って、土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び適切な提供、及び公園、学校、卸売市場等の公共施設等の設置者が土壤汚染のおそれを自主的に把握することの促進に努めるよう趣旨を徹底すること。
- 四、大規模な土地の形質変更に対する土壤汚染状況調査などの改正法に基づく施策が確実に行われるよう、施行のための準備を的確かつ早急に行うこと。
- 五、土壤汚染の現状にかんがみ、未然防止措置について早急に検討を進めるとともに、工場等の操業中の段階から計画的に土壤汚染対策に取り組むための措置を検討すること。
- また、土壤からの揮発経由による摂取リスクについても科学的知見を深めるとともに、土壤汚染による生活環境や生態系への影響の実態把握に努めること。
- 六、国際会計基準へのコンバージェンスにおける資産除去債務の適用に際し、導入が円滑に図られるように周知徹底などに努めるものとし、また資産除去債務以外の環境債務についても適正な基準に関して調査・研究し、企業価値の向上や情報開示などを含めた検討を進めるものとすること。その際、中小企業などが抱えている課題について配慮するよう努めるものとすること。
- 右決議する。

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案(閣法第60号)

(衆議院 21.4.17可決 参議院 5.20環境委員会付託 5.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国立公園、自然環境保全地域等における自然環境の保全対策の強化等を図るため、国立公園の特別地域等における規制の対象となる行為の追加、海域における保護施策の充実、生態系の維持又は回復を図るための事業の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法の目的として、生物の多様性の確保を追加することとする。
- 二、国立公園等の特別地域及び自然環境保全地域の特別地区において、環境大臣等の許可を要する行為として、一定の区域内での木竹の損傷、本来の生息地以外への動植物の放出等を追加する。
- 三、海域の保全を推進するため、海中の保護を対象とした現行の海中公園地区制度を、海面及び海上を含む海域公園地区及び海域特別地区制度に改めるとともに、海域における動力船の使用等について、許可を要する行為に追加する。
- また、海域公園地区においては、景観の維持と適正な利用を図るため、利用調整地区を指定できることとする。
- 四、生態系の維持又は回復を図るため、国等は、生態系維持回復事業計画を作成し、これに従って生態系維持回復事業を行うとともに、国等の公的主体以外の者についても、環境大臣等の認定を受けて当該事業を行うことができるようとする。また、当該生態系維持回復事業として行う行為については、自然公園法又は自然環境保全法上の許可等を要しないでできることとする。
- 五、公園事業の執行に関する規定について罰則を追加するとともに、自然環境保全法の規定に違反した場合の罰金の最高額を引き上げることとする。また、その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 六、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(21.5.26環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、本法の目的に生物多様性の確保が加えられたことにかんがみ、自然公園の利用が生態系にとつ

て悪影響を及ぼさないよう、その適正な利用に努めるとともに、国民にもその趣旨が理解されるよう普及啓発に努めること。

二、海域公園地区及び海域特別地区の指定に当たっては、科学的なデータ等を勘案し、民間団体等利害関係者にも配慮しつつ、関係省庁間等の連携・協力を十分図ることによって、世界的に貴重な海洋生態系の保護・保全にとって重要な海域が指定対象に含まれるよう努めること。また、国際的な連携にも配慮しつつ、移動性野生動物の保全にも努めること。

三、公園計画及び公園事業計画の策定に当たっては、生物多様性の保全の観点から、同計画が適正かつ効果的な自然公園の管理運営に資するものとなるよう、審議会の開催に当たって、パブリックコメントなどの前倒しにより、国民の意見が審議に反映されるものとするほか、計画段階からの市民参加等、多様な主体が参画、協議できる場を設けることで、可能な限り幅広く意見を聞くよう努めること。また、そこで集約された意見については、同計画に反映させるよう努めること。

四、生態系維持回復事業に係る認定等に当たっては、絶滅のおそれのある野生生物への影響や現行法の鳥獣被害の防止施策との整合性にも留意しつつ、科学的データ等に準拠しながら厳正かつ適切に行うこと。

五、自然公園の利用調整地区については、生物の多様性の確保及び持続可能な利用の観点から、住民、関係団体、土地利用者等との十分な調整を図りつつ、指定の拡大に向けて積極的に取り組むこと。

六、自然公園等の適切な管理運営のために必要な人材の確保に最大限努めること。特に、知識及び経験等が豊富なアクティブ・レンジャー経験者を積極的に活用するよう努めること。また、グリーンワーカー事業の拡充等をはじめとする施策の展開により、地元住民等の雇用創出を行うこと。

七、気候変動に伴う生態系の変化を考慮して、国土における自然保護地域の効果的な再配置と拡大、適正な管理を早急かつ積極的に取り組むこと。

八、生物多様性条約において、海洋保護区の全球レベルのネットワーク構築が目標として設定され、海洋保護区の統合、設置、効果的管理が急務とされていることにかんがみ、国際的な要請に資するものとなるよう、海洋保護区の設定に当たっては、我が国の生物多様性保全上、代表性を持ったものが含まれるものになるよう努めること。

九、自然公園及び自然環境保全地域等の自然保護地域体系のあり方について法制度も含めて検討を行うこと。

右決議する。

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案(閣法第61号)

(衆議院 21.4.23可決 参議院 5.27外交防衛委員会付託 6.19本会議否決 ※)

※21.6.19、衆議院へ返付。衆議院において、6.19、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

【要旨】

本法律案は、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もって海上における公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、船舶に乗り組み又は乗船した者が、私的目的で、公海又は我が国領海等において行う航行中の他の船舶の強取・運航支配、船舶内の財物の強取、船舶内にある者の略取、人質による強要及びそれらを行う目的で他の船舶への著しい接近等の行為を、海賊行為と定義する。

二、海賊行為をした者につき、その危険性や悪質性に応じて処罰することとする。

三、海賊行為への対処は、海上保安庁が必要な措置を実施するものとし、海上保安官等は、海上保安庁法において準用する警察官職務執行法第七条の規定による武器の使用のほか、他の船舶への著しい接近等の海賊行為を制止して停船させるため他に手段がない場合においても、武器を使用することができます。

四、防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海賊対処行動を命ずることができるものとし、当該承認を受けようとするときは、関係行政機関の長と協議して、原則として、対処要項を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないこととする。

五、内閣総理大臣は、四、の承認をした場合又は海賊対処行動が終了した場合には、遅滞なく、国会に報告しなければならないこととする。

六、海賊対処行動を命ぜられた自衛官につき、海上保安庁法の所要の規定、武器の使用に関する警察官職務執行法第7条の規定及び他の船舶への著しい接近等の海賊行為を制止して停船させるための武器の使用に係るこの法律の規定を準用することとする。

七、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第62号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法に基づき、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、人事の一元的管理に関する規定を創設し、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備を行うとともに、国家戦略スタッフ及び政務スタッフの設置に関する規定の整備等を行おうとするものである。

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案(閣法第63号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようとするための支援の一層の充実を図るため、利用者負担の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化等制度全般について所要の見直しを行おうとするものである。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案(閣法第64号)

(衆議院 21.6.16修正議決 参議院 6.17厚生労働委員会付託 6.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、労働者が就業しつつ子の養育又は家族の介護を行うための環境を整備し、その雇用の継続を図ることが一層重要となっていることにかんがみ、育児休業に関する制度及び子の看護休暇に関する制度の見直し等を行うとともに、介護休暇に関する制度及び所定外労働の制限に関する制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正

一 育児休業の改正

- 1 育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内に、労働者（当該期間内に産後休業をした者を除く。）が育児休業をした場合は、特例として、再度の育児休業申出をすることができる。
- 2 配偶者が常態として子を養育することができる労働者については育児休業をすることができないものとして労使協定で定めた場合に、事業主が当該労働者からの育児休業申出を拒むことができる旨の規定を削除する。
- 3 同一の子について父母がともに育児休業を取得する場合、その子が1歳2か月に達するまでの間に1年間育児休業を取得できる。

二 子の看護休暇の改正

1 小学校就学前の子を2人以上養育する労働者については、事業主に申し出ることにより、子の看護休暇を、1の年度において10労働日を限度として取得できる。

2 子の看護休暇は、小学校就学前の子の疾病の予防を図るために必要な世話をを行う場合にも取得できる。

三 介護休暇の新設

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者は、事業主に申し出ることにより、1の年度において5労働日（対象家族が2人以上の場合は10労働日）を限度として、当該世話をを行うための休暇を取得することができる。

四 所定外労働の制限及び所定労働時間の短縮措置の新設

1 事業主は、特定の場合を除き、3歳に満たない子を養育する労働者が請求した場合においては、所定労働時間を超えて労働させてはならない。

2 事業主は、特定の場合を除き、3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものに関して、労働者の申出に基づく所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

五 紛争の解決の新設

1 都道府県労働局長は、育児休業、介護休業等の事項についての労働者と事業主との間の紛争について、当事者からの求めに応じて必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 都道府県労働局長は、1の紛争について、当事者から調停の申請があった場合において必要があると認めるときは、紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。

六 公表

育児休業、介護休業等の規定に違反をしている事業主に対し、厚生労働大臣が勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第二 雇用保険法の一部改正

同一の子について父母がともに育児休業をしている場合にあっては、その1歳2か月に満たない子を養育するための休業をしたときに、育児休業給付を支給する。

第三 施行期日等

一 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、この法律の施行の際常時100人以下の労働者を雇用する事業主等については、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、第一の三及び四の規定は適用しない。

二 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

なお、衆議院において、紛争の解決（調停に係る部分を除く。）、公表及び過料に係る規定は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日、調停に係る規定は平成22年4月1日から施行する旨の修正が行われた。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第65号)

(衆議院 21.5.13可決 参議院 6.15財政金融委員会付託 6.19本会議否決 ※)

※21.6.19、衆議院へ返付。衆議院において、6.19、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

【要旨】

本法律案は、最近の社会経済情勢を踏まえ、需要不足に対処する観点から、平成21年及び平成22年において直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度を創設するとともに、平成21年度及び平成22年度において試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例を設

け、あわせて交際費等の損金不算入制度に係る定額控除限度額の引上げ等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の創設

平成21年1月1日から平成22年12月31までの間に、直系尊属から居住用家屋の取得等に充てるために金銭の贈与を受けた場合には、当該期間を通じて500万円まで贈与税を課さない（この特例は、暦年課税の110万円の基礎控除又は相続時精算課税の3,500万円の特別控除（住宅取得等資金に係る特例を含む）の従来の非課税枠にあわせて適用可能とする）。

二、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度等の拡充

1 平成21年度及び平成22年度において税額控除ができる限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げる。

2 平成21年度及び平成22年度に生じる税額控除限度超過額について、平成23年度及び平成24年度において税額控除の対象とすることを可能とする。

三、中小企業の交際費課税の軽減

交際費等の損金不算入制度について、資本金1億円以下の法人に係る定額控除限度額を、平成21年4月1日以後に終了する事業年度から、400万円から600万円に引き上げる。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成21年度の租税減収見込額は、約550億円である。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(閣法第66号)

(衆議院 21.6.2修正議決 参議院 6.15文教科学委員会付託 6.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成21年度一般会計補正予算（第1号）により交付される補助金により、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に、先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成及び有為な研究者の海外への派遣に係る業務等に要する費用に充てるための基金を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、振興会は、平成26年3月31日までの間に限り、先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成等に要する費用に充てるために先端研究助成基金を、有為な研究者の海外への派遣に係る業務等に要する費用に充てるために研究者海外派遣基金を、それぞれ設けるものとし、併せて、これらの基金の運用方法の制限や、基金を廃止する際の残余額の処理について規定すること。

二、文部科学大臣は、先端研究助成基金を財源として実施する業務に係る部分について、振興会の業務方法書や中期計画の認可等をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならないものとすること。

三、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を財源として実施する業務について、それぞれ特別の勘定を設けて経理しなければならないものとすること。

四、振興会は、毎事業年度、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を財源として実施する業務に関する報告書を作成して文部科学大臣に提出するとともに、文部科学大臣は当該報告書を国会に報告しなければならないものとすること。

五、この法律は、公布の日から施行すること。

なお、本法律案は、衆議院において、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究の集中的な推進について、より適切に位置付けるため、改正規定の附則第2条の2第1項中「、現下の厳しい経済情勢に対処するための臨時の措置として」を削る修正が行われた。

【附帯決議】(21.6.18文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、研究課題の選定に当たっては、早期に事業化が見込めるもの等に偏ったり、課題数を30程度と

限定することなく、ハイリスク研究等の取扱い、分野間のバランスも勘案し、適正な資源配分を行うこと。また、中心研究者及び研究課題の選考に当たる者については、特定の業界や分野に偏ることのないよう、透明性を確保しつつ、真に我が国の科学技術の振興に資する適切な人選を行うこと。

二、先端研究助成基金については、複数年にわたる多額の国費による研究であることを踏まえ、研究の評価の在り方について中間評価の実施を含めて十分検討し、適切に評価を行うとともに、この評価結果をその後の研究開発へ適切に反映させるよう努めること。なお、評価の実施に当たっては、研究者の負担に配慮すること。また、基金の使用状況、研究の進捗状況及び研究成果等を広く国民へ情報提供するとともに、国民各層の幅広い活用を期すため、原則として公開すること。

三、総合科学技術会議は、先端研究助成業務について、公正中立かつ適切な選定及び選定過程の公表を行うとともに、本来期待される制度の趣旨が確保されることに責任を負うこと。

四、独立行政法人日本学術振興会は、3,000億円の新たな基金が設立される独立行政法人として、科学研究費補助金の交付業務はもとより、先端研究助成業務及び若手研究者海外派遣業務について、一層、公正中立かつ適切な業務運営を行い、各案件の進捗状況に係る管理責任を負うこと。

五、若手研究者の人材育成の在り方は、本来各大学・独立行政法人等が自ら柔軟に判断すべきものであることから、若手研究者の海外派遣への助成に当たっては、運営費交付金や私学助成の拡充等の方策を実現できるよう、その在り方について早急に抜本的見直しを行うこと。

六、基金を使って実施される先端研究助成業務及び若手研究者海外派遣業務については、研究者や研究機関等から広く意見を聴取する等、基金化したことによる効果の検証を行うこと。

七、我が国の研究開発力の向上や国際競争力強化の観点から、既存の研究助成制度の改善を図るとともに、基礎研究の更なる充実を図るために、科学研究費補助金など研究助成の拡充に努め、その配分についても、基金の活用等、年度をまたぐ柔軟かつ機動的な支出を可能にできるよう、その在り方について抜本的見直しを行うこと。

右決議する。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第67号)

(衆議院 21.5.26可決 参議院 5.26総務委員会付託 5.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成21年5月1日付けの勧告にかんがみ、一般職の国家公務員等に対して、同年6月に支給する特別給の額を暫定的に減額する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成21年6月期における一般職の職員の特別給の特例措置として、期末手当及び勤勉手当の支給割合について、指定職職員以外の職員は計0.2月分、指定職職員は計0.15月分を暫定的に引き下げる。また、内閣総理大臣等についても、その期末手当の支給割合について、0.15月分を暫定的に引き下げる。

二、期末手当等の暫定的引下げ分に相当する支給月数に係る期末手当等の取扱いについては、必要な措置を別途人事院が勧告する。

三、指定職職員等の特別給について、勤務実績を適切に反映するため、現行の期末特別手当を廃止し、本省課長級以下と同様に期末手当及び勤勉手当を支給する。

四、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(21.5.28総務委員会議決)

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、平成21年6月期の国家公務員の特別給に関する今回の法改正は、人事院の特別調査結果を踏まえた勧告に基づく暫定的かつ極めて異例な措置であることにかんがみ、本年の国家公務員の特別給の最終的な取扱いについては、人事院が職種別民間給与実態調査の結果を踏まえて行う勧告に基づき、適切な措置を講ずること。

二、人事院の特別調査時点において夏季一時金が決定済である企業の割合が極めて低いことにかんがみ、本改正が、今後決定される民間の夏季一時金の引下げ圧力となるような、本末転倒した結果を招くことのないよう、その経緯及び趣旨の周知徹底を図ること。

三、地方公務員の特別給の取扱いについては、既に独自の給与削減措置を講じている団体も相当数に上ることにかんがみ、本改正に準ずる対応の要請を一律的に行わないこと。

四、指定職俸給表適用職員の特別給への勤務実績の反映に当たっては、公務組織の活性化と効率化、業績評価の公正性と職員間の公平性の確保、職員の志気の向上などに十分配慮し、制度改正の趣旨が達成されるよう、適正な運用に努めること。

右決議する。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案(閣法第68号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

最近における個人たる事業者の実態を踏まえ、小規模企業共済制度の充実を図るため、小規模企業者の範囲を拡大する等の措置を講じる。

北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案(閣法第69号)

(衆議院 21.7.14可決 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、北朝鮮による核実験の実施、大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイルの発射等の一連の行為が国際社会の平和及び安全に対する脅威となっており、その脅威は近隣の我が国にとって特に顕著であること、並びにこの状況に対応し、国際連合安全保障理事会決議第1718号が核関連、弾道ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入の禁止を決定し、同理事会決議第1874号が当該禁止の措置を強化するとともに、国際連合加盟国に対し当該禁止の措置の厳格な履行の確保を目的とした貨物についての検査等の実施の要請をしていることを踏まえ、我が国が特別の措置として実施する北朝鮮特定貨物についての検査その他の措置について定めようとするものである。

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(第163回国会閣法第22号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、組織的な犯罪の共謀罪の新設等をするとともに、組織的に実行される強制執行妨害事犯等についての処罰規定を整備し、サイバー犯罪に関する条約の締結に伴い、不正指令電磁的記録作成等の行為についての処罰規定、電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定等を整備しようとするものである。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第95号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、今後の被用者年金制度の成熟化、少子高齢化の一層の進展等に備え、当該制度について、公的年金制度の一元化を展望しつつ、制度の安定性を高めるとともに、民間被用者及び公務員を通じ、将来に向けて、保険料負担及び保険給付の公平性を確保することにより、公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めるため、公務員及び私立学校教職員についても厚生年金保険制度を

適用する措置を講ずる等のほか、短時間労働者への厚生年金保険制度の適用拡大、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度の改善等の措置を講じようとするものである。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第97号) (衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方公務員に係る制度の改革を進めるため、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保しようとするものである。

株式会社地域力再生機構法案(第169回国会閣法第14号)

(衆議院 21.4.23修正議決 参議院 6.3経済産業委員会付託 6.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、雇用の安定等に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の再建を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするために、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中堅事業者、中小企業者その他の事業者に対し、当該事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じてその事業の再生を支援することを目的とする株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、機構の名称を「株式会社地域力再生機構」から「株式会社企業再生支援機構」に改めるとともに、本法律の題名を「株式会社地域力再生機構法」から「株式会社企業再生支援機構法」に改めること、機構による再生支援の対象となる事業者の要件を「地域経済において重要な役割を果たしているながら過大な債務を負っている」から「有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている」に改めるとともに、中堅事業者及び中小企業者を例示すること、機構による再生支援の対象となる事業者から、いわゆる第三セクターを除外すること、再生支援及び債権買取り等の決定に当たって機構が従うべき基準の策定に係る規定等における主務大臣として、厚生労働大臣を追加すること、中小企業者向けの再生支援について、産業活力再生特別措置法との関係の規定を追加すること及びこの法律の施行期日を公布の日から起算して4月（政府原案では6月）を超えない範囲内において政令で定める日に改めること等を内容とする修正が行われた。

一、機構の設立等

- 1 機構は、主務大臣の認可により、1を限り、設立される。
- 2 預金保険機構は、機構の発起人となり、常時、発行済株式総数の2分の1以上を保有しなければならない。
- 3 この法律の主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣として、役員の選任や予算の認可等の必要な監督事務を行う。ただし、再生支援及び債権買取り等の決定に当たって機構が従うべき基準の策定に係る規定等における主務大臣として、厚生労働大臣を加える（衆議院修正）。

二、機構の組織

- 1 機構に、取締役である委員3人以上7人以内で組織し、委員の過半数が社外取締役から構成される企業再生支援委員会（衆議院において政府原案の「地域力再生委員会」の名称を修正。以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、事業者に対する再生支援の決定、債権買取り等の決定、買取申込み等期間の延長の決定、出資の決定、債権又は株式の処分の決定等、機構の業務運営に関する重要事項の決定を行う。

三、支援基準

主務大臣は、事業所管大臣の意見を聴いて、機構が再生支援の決定及び債権買取り等の決定に

当たって従うべき支援基準を定める。

四、機構の業務

- 1 機構は、その目的を達成するため、対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り、対象事業者に対する資金の貸付け、債務の保証、出資、事業の再生に関する専門家の派遣及び助言等の業務を営むほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、対象事業者以外の事業者に対する助言を行うことができる。
- 2 機構は、原則として、その成立の日から2年以内に支援決定を行い、支援決定の日から3年以内に、当該支援決定に係る対象事業者につき、すべての再生支援を完了するよう努めなければならない。

五、その他

- 1 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内で、機構の資金の借入れ又は社債に係る債務について、保証契約をすることができる。また、政府は、預金保険機構が機構に対して出資を行うために、予算で定める金額の範囲内で、預金保険機構に出資することができる。
- 2 機構は、産業活力再生特別措置法の施策と相まって、効果的に再生支援を行うよう努めるとともに、中小企業再生支援協議会等との協力体制を整備する（衆議院修正）。
- 3 金融庁又は日本銀行に対する協力要請、政策金融機関等の協力、国、地方公共団体、機構等の連携及び協力等について、所要の規定を整備する。

六、附則

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して4月（衆議院修正）を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（21.6.18経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 事業の再生においては、市場における企業の自主的な取組を尊重すべきであることにかんがみ、株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）が事業の再生支援の決定を行うに当たっては、安易な企業の延命とならないよう、具体的な支援基準を定めるとともに、事業者のモラルハザードを招かないよう、その厳正な運用に努めること。
また、機構の損失拡大により国民負担が生じることがないよう、機構の業務実績に応じて、隨時必要な業務の改善等につき適宜指導すること。
- 二 機構は、事業再生計画の策定及び実施に当たって、労使協議により労働者の理解及び協力を得ることができているか等について慎重な確認を行うとともに、現下の厳しい雇用情勢にかんがみ、雇用の安定に十分配慮すること。
- 三 中小企業の健全な経営が我が国産業の発展の重要な基礎であることにかんがみ、機構は、各都道府県の中小企業再生支援協議会との緊密な連携を図りつつ、中小企業の積極的な再生支援に努めること。
また、中小企業者等の事業再生支援を行うに当たっては、業態の特性や事業の実態等を勘案して支援基準を運用するなど、機構による再生支援を中小企業者等が十分活用し得るよう努めること。
- 四 現下の経済情勢にかんがみ、機構の再生支援業務を円滑かつ適正に執行するため、今後も政府による必要かつ十分な追加出資、政府保証枠の拡充等を行う等、機構に対して万全の予算措置を講ずること。
- 五 現下の経済情勢が特に緊急な対処を不可欠とする状況にあることを踏まえ、公布後3か月程度を目標に本法律案を施行し、機構の設立及び再生支援業務を可能な限り速やかに開始できるよう準備を進めること。

右決議する。

独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第50号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人統計センターの改革を推進するため、同法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人としようとするものである。

行政不服審査法案(第169回国会閣法第76号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、行政庁の処分又は不作為に対する不服申立ての制度について、より簡易迅速かつ公正な手続による国民の権利利益の救済を図るため、不服申立ての種類の一元化及び審理の一段階化、審理員による審理手続、行政不服審査会への諮問手続の導入等を行おうとするものである。

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第169回国会閣法第77号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、行政不服審査法の施行に伴い、情報公開・個人情報保護審査会設置法の廃止その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

行政手続法の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第78号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、処分及び行政指導に関する手続について、行政運営における公正の確保を図るため、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度等を整備しようとするものである。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第79号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人に係る制度の改革を進めるため、評価機関の一元化、監事の職務権限の強化等による業務の適正化のための措置を講ずるとともに、非特定独立行政法人の役職員に係る再就職規制を導入するほか、不要財産の国庫納付等について定めようとするものである。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第169回国会閣法第80号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、各府省に置かれる独立行政法人評価委員会に関する規定を削除する等、関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

消費者庁設置法案(第170回国会閣法第1号)

(衆議院 21.4.17修正議決 参議院 4.22消費者問題に関する特別委員会付託 5.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、消費者基本法第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費

者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を一体的に行わせるため、内閣府の外局として消費者庁を設置するとともに、内閣府の審議会等として消費者委員会を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、消費者庁の設置

内閣府の外局として、消費者庁を設置し、その長は、消費者庁長官（以下「長官」という。）とする。

二、消費者庁の所掌事務

消費者庁の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- 1 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項
- 2 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関する事項
- 3 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項
- 4 消費者安全法の規定による消費者安全の確保に関する事項
- 5 宅地建物取引業法等の規定による「取引」の相手方の利益の保護に関する事項
- 6 消費生活用製品安全法等に規定する「安全」に関する事項
- 7 食品衛生法等に規定する「表示」に関する事項
- 8 物価、公益通報者の保護、個人情報の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進等に関する事項

三、資料の提出要求等

長官は、消費者庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

四、消費者委員会

- 1 内閣府に、消費者委員会（以下「委員会」という。）を置く。委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に建議すること。
 - ロ 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ、イの重要事項に関し、調査審議すること。
- ハ 消費者安全法第20条の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求ること。
- ニ 消費者基本法等の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 委員会の委員は、独立してその職権を行う。
- 3 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めるもののほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 委員会は、委員10人以内で組織する。委員は任期2年、再任可能とし、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 5 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

五、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、消費者委員会の委員の常勤化、消費者庁の所管法律の見直し及び消費者行政に係る体制整備、地方公共団体に対する国の支援の在り方、適格消費者団体に対する支援の在り方、不当な収益のはく奪及び被害者救済制度について検討するものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、法律の題名を「消費者庁及び消費者委員会設置法」に改め

ること、消費者庁の任務に「消費者の権利の尊重」を明記すること、消費者庁に設置することとしていた消費者政策委員会を内閣府に設置する消費者委員会に改め、その所掌事務を整備するとともに、関係行政機関の長に対する資料の提出等の要求等を追加すること、委員の人数を10人以内とすること、附則において、消費者委員会の委員の常勤化、消費者庁の所管法律の見直し及び消費者行政に係る体制整備、地方公共団体に対する国の支援の在り方、適格消費者団体に対する支援の在り方、並びに不当な収益のはく奪及び被害者救済制度の在り方についての検討条項を設けることを主な内容とする修正が行われた。

【消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議】(21.5.28消費者問題に関する特別委員会議決)

政府は、消費者庁関連三法の施行に当たり、消費者庁及び消費者委員会の創設が消費者基本法の basic 理念を実現し、行政のパラダイム（価値規範）の転換を行うための真の拠点となるものであることにかんがみ、行政の意識改革を図るとともに、次の事項について万全を期すべきである。

- 一、消費者庁がその任務を遂行するに当たっては、消費者基本法第2条に定める消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり行うことが明記された趣旨にかんがみ、消費者の権利尊重に万全を期すること。
- 二、消費者庁がその任務を十全に果たすことができるよう、消費者行政に関する幅広い専門性を持った職員を行政組織内外から登用し、消費者の視点を重視した配置を行うとともに、民間のノウハウの活用を図ること。また、政府全体において公務員に対する十分な消費者教育・研修を実施することにより消費者行政を担う人材の育成を行うとともに、各府省庁における消費者担当部局の強化を行うこと。
- 三、消費者委員会は、自ら積極的に調査審議を行うとともに、内閣総理大臣等への勧告・建議を始め、その与えられた機能を積極的に行使し、消費者の利益の擁護及び増進のため、適切にその職務を遂行すること。
- 四、消費者庁及び消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進のため、各々の独立性を堅持しつつ、情報の共有を始めとして、適宜適切に協力して職務に当たること。
- 五、消費者の利益の擁護及び増進を図り、真に消費者、生活者が主役となる社会を実現するためには、消費者行政を担当する内閣府特命担当大臣が、消費者行政の司令塔である消費者庁及び消費者行政全般の監視機能を果たす消費者委員会双方の判断を総合的に勘案し、その掌理する事務を遂行することが極めて重要であることにかんがみ、消費者政策担当大臣の判断を補佐するスタッフの配置を行うこと。
- 六、消費者委員会の委員長及び委員は、すべて民間から登用するものとし、その年齢、性別、専門性等について十分配慮すること。また、委員の任命理由を明確化する等、説明責任を果たすよう努めること。
- 七、初代の消費者委員会の委員の3人について、常勤的に勤めることが可能になるように人選し、財政的な措置も行うこと。またその他の委員についても、委員としての職務に専念できるような人選を行うように努めるものとすること。
- 八、消費者委員会からの関係行政機関の長への報告徴求、資料の提出要求等に対しては、各行政機関は迅速かつ誠意をもって対応すること。関係行政機関の長は、その有する民間事業者に係る情報及びその所掌に係る民間事業者に関する情報についても必要に応じて収集・分析を行い、個人情報や企業秘密、適正手続の確保に配慮しつつ、消費者委員会からの求めに応じ、積極的な提供に努めること。
- 九、消費者委員会が個別具体的な事案に関して「勧告」を行うにあたっては、当該事案に関する的確な情報を得た上で、その必要性を踏まえたものとすること。消費者庁及び消費者委員会設置法第8条の「資料の提出要求等」の権限が、その情報収集のための法的担保として設けられているものであるが、事実上の情報収集の手段として、消費者や事業者等からの自発的な通報・提供という形で情報を得ること、消費者委員会の要請に対して事業者等が自ら進んでこれに協力する等

の形で、消費者委員会が事情説明や資料提供等を受ける等の調査を行うことまで否定しているわけではないことに留意すること。

十、内閣総理大臣、関係行政機関の長等は、消費者委員会からの建議又は勧告に対して、迅速かつ誠実に対応すること。

十一、消費者委員会が独立して消費者行政全般についての監視機能を十全に果たすことを担保するため、その事務局については財政上の措置を含めた機能強化を図るとともに、その職員については専任とするよう努めること。また、事務局職員の任命に当たっては、多様な専門分野にわたる民間からの登用を行うとともに、その所掌事務を行うために十分な人員を確保することにより、同委員会の補佐に万全を図ること。

十二、消費者政策会議については、当委員会で行われた議論を十分踏まえ、消費者庁及び消費者委員会との関係を総合的に判断し、国会と連携を図りつつ存置を含めその在り方の見直しを検討すること。

また、次期の消費者基本計画の案の作成に当たって消費者政策会議は、本委員会を始めとする国会における議論及び消費者委員会の意見を尊重すること。

十三、消費者被害に関する幅広い情報が確実に消費者庁に集約されるよう、その手続を明確化することにより、関係省庁や地方自治体との連携を密にする等、体制を整備すること。

十四、消費者事故についての調査が、更なる消費者被害の発生又は拡大の防止に資するものであることにかんがみ、消費者庁に集約された情報の調査分析が機動的に行えるようタスクフォースを活用し、消費者事故等についての独立した調査機関の在り方について法制化を含めた検討を行うとともに、消費者庁及び事故の関係省庁、特定行政庁と警察、消防など関係機関は対等・協力の関係をお互いに確認し、事故原因の究明、再発防止対策の迅速化をはかること。なお、事故情報の一元化の体制整備に当たっては、児童や高齢者、妊娠婦、障害者等の事故情報について特別な配慮をすること。

また、消費者庁に消費者事故等の原因究明について分析能力を有する人材を登用するとともに、その養成を行うこと。

十五、消費生活に関する事故に関する情報は、国民の共有財産であるとの認識に基づき、消費者庁を含む関係省庁は、消費者事故等に関する情報について、個人情報保護に配慮しつつ、十分な開示を行うこと。

十六、消費者教育の推進については、消費者庁が司令塔機能を果たし、消費者基本法の基本理念及び消費者基本計画の基本的方向のもと、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため、多様な視点から物事をとらえる能力を身につけ、自主的かつ合理的な行動ができるよう、消費者庁と文部科学省が連携を図り、学校教育及び社会教育における施策を始めとしたあらゆる機会を活用しながら、財政措置を含め、全国におけるなお一層の推進体制の強化を図るとともに、消費者教育を担う人材の育成のための措置を講ずること。

また、消費者教育に関する法制の整備についての検討を行うこと。

十七、内閣総理大臣は、消費者事故等の発生に関する情報の集約及び分析の結果に関しては、適時適切に、国会に対し報告しなければならないものとすること。

また、結果の公表は迅速に行うこととともに、国民に対する十分な周知を行うことができるよう、その公表の在り方についても十分配慮すること。

十八、消費者行政に係る体制整備に当たっては、関係機関、特に独立行政法人国民生活センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構、及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターを始めとした商品検査機能を有する各機関の機能強化を図るとともに、消費者庁及び消費者委員会、地方公共団体との連携強化のため必要な措置を講ずるものとすること。

十九、聴取能力及び法律知識のみならず、あっせんや行政との連携能力等各地の消費生活センターの相談員にとって必要な能力の水準向上を図るため、教育・研修の機会の拡充等を始め、独立行政法人国民生活センターによる支援を強化すること。

また、国民生活センターに配置されている相談員について、その職務内容にふさわしい身分、

待遇の改善に努めること。

二十、地方公共団体における消費者行政の推進に関しては、消費者庁関連三法制定の趣旨を地方公共団体の長及び議会議長が参加するトップセミナーの実施等を通じて周知徹底し、全国あまねく消費生活相談を受けることができ、消費者の安全・安心を確保する体制が確立するよう、万全を期すること。

二十一、各地の消費生活センター等が、障害者、高齢者を含めたすべての消費者にとってアクセスしやすい一元的な消費者相談窓口として機能するよう、その認知度を高め、多様な相談受理体制の整備が行われるよう万全を期すること。

二十二、相談員の執務環境及び待遇に関する種々の問題点を改善するため、相談員制度の在り方について全般的な検討を行うとともに、地方公共団体における消費者行政の一層の充実を図るため、正規職員化を含め雇用の安定を促進するための必要な措置を早急に講じること。

また、その待遇改善に関しては、今般拡充された地方交付税措置が着実に活用されるよう地方公共団体に要請するとともに、地方消費者行政活性化基金の運用に際しては、支援対象を集中育成・強化期間において増大する業務に係る人件費等に拡充するとともに、交付要綱等において待遇改善を図る地方公共団体への交付金の配分を手厚くすることを定めることにより、相談員の時給の引上げ、超過勤務並びに社会保険及び労働保険に関し法令に基づく適切な対応等を含め、地方公共団体における待遇改善を積極的に支援すること。

なお、地方消費者行政活性化基金を真に地方消費者行政の需要を満たすものとするため、事業を支援するメニューの在り方等について地方公共団体の意見を踏まえるとともに、その弾力的な運用を行うこと。

二十三、消費生活センターについて、指定管理者制度や委託等を採用している地方公共団体においても、その受託機関における相談員の待遇については、各種誘導措置が講じられることにより、地方公共団体が自ら行う場合における相談員等と同様に待遇の改善が図られるよう万全を期するよう要請すること。

二十四、今後3年程度の集中育成・強化期間後の国による支援の在り方や、消費生活センターの設置、相談員の配置・待遇等の望ましい姿について、実態調査等を行うとともに、集中育成・強化期間の取組を踏まえ、その後も適切な対応が講じられるよう配意し、工程表も含め消費者委員会で検討すること。なお、検討に当たっては、広域的な設置を含め地域の実情に応じた消費生活センターの設置、P I O-N E Tの整備、相談員の資格の在り方についても十分配意すること。

二十五、消費者政策担当大臣が掌理する事務として、内閣府設置法第4条第1項に、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項が明記された趣旨を十分尊重し、消費者政策担当大臣は、他の行政機関の個別政策を含めた基本的政策に関する事項についての内閣府設置法第12条の勧告権の適切な行使等、関係行政機関の総合調整に万全を期すること。また、内閣総理大臣は、消費者政策担当大臣の権限行使が十分に果たされるよう行政各部を指揮監督すること。

二十六、消費者安全法第20条の趣旨にのっとり、内閣総理大臣は、消費者委員会からの勧告に対し、消費者の利益の擁護及び増進のため、内閣一体となった取組が行われるよう、誠意をもって対応すること。

また、内閣総理大臣は、消費者委員会から勧告を受けたときは、当該勧告の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、適切な対応を行うこと。

二十七、消費者の利益の擁護及び増進に関する法律の消費者庁の関与の在り方を検討する際には、公益通報の窓口の消費者庁への一元化、表示、取引、安全の分野における横断的な新法の制定を含めた検討を行うこと。

二十八、多重債務対策を消費者庁の重要な任務と位置付け、消費者庁の関与やそのために必要な体制を含め、内閣一体としての取組が可能となるよう検討を行うこと。

二十九、適格消費者団体を始め、消費者被害の情報収集、消費者への啓発等を行う消費者団体に対

し、関係する情報を提供するとともに、活動のための施設や資金の確保等の支援のあり方について検討を行い、必要な措置を講ずること。

三十、地方公共団体の消費者行政の実施に対し国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加えるに当たっては、消費者、生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政への転換を目指す消費者庁設置の趣旨にかんがみ、国と地方の役割分担など消費者行政の在り方についても併せて検討すること。

三十一、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度の検討に当たっては、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度等の活用を含めた幅広い検討を行うこと。

三十二、消費者庁関連三法にかかる政令及び内閣府令の制定に当たっては、本委員会における議論を十分に尊重するとともに、消費者団体を始めとする国民各層の意見を広く反映させるため、丁寧な意見募集及び集約の在り方に配意すること。

三十三、消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会による実質的な審議結果を踏まえた意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとすること。

三十四、食品や製品による国境を越えた消費者被害が増加している状況にかんがみ、O E C D 消費者政策委員会の活動や、食の安全における近隣諸国や貿易相手国との連携を始めとした、消費者安全を確保するための国際連携を強化するとともに、その体制の更なる充実が図られるよう取り組むこと。

右決議する。

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第170回国会閣法第2号)

(衆議院 21. 4. 17修正議決 参議院 4. 22消費者問題に関する特別委員会付託 5. 29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴い、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律及び食品衛生法その他の関係法律について、所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、内閣府設置法に定める、行政各部の施策の統一を図るために必要となる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（以下「内閣補助事務」という。）に、「消費者基本法第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項」を追加するとともに、その他の行政組織に関する法律について任務、所掌事務の変更等関係規定の整備を行う。

二、食品衛生法その他の関係法律について、内閣総理大臣及び消費者庁長官の権限を定める等関係規定の整備を行う。

三、この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、法律の題名を「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に改めること、消費者政策を掌理する内閣府特命担当大臣による消費者行政に関する総合調整機能の発揮を明確にするため、内閣府設置法における消費者問題に関する内閣補助事務に係る規定を改めること、消費者庁設置法の題名変更及び消費者政策委員会の名称変更等に伴う関係各法律の規定整備を行うことを主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(21. 5. 28消費者問題に関する特別委員会議決)

消費者庁設置法案（第170回国会閣法第1号）と同一内容の附帯決議が行われている。

消費者安全法案(第170回国会閣法第3号)

(衆議院 21.4.17修正議決 参議院 4.22消費者問題に関する特別委員会付託 5.29本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、基本理念等

- 1 消費者安全の確保に関する施策の推進は、消費者被害の発生及び拡大の防止、消費者の利便の増進への寄与等を基本理念とし、国及び地方公共団体は、消費生活についての専門的な知識・経験を有する者の活用、施策推進過程の透明性の確保等を図りつつ、施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。
- 2 事業者等は、消費者安全の確保並びに国及び地方公共団体の施策への協力に努め、消費者は、消費生活にかかる事項に関し、必要な知識の修得及び情報の収集に努めなければならない。

二、基本方針

内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本的な方針を定めなければならない。

三、地方公共団体による消費生活センターの設置等

- 1 都道府県及び市町村は、消費生活相談、苦情処理のあっせん、消費者安全の確保のために必要な情報の収集・提供等の事務を行い、国及び国民生活センターは、情報提供その他の必要な援助を行う。
- 2 1の事務を行うため、都道府県は消費生活センターを設置しなければならず、市町村は、消費生活センターを設置するよう努めなければならない。都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は、相談員等の人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

四、消費者事故等に関する情報の集約等

- 1 行政機関等の長は、事業者が供給する商品等又は事業者が提供する役務の使用又は利用に伴い消費者の生命又は身体に被害が生じた事故等（以下「消費者事故等」という。）が発生した旨の情報を得た場合で、消費者被害の発生又は拡大のおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し通知するものとする。また、消費者事故等のうち、その被害が重大であるもの（以下「重大事故等」という。）が発生した旨の情報を得たときは、直ちに通知しなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、情報の集約及び分析を行い、取りまとめた結果を関係行政機関等に提供し、消費者委員会に報告するとともに、これを公表し、国会に報告しなければならない。

五、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置

- 1 内閣総理大臣は、消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を地方公共団体に提供するとともに、これを公表するものとする。
- 2 内閣総理大臣は、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。
- 3 内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合（他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において必要があると認めるときは、事業者に必要な措置をとることを勧告することができる。事業者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかつた場合は、あらかじめ消費者委員会の意見を聴き、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 内閣総理大臣は、商品等が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生し、かつ、当該重大事故等による被害拡大等の急迫した危険がある場合（他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において特に必要があると認めるときは、あらかじめ消費者委員会の意見を聴いた上で、6月以内の期間を定めて、商品等の譲渡等を禁止し、又は制限することができる。事業者がこれに違反した場合は、商品又は製品の回収その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 消費者委員会は、消費者等から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に關し必要な勧告をすることができる。また、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

6 3及び4に対する違反について、所要の罰則を設ける。

六、施行期日等

1 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日から施行する。

2 政府は、消費者の財産に対する重大な被害を含めた重大事故等の範囲、この法律の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、国及び地方公共団体の責務に「消費者事故等に関する情報の開示」及び「消費生活に関する教育活動」を追加すること、消費者事故等に関する情報の集約及び分析の結果の概要に代えて結果を公表することとし、国会への報告を義務付けること、消費者委員会の内閣総理大臣に対する権限を意見具申から勧告及び報告要求に改めること、附則に重大事故等の範囲についての検討条項を設けること、消費者政策委員会の名称変更等に伴う規定の整備を行うことを主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】 (21.5.28消費者問題に関する特別委員会議決)

消費者庁設置法案（第170回国会閣法第1号）と同一内容の附帯決議が行われている。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第170回国会閣法第11号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

近年における労働者派遣事業をめぐる情勢にかんがみ、派遣労働者の雇用の安定その他の福祉の増進に資するようするため、日雇労働者について労働者派遣を行うことを原則として禁止するとともに、派遣労働者の雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に関する制度の整備を行おうとするものである。

本院議員提出法律案

平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案(参第1号)

(参議院 21.2.5財政金融委員会付託 3.4本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、現下の厳しい経済情勢に対処するため、生活・経済緊急対策を確実かつ効果的に実施することが重要であることにかんがみ、平成20年度の一般会計補正予算（第2号）における中小規模の事業者を支援するための措置等に必要な財源を確保するための臨時の措置を定めるとともに、同年度における生活・経済緊急対策の実施について必要な制限を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れ

政府は、平成20年度の一般会計補正予算（第2号）により追加される歳出の財源に充てるため、特別会計に関する法律第58条第3項の規定にかかわらず、同年度において、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、2兆1,185億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

二、生活・経済緊急対策の実施についての制限

平成20年度における生活・経済緊急対策の実施（平成21年度にわたって実施する場合を含む。）に当たっては、平成20年12月24日の閣議において行なうことが決定された定額給付金を給付する事業及びこれに類する地方公共団体がその住民一般に金銭（これに類するものを含む。）を一律に給付する事業に係る国の財政上の措置は、行わない。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案(参第2号)

(参議院 21.3.30財政金融委員会付託 4.24本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、租税特別措置の整理及び合理化を推進し、もって納税者が納得できる公平で、かつ、透明性の高い税制の確立に寄与するため、租税特別措置に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、適用実態調査及び正当性の検証等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 法律の目的

租税特別措置（租税特別措置法で設けられる国税に関する特例全般）に関し、基本理念、国の責務等、適用実態調査及び正当性の検証（租税特別措置について、相当性・有効性・公平性といった正当性に関する事項を確認すること。）等について定め、整理合理化を推進し、もって「公平・透明・納得」の税制の確立に寄与することを目的とする。

二 基本理念

- 1 租税特別措置については、絶えずその廃止を含めた見直しが行われるものとし、かつ、その見直しは、その適用実態が明らかにされ、正当性の検証が実施されることにより、行われる。
- 2 租税特別措置の新設・変更は、できる限り合理的な推計が行われ、正当性について十分に検討された上で、行われる。

三 国の責務・納税者の責務

国は、租税特別措置の整理合理化を推進する責務を有するとともに、納税者は、適用実態調査に協力しなければならない。

四 適用実態調査

財務大臣は、租税特別措置ごとに、納税者に増減額明細書の添付を求める等の方法により、適用実態調査を行い、毎会計年度終了後7月以内に、正当性に関する事項についての財務大臣の意見を付けて、次に掲げる事項を記載した報告書を国会に提出しなければならない。

- 1 租税特別措置ごとの適用数及びその見込数との差
 - 2 租税特別措置ごとの増減収額及びその見込額との差
 - 3 租税特別措置ごとに作成した統計
 - 4 法人税減免措置（法人税を軽減し、又は免除する租税特別措置）の適用を受ける法人等の名称、減免額等
- 五 適用実態調査の結果を踏まえた財務大臣による検討
- 財務大臣は、適用実態調査の結果を踏まえ、租税特別措置ごとに、行政機関の長から正当性に関する事項についての意見を聴き、租税特別措置の整理合理化について検討を行い、必要な措置を講ずる。
- 六 会計検査における租税特別措置の実施状況に関する検査
- 会計検査院は、毎年、租税特別措置の実施状況に関する検査を行い、その検査方針、検査結果、所見等を国会に提出される検査報告書に掲記する。
- 七 事後評価等における正当性の検証の実施等
- 行政機関は、租税特別措置に係る政策について事後評価を継続的に行い、その際には、租税特別措置の正当性の検証が行われなければならない。この正当性の検証の結果は、国会に提出される報告書に記載しなければならない。
- 八 施行期日等
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
 - 2 適用実態調査・国会への報告は、平成21年度分から適用する。
 - 3 平成21年度については、特例として、上半期分の法人税減免措置につき、適用数及び減収額の集計並びに統計の作成を行い、平成22年1月31日にまでに、これらを記載した報告書を国会に提出しなければならない。

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられ、また、それにもかかわらず当該強制労働に対する対価の支払を受けていないこと等の特別の事情にかんがみ、及び戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態がいまだ十分に判明していない状況等を踏まえ、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するための特別給付金の支給その他の戦後強制抑留者に係る問題に関し必要な措置を講じようとするものである。

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(参第4号)

(参議院 21.5.20文教科学委員会付託 6.10本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、この法律は、学校教育の環境の整備に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育環境整備指針等を策定し、学校教育に関連する予算の確保及び充実の目標を定めること等を通じてその着実な達成を図ることにより、学校教育の環境の整備を推進し、もって教育の振興に資することを目的とすること。

二、学校教育の環境の整備は、すべての者が、児童生徒等としてその発達段階及びそれぞれの状況に応じた適切かつ最善な環境で学校教育を受けることができるよう、次に掲げる事項を確保する

ことを旨として、行われなければならないことを基本方針とすること。

- 1 多様な教育の機会を提供すること。
- 2 よりきめ細かな教育指導を実現するための諸条件を整備すること。
- 3 安全かつ快適な学校教育を実現するための諸条件を整備すること。
- 4 安全かつ容易な通学のための諸条件を整備すること。
- 5 心身の健康、進学、職業選択等に関する相談体制を充実させること。
- 6 情報化、国際化等社会の変化に対応した教育を充実させること。
- 7 学習する機会が失われた者がその希望するときに再び学習する機会が与えられるようにすること。
- 8 障がいを有する児童生徒等については、共に学ぶ機会の確保に配慮しつつ、その特別な状況に応じた教育を充実させること。

三、国は、二の基本方針に基づき、学校教育の環境の整備に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有することとともに、地方公共団体は、基本方針に基づき、学校教育の環境の整備に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施する責務を有することとすること。

四、政府は、教育振興基本計画の一部として、教職員の配置及び数並びに教員のその有する免許状の種類ごとの比率、学級編制、学校の施設及び設備等の項目のうち学校の種類ごとに必要なものに係る目標水準、その達成の目標年次等について、学校教育環境整備指針（以下「整備指針」という。）を定めなければならないこととともに、地方公共団体は、当該地方における教育振興基本計画を定めるときは、その一部として、整備指針を参考し、自ら設置する学校の教育の環境に関する整備計画を定めるよう努めなければならないこととすること。

五、政府は、整備指針の達成に資するため、教育振興基本計画において、学校教育に関する国及び地方公共団体の財政支出の国内総生産に対する比率を指標として定めた予算の確保及び充実の目標を定めなければならないこととすること。

六、政府は、五の目標を踏まえ、整備指針を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならないこととともに、整備計画を定めた地方公共団体は、整備計画を達成するため、自らも必要な財源を確保する等必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととすること。

七、この法律は、公布の日から施行すること。

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(参第5号)

(参議院 21.5.20文教科学委員会付託 6.10本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、この法律は、質の高い学校教育を実現するためには、高い資質及び能力を有する教育職員が学校教育に携わることが不可欠であることにかんがみ、教育職員の免許状の制度の改革について基本的な理念及び方針を定めることにより、当該改革を推進することを目的とすること。

二、国は、三から七までに定める方針等に従って免許状の制度の改革を行い、平成24年度末までに、当該改革後の免許状の制度による免許状の授与が開始されること。

三、教諭の普通免許状及び特別免許状等は、初等教育諸学校（幼稚園及び小学校をいう。）、中等教育諸学校（中学校、高等学校及び中等教育学校をいう。）及び特別支援学校に区分して設けること。

四、教諭の資質及び能力の向上を図るために、次に掲げる方針に基づき、教諭の普通免許状の制度を改めること。

- 1 教諭の普通免許状は、専門免許状及び一般免許状に区分すること。
- 2 教諭の専門免許状は、教諭として一般的に必要とされる資質及び能力の基礎の上に、教科指

導、生活・進路指導等又は学校経営の各専門分野において、更に研究と修養を積み、資質及び能力を向上させた者に対して授与する免許状とすること。

3 教諭の専門免許状は、次の①から③までの要件を満たす者又は教育職員検定に合格した者に授与すること。

- ① 教諭の一般免許状を有すること。
- ② ①の要件を満たした後、教諭の実務その他教育に関する実務に8年以上携わったこと。
- ③ ②の要件を満たした後、教職大学院において必要な単位を修得したこと。

4 教諭の一般免許状は、教諭として一般的に必要とされる資質及び能力を有する者に対して授与する免許状とすること。

5 教諭の一般免許状は、修士の学位を有し、1年間の教育実習その他の教科及び教職に関する科目の単位を教職大学院等において修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与すること。

五、一般免許状を有する教諭が、四の3の②の要件を満たすときは、専門免許状の授与を受けるよう努めなければならないこととともに、当該教諭を任命し、又は雇用する者は、専門免許状の授与を受けることができる機会を与えるよう努めなければならないこととすること。

六、普通免許状は、文部科学大臣が授与することとし、特別免許状及び臨時免許状は、都道府県知事が授与することとすること。

七、教育職員が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときに、免許状を授与した者がその免許状を取り上げができる制度を設けること。

八、この法律は、公布の日から施行すること。

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 21.5.20文教科学委員会付託 6.10本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(以下「人材確保法」という。)の一部改正

1 義務教育諸学校の教育職員については、少人数の児童又は生徒による学級の編制、複数の教育職員の協力による指導等により、きめ細かな教育を行うことができるよう、その十分な人数の配置を確保するために必要な措置が講じられなければならない旨の規定を新設すること。

2 1に伴い題名等の改正を行うこと。

二、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正

1 独立行政法人等における人件費の総額の削減を定めた規定の対象から国立大学法人等を除外する等の改正を行うこと。

2 公立学校の教職員その他の職員の総数について児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせるための措置を講ずる旨を定めた規定を削除すること。

3 人材確保法の廃止を含めた見直しその他公立学校の教職員の給与の在り方に関する検討を行うこと等を定めた規定を削除すること。

三、この法律は、公布の日から施行すること。

国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案(参第7号)

(参議院 21.4.20文教科学委員会付託 4.24本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等学校の課程に類する課程を置く専修学校及び各種学校並びに高等専門学校（以下「高等学校等」という。）の生徒の保護者に高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）を支給すること等により、国公立の高等学校における教育の実質的無償化を推進し、あわせて私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減を図り、もって高等学校等における教育の機会均等に寄与することを目的とすること。
- 二、市町村長（特別区の区長を含む。）は、20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に高等学校等に在学する生徒の保護者に対し、就学支援金を支給すること。
- 三、就学支援金は、毎月の初日において高等学校等に在学する生徒について、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、当該生徒が当該年度1年間入学した場合に納めるべき授業料の額（次に掲げる生徒の区分に応じた額）の12分の1の額とすること。
 - 1 国公立の高等学校の生徒については、国公立の高等学校の授業料の年額の標準となるべき額として政令で定める額（以下「標準授業料額」という。）
 - 2 私立の高等学校等及び国公立の専修学校等の生徒については、公立全日制課程の標準授業料額に相当する額として政令で定める額（以下「標準授業料額相当額」という。）
 - 3 私立の高等学校等の生徒であつてその保護者の属する世帯の収入が政令で定める額以下であるものについては、標準授業料額相当額に2を乗じて得た額
- 四、就学支援金の支給月数は、当該高等学校等につき36月（高等学校の定時制及び通信制の課程については48月）とすることとし、支給対象となる生徒の転入学等の場合には、支給月数を調整すること。
- 五、就学支援金の支給に要する費用は、その全額を国庫が負担すること。
- 六、この法律は、平成22年4月1日から施行すること。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(参第8号)

(参議院 21.4.20厚生労働委員会付託 6.3本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行う合議制の機関において、事業主が被保険者の負担すべき厚生年金保険の保険料を控除した事実に係る判断等が円滑に行われるようとするため、当該事実に係る判断に当たって記録の収集等を行うこと及びその判断の基準を定めるとともに、対象事業主に対し特例納付保険料の納付の勧奨を行う場合を限定する等の措置を講ずるほか、国民年金の保険料を納付する義務を負う者が当該義務を履行した事実等に係る判断について、厚生年金保険の保険料を控除した事実に係る判断の例によるものとする措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 保険料を控除した事実に係る判断

- 1 国家行政組織法第8条に規定する機関であつて年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うものは、厚生年金保険制度及び国民年金制度により生活の安定が図られる国民の立場に立って厚生年金保険法に規定する事業主が同法の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実がある者が不利益を被ることがないようにする観点から、当該事実があるかどうかを判断するに当たっては、当該事実がある者であることを申し立てた者の当該申立てを十分しん酌するとともに、当該事実があることを直接に明らかにする資料がない事案においては、速やかに、雇用保険又は労働者災害補償保険に係る加入又は給付に関する記録、所得税又は住民

税に係る課税に関する記録その他の官公署が有する記録であって当該事実があることを推測させるものをできる限り収集するほか、必要があると認めるときは、当該申立てに係る事業主その他の関係者の証言、社会保険労務士が保存する資料その他の官公署が有する記録以外の資料又は情報であって当該事実があることを推測させるものをできる限り収集した上で、当該申立てが社会通念上明らかに不合理であるとはいえないと認める場合においては、当該事実がある旨の判断を行うものとする。

2 1の機関が1（三によりその例によることとされる場合を含む。）により行う収集に関し協力を求められた官公署は、これに協力するものとする。

二 特例納付保険料の納付の勧奨等

- 1 社会保険庁長官が対象事業主に対して特例納付保険料の納付を勧奨しなければならない場合について、特例対象者に係る厚生年金保険法の保険料を納付する義務が履行されなかつたことが明らかであると認め、かつ、当該義務が履行されなかつたことについて国の責めに帰すべき事由として厚生労働省令で定める事由があるおそれがないと認める場合に限る。
- 2 社会保険庁長官が対象事業主であつて法人であるものの役員であった者に対して特例納付保険料の納付を勧奨しなければならない場合について、特例対象者に係る厚生年金保険法の保険料を納付する義務が履行されなかつたことが明らかであると認め、かつ、当該義務が履行されなかつたことについて国の責めに帰すべき事由として厚生労働省令で定める事由があるおそれがないと認める場合において対象事業主に対する勧奨を行うことができないときに限る。
- 3 国が特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額の総額を負担する場合に、当該特例対象者に係る厚生年金保険法の保険料を納付する義務が履行されなかつたことについて1の厚生労働省令で定める事由があるおそれがないとは認められないため1による勧奨を行わない場合を加える。
- 4 厚生年金基金が未納掛金又は未納掛金に相当する額（以下「未納掛金等」という。）の納付を勧奨しなければならない場合及び政府が未納掛金等の額に相当する額の総額を負担する場合並びに企業年金連合会が特例掛金の納付を勧奨しなければならない場合及び政府が特例掛金の額に相当する額の総額を負担する場合について、1から3までと同様の措置を講ずる。

三 国民年金の保険料を納付する義務を履行した事実等に係る判断

一の1の機関は、一の1の観点と同様の観点から、国民年金法の規定により保険料を納付する義務を負う者が当該義務を履行した事実があるかどうかその他の厚生年金保険法又は国民年金法による給付（これに相当する給付を含む。）に影響を与える事実（一の1の事実を除く。）があるかどうかについては、一の1の例により、当該事実に係る判断を行うものとする。

四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、二は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 その他所要の経過措置を定めるとともに、所要の規定の整備を行う。

介護労働者的人材確保に関する特別措置法案(参第9号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

加齢により心身の機能が低下した場合等に高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現するするために介護労働者が重要な役割を担っていることにかんがみ、介護を担う優れた人材を確保し、もって介護サービスの水準の向上を図るために、現在他の業種に従事する労働者と比較して低い水準にある介護労働者の賃金の向上等に資するよう特別の措置を定めようとするものである。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(参第10号)

(参議院 21.4.20法務委員会付託 4.24本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、被疑者の供述及び取調べの状況の録画等を義務付ける制度を導入するとともに、公判前整理手続における検察官保管証拠の標目の一覧表の開示等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、被疑者の供述及び取調べの状況の録画等

- 1 被疑者の取調べに際しては、被疑者の供述及び取調べの状況のすべてについて、その映像及び音声を、同時に、同一の方法により2以上の記録媒体に記録しなければならない。
- 2 1により記録をした記録媒体の1については、取調べを終了したときは、速やかに、被疑者の面前において封印をしなければならない。
- 3 被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面であって、被告人に不利益な事実の承認を内容とするものは、その供述が1又は2に違反してなされた取調べにおいてされたものであるときは、これを証拠とすることができるない。
- 4 被疑者の弁解についても、同様とする。

二、公判前整理手続における検察官保管証拠の標目の一覧表の開示等

公判前整理手続において、検察官は、その保管する当該被告事件に係る証拠の標目を記載した一覧表を作成し、取調べを請求した証拠を開示する際に、当該一覧表について、被告人又は弁護人に対し、これを閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与える方法による開示をしなければならない。

三、その他

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、2は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、一の被疑者の供述及び取調べの状況の録画等は、死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件についての被疑者の取調べ（特別司法警察職員が行うものを除く。）について行わなければならない。

株式会社中小企業再生支援機構法案(参第11号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

中小企業の健全な経営が我が国の産業の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、雇用の安定等に配慮しつつ、我が国の産業の再生を図り、併せて信用秩序の維持にも資するようにするため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者に対し、金融機関等からの債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援することを目的とする法人として、株式会社中小企業再生支援機構を設立する。

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

中小企業再生支援指針において定める中小企業の活力の再生の支援に、中小企業における経営の強化に寄与する人材の育成及び確保に関する事項並びに中小企業の海外事業活動の推進に関する事項が含まれるものとする。

歯の健康の保持の推進に関する法律案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

歯の健康の保持が高齢者をはじめとする国民の健康と質の高い生活を確保するために重要であり、かつ、歯の健康が日常生活における適切な処置等により保持することができるものであることにかんがみ、国民保健の向上に寄与するため、歯の健康の保持の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯の健康の保持の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

身体に障害のある者が身体障害者手帳の交付を申請するに際し、都道府県知事の定める歯科医師の診断書を添付することができるようとするものである。

障がい者制度改革推進法案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、障がい者の自立及び社会参加の支援等を一層推進するとともに、障害者の権利に関する条約において締約国が措置をとることとされている事項を達成するために、障がい者制度改革を行うことが緊要な課題であることから、障がい者制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、その基本的な理念及び方針並びに国の責務を定めるとともに、障がい者制度改革推進本部を設置する等の措置を講じようとするものである。

水俣病被害の救済に関する特別措置法案(参第16号)

(参議院 21.7.3 撤回)

【要旨】

本法律案は、水俣病の公式確認から50年以上が経過した今もなお、様々な症状に苦しむ多くの水俣病の被害者が救済を求め続けている状況にかんがみ、水俣病の被害者すべてについて救済を図るため、水俣病被害者給付金及び医療費等の支給について必要な事項を定めるとともに、健康管理事業、特定疾病多発地域居住者等の健康に係る調査研究等について定めようとするものである。

法人税法の一部を改正する法律案(参第17号)

(参議院 21.6.17財政金融委員会付託 6.26本会議修正議決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、特殊支配同族会社の業務主宰役員に対して支給する給与の額の損金算入を制限する制度については、中小企業に過大な負担を生じさせるものであり、さらに、実質的な一人会社とはいえない中小企業にまで広範に適用が及ぶ結果となっており、中小企業の活性化を阻害する要因となっていること、我が国の租税体系における整合性という点において問題があり、法人課税上の新たな不公平を生じさせるおそれのある制度となっていること等にかんがみ、これを廃止するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度に係る規定を削除する。
- 二 この法律は、平成21年6月1日から施行する。

なお、本法律施行により歳入減となる額は、平年度約160億円の見込みである。

【委員会修正要旨】

- 一 施行期日を平成21年6月1日から公布の日に改める。
- 二 平成21年6月1日以後に終了する事業年度、連結事業年度及び清算中の事業年度に係る法人税について特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度を廃止することとし、これに必要な規定の整備を行う。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第18号)

(参議院 21.6.17財政金融委員会付託 6.26本会議修正議決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、平成21年度においてもなお引き続き我が国経済が危機的状況にあることにかんがみ、中小企業者等の経営を一層支援するため、中小企業者等の法人税率の軽減特例について、平成21年6月1日以後に終了する各事業年度又は各連結事業年度に係る法人税率を更に引き下げるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 中小企業者等の平成21年6月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度又は各連結事業年度の所得（年800万円以下の部分）に対する法人税の軽減税率（現行は18%又は19%）を、11%又は12%に引き下げる。
- 二 この法律は、平成21年6月1日から施行する。

なお、本法律施行により歳入減となる額は、平年度約2,350億円の見込みである。

【委員会修正要旨】

- 一 施行期日を平成21年6月1日から公布の日に改める。
- 二 平成21年6月1日以後に終了する事業年度分又は連結事業年度分の法人税について改正後の規定を適用することとし、これに必要な規定の整備を行う。

地球温暖化対策基本法案(参第19号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、新たな産業の創出及び就業の機会の拡大を通じて経済成長を図りつつ地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策に関し、基本原則を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、温室効果ガス削減の中長期目標を設定し、国内排出量取引制度、地球温暖化対策税、固定価格買取制度の創設等を行おうとするものである。

民法の一部を改正する法律案(参第20号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、婚姻適齢を男女とも18歳とし、女性の再婚禁止期間を100日に短縮し、選択的別氏制を導入して別氏夫婦の子の氏は出生時に定めるものとするとともに、非嫡出子の相続分を嫡出子と同一とすること等の措置を講じようとするものである。

国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(参第21号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の資産及び負債、国の事務及び事業に要した費用その他の国の財務に関する状況を明らかにし、かつ、国会等による予算執行に対する検証の充実を図り、もって政府の有する国の財政状況を国民に説明する責務が十分に果たされるようにするとともに、適正な予算編成と効率的な行政の推進に寄与するため、企業会計の慣行を参考とした国の財務書類等の作成及びその国会への提出等による財務情報の開示等について定めようとするものである。

予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(参第22号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の予算の執行の適正化の確保に資するため、予算執行職員がその義務に違反して支出等の行為をした場合における弁償責任の厳格化及び会計検査院による懲戒処分要求制度の強化を図ろうとするものである。

会計検査院法の一部を改正する法律案(参第23号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、会計検査の機能の強化を図るため、検査官の任命資格の整備及び定年の引上げ、実地の検査の結果等の検査報告への掲記の義務付け、不当事項への対処に関する検査の制度の創設、懲戒の処分を要求することができる場合の拡大並びに会計検査院に対する違法又は不当な事実の申出による措置の要請の仕組みの創設等を行おうとするものである。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(参第24号)

(参議院 21.6.19厚生労働委員会付託 6.26本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、父子家庭における生活の状況等にかんがみ、当分の間、父母が婚姻を解消した児童等を監護し、かつ、これと生計を同じくする父等に対し、児童扶養手当に相当する給付を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 父等に対する特例給付

1 都道府県知事等は、当分の間、次の(一)から(五)までのいずれかに該当する児童の父がその児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするとき、又は父がないか、若しくは父が監護をせず若しくは生計を同じくしない場合において、当該児童の父以外の者（当該児童の母を除く。）がその児童を養育するときは、その父又はその養育者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）に相当する給付を行う。ただし、当該児童の母又は養育者が手当の支給要件に該当する者であるときは、この限りでない。

- (一) 父母が婚姻を解消した児童
- (二) 母が死亡した児童
- (三) 母が手当の支給要件に関し規定する政令で定める程度の障害の状態にある児童
- (四) 母の生死が明らかでない児童
- (五) その他(一)から(四)までに準ずる状態にある児童で手当の支給要件に関し規定する政令で定める児童に準じて政令で定めるもの

2 1の本文にかかわらず、1の給付は、児童が次の(一)から(五)までのいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。

- (一) 日本国内に住所を有しないとき、父若しくは母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき（その全額につきその支給が停止されているときを除く。）又は里親に委託されているとき。
- (二) 父若しくは母の死亡について労働基準法の規定による遺族補償その他手当の支給要件に関し規定する政令で定める法令によるこれに相当する給付を受けることができる場合、母の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる父の監護を受け若しくは当該父と生計を同じくしている場合又は父若しくは母の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる者の養育を受けている場合であって、当該給付の事由が発生した日から6年を経過していないとき。
- (三) 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。

(四) 母の監護を受け、又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が手当の支給要件に関し規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(五) 父の監護を受け、かつ、父と生計を同じくしている場合であって、その配偶者（手当の支給要件に關し規定する政令で定める程度の障害の状態にある者を除く。）と同居して、その監護を受け、かつ、これと生計を同じくしているとき。

二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 児童扶養手当法による児童扶養手当制度については、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の状況等を踏まえ、その全般に関して速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

生活保護法の一部を改正する法律案(参第25号)

(参議院 21.6.19厚生労働委員会付託 6.26本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活保護における母子加算の制度が廃止されたことにより、母子世帯等の養育者が生活に困窮している実情にかんがみ、母子世帯等の養育者について、平成21年10月以降当分の間、生活保護法による保護の基準において、平成16年度以前における母子加算の制度の例による加算が行われることとなるよう、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 母子世帯等の養育者についての加算に関する措置

厚生労働大臣は、父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満であって厚生労働大臣の定める障害の状態にある者をいう。以下同じ。）を養育しなければならない場合（当該養育に当たる者が父又は母である場合であって、その者が児童の養育に当たることができる者と婚姻関係（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）にあり、かつ、同一世帯に属するときを除く。）における当該養育に当たる者（以下「母子世帯等の養育者」という。）について、平成21年10月以降当分の間、厚生労働大臣の定める保護の基準において、平成16年度以前における基準生活費に係る母子世帯等の養育者についての加算に係る制度の例による加算が行われることとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

二 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案(参第26号)

(参議院 21.6.26厚生労働委員会付託 7.13本会議 議決を要しない)

【要旨】

本法律案は、臓器の移植及びこれに使用されるための臓器の摘出が人間の尊厳の保持及び人権の保障に重大な影響を与える可能性があること等にかんがみ、子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討並びに当該検討に係る臨時子ども脳死・臓器移植調査会の設置について定めるとともに、適正な移植医療の確保のための検討及び検証等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等

一 脳死した子どもの身体からの移植術に使用されるための臓器の摘出その他子どもに係る臓器の移植に関する制度については、次に掲げる事項を含めて検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

- 1 子どもに係る脳死の判定基準
 - 2 臓器の提供に関し子どもの自己決定及びその親の関与が認められる場合
 - 3 虐待を受けた子どもの身体からの臓器の摘出を防止するために有効な仕組みの在り方
- 二 一の検討を行うに当たっては、学識経験を有する者による専門的な調査審議が行われるとともに、広く国民の意見が反映されるよう配慮されなければならない。
- 三 一の検討は、児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、子どもの人権の保障に配慮して行わなければならない。
- 四 内閣府に、この法律の施行の日から起算して1年を経過する日までの間、臨時子ども脳死・臓器移植調査会（以下「調査会」という。）を置く。
- 五 調査会は、二の調査審議を行い、その結果に基づいて、内閣総理大臣に意見を述べる。
- 六 内閣総理大臣は、五の意見を受けたときは、これを国会に報告するものとする。
- 七 調査会は、委員15人以内で組織し、委員は、子どもに係る脳死及び臓器の移植について優れた識見を有する者等の学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

第二 組織の移植に関する制度等に関する検討

死亡した者の身体からの組織の摘出及び当該組織の移植に関する制度、生体からの臓器及び組織の摘出並びに当該臓器及び組織の移植に関する制度並びに移植術に使用されるために摘出された臓器及び組織の研究目的への転用に関する制度については、この法律の施行後1年を目途として検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

第三 臓器の移植に関する法律の一部改正

- 一 目的に「臓器の移植及びこれに使用されるための臓器の摘出が人間の尊厳の保持及び人権の保障に重大な影響を与える可能性があることいかんがみ」という文言を追加する。
 - 二 死体からの移植術に使用されるための臓器の摘出及び当該臓器を使用した移植術は、厚生労働省令で定める基準に適合する病院又は診療所において行わなければならない。
 - 三 脳死の判定、死体からの移植術に使用されるための臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術に関する記録の保存期間を20年とする。
- 四 国は、移植術を受けた者の適切な健康管理に資するため、その者の健康に関する情報に係るデータベースが整備されること等により、その者その他関係者がその者の当該移植術後の健康状態を的確に把握することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 五 国は、臓器の移植に関する法律の規定による臓器の移植に関し、臓器を提供する意思表示の有効性、脳死した者の身体から臓器の摘出が行われた場合における脳死の判定の適正性及び当該判定に関する意思表示の有効性、死体から臓器が摘出される前に検視等が行われた場合における当該検視等の適正性、移植術を受けた者に係る当該移植術の必要性及び当該移植術後の健康状態その他必要な事項の調査及び分析を通じて、移植医療の適正な実施を図るための検証を遅滞なく行い、その結果を個人情報の保護に留意しつつ公表するものとする。

第四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一の一から三まで及び七（両議院の同意を得ることに関する部分に限る。）、第二並びに第三の一は、公布の日から施行する。

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案(参第27号)

（参議院 21.6.30厚生労働委員長提出 7.1本会議可決 衆議院 7.9可決）

【要旨】

本法律案は、少子高齢化の進展に伴う医療の需要の増大等に対応した良質な看護等を国民に提供することの必要性にかんがみ、保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験の受験資格を

改めるとともに、新たに業務に従事する保健師、助産師、看護師及び准看護師の臨床研修その他の研修等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 保健師助産師看護師法の一部改正

一 受験資格の改正

- 1 保健師国家試験及び助産師国家試験の受験資格について、文部科学大臣の指定した学校における修業年限を6月以上から1年以上に延長する。
- 2 看護師国家試験の受験資格を有する者として、文部科学大臣の指定した大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者を明記する。

二 保健師、助産師、看護師及び准看護師の研修

保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

第二 看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正

- 一 看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針に定める事項について、看護師等の研修等を明記する。
- 二 国の責務について、看護師等の研修等を明記する。
- 三 病院等の開設者等の責務について、新たに業務に従事する看護師等に対する臨床研修その他の研修の実施及び看護師等が自ら研修を受ける機会を確保できるようにするために必要な配慮を明記する。
- 四 看護師等の責務について、研修を受ける等を明記する。

第三 施行期日等

- 一 この法律は、平成22年4月1日から施行する。
- 二 保健師国家試験及び助産師国家試験の受験資格等に関する経過措置その他所要の規定を整備する。

会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(参第28号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の適正な予算の執行の確保に資するため、会計検査院に、不当事項への対処に関する検査を行わせ、当該検査の結果を検査報告に掲記させることとともに、予算執行職員がその義務に反して支出等の行為をした場合における会計検査院による懲戒処分要求制度を強化しようとするものである。

国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案(参第29号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家公務員及び地方公務員が国及び地方公共団体の支出に関し虚偽の請求書の提出を要求する行為等を処罰しようとするものである。

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第168回国会参第1号)

(参議院 第168回国会19.11.2本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するため、国民年金及び厚生年金保険の保険料を原資とする資金が、これらの事業に係る事務の執行に要する費用、これらの事業の円滑な実施を図るために措置に要する費用等の支出に充てられないようにするものであ

り、その主な内容は次のとおりである。

第一 国民年金法の改正規定及び厚生年金保険法の改正規定の改正

- 一 現行の福祉施設に係る規定の改正を行わず、当該規定を削除する。
- 二 保険料は、国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行等に要する費用（三の1から5までに掲げる費用をいう。以下同じ。）には充てないものとする。
- 三 国庫は、次に掲げる費用を負担する。
 - 1 国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用
 - 2 国民年金事業及び厚生年金保険事業の実施に必要な事務を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため政府が行う電子情報処理組織の運用に要する費用
 - 3 国民年金事業及び厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため政府が国民年金及び厚生年金保険に関し教育及び広報等の事業を行う場合における当該事業に要する費用
 - 4 小口の資金の貸付けを独立行政法人福祉医療機構に行わせる措置に要する費用
 - 5 国民年金事業及び厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため債権の管理及び回収並びに教育資金の貸付けのあっせんを独立行政法人福祉医療機構にその業務の特例として行わせる措置に要する費用

第二 特別会計に関する法律の改正規定の改正

国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行等に要する費用は、年金特別会計の国民年金勘定又は厚生年金勘定から当該特別会計の業務勘定に繰り入れることができないものとし、当該費用は、一般会計から年金特別会計の業務勘定に繰り入れるものとする。

第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行する。
- 二 この法律の施行に伴う関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定めるものとする。
- 三 国家公務員及び地方公務員に係る被用者年金の事業の事務に要する費用の負担の在り方については、公的年金制度の一元化に際し検討が行われ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(第168回国会参第11号)

(参議院 第169回国会20.5.23本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、現行の土壌汚染対策法がその施行前に廃止された有害物質使用特定施設に係る土地について適用外としている一方で、こうした土地が公園等の公共施設や学校、卸売市場等の公益的施設の用地となることにより、不特定多数の者の健康被害が生じるおそれがあることから、こうした土地についても現行法の適用とするため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、現行法の施行前に廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地であって土壌汚染状況調査が行われていないものを新たに公園や学校、卸売市場等の特定公共施設等の用に供しようとする場合を、土壌汚染状況調査の対象とすることとする。
- 二、土壌汚染状況調査が行われていない土地を新たに特定公共施設等の用に供しようとする者は、都道府県知事に土地の所在地等を届け出なければならないこととし、届出を受けた都道府県知事は、その土地が一の土地であるかどうかを調査し、その結果を届出をした者に速やかに通知しなければならないこととする。
- 三、政府は、一及び二によるもののほか、一の土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する方策等について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。
- 四、罰則その他所要の規定を設けることとする。
- 五、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

ることとする。

後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案(第169回国会参第17号)

(参議院 第169回国会20.6.6本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、平成20年4月1日に実施された後期高齢者医療制度（高齢者の医療の確保に関する法律に定める後期高齢者医療制度をいう。以下同じ。）その他の高齢者の医療の確保に関する法律に定める諸制度（後期高齢者医療制度並びに同法に定める医療費適正化の推進、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整及び病床転換助成事業をいう。以下同じ。）等の制度が国民の高齢期における適切な医療を確保するものとなっていないこと等にかんがみ、政府が緊急に講ずべき措置として、高齢者の医療の確保に関する法律に定める諸制度を廃止するとともに老人保健制度（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「改正法」という。）第7条の規定による改正前の老人保健法に定めていた老人保健制度をいう。第一において同じ。）を再び導入する等のための措置及び医療に係る高齢者の負担を軽減する等のための措置について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 高齢者の医療の確保に関する法律に定める諸制度の廃止等

- 一 政府は、高齢者の医療の確保に関する法律に定める諸制度を平成21年4月1日に廃止とともに、老人保健制度を同日に再び導入するため、必要な法制上及び財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- 二 政府は、一の措置により高齢者の医療の確保に関する法律に定める前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整が廃止される時に、改正法第13条の規定による改正がなかったとしたならば国民健康保険法の規定による退職被保険者又はその被扶養者であるべき者を当該退職被保険者又はその被扶養者とするため、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二 後期高齢者医療制度について緊急に講ずべき措置

政府は、第一の一の措置により後期高齢者医療制度が廃止されるまでの間の措置として、後期高齢者医療制度に関し次に掲げる事項について必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

- 1 保険料の徴収について、できる限り速やかに、遅くとも平成20年10月1日までに、特別徴収の方法によらないものとすること。
- 2 3の被保険者以外の被保険者に係る保険料について、できる限り速やかに、遅くとも平成20年10月1日までに、その負担を軽減するものとすること。
- 3 高齢者の医療の確保に関する法律第52条各号のいずれかに該当するに至った日の前日において健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者であった被保険者に係る保険料について、引き続きこれを徴収しないものとすること。

第三 医療保険各法等について緊急に講ずべき措置

政府は、次に掲げる事項について必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

- 1 医療保険各法（健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法をいう。2において同じ。）に基づく入院時食事療養費又は入院時生活療養費（被扶養者が食事療養又は生活療養を受けた場合における家族療養費を含む。）の支給の対象となる者について、できる限り速やかに、遅くとも平成20年10月1日までに、改正法第3条、第13条、第19条、附則第57条、附則第66条又は附則第78条の規定による改正がなかったとしたならばその支給の対象となるべき者とすること。
- 2 医療保険各法に基づく療養の給付を受け又は療養を受ける際に70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における一部負担金又は家族療養費について、引き続き、改正法第3条、第13条、第19条、附則第57条又は附則第66条の規定による改正がなかったとしたならば

その算定の際に乘すべき割合を乗じて得た額を基本とするものとすること。

- 3 国民健康保険法又は地方税法に基づく市町村又は特別区による国民健康保険の保険料又は国民健康保険税の徴収について、できる限り速やかに、遅くとも平成20年10月1日までに、改正法第13条又は第16条の規定による改正がなかったとしたならばるべき方法によるものとすること。

第四 地方公共団体に対する配慮等

政府は、第一から第三までの措置を講ずるに当たっては、これらの措置の実施に伴う地方公共団体及び医療保険者の負担をできる限り軽減するよう特別の配慮をするとともに、これらの措置の実施に伴い国民の間に混乱を生じさせないようにするために、これらの措置の内容の周知徹底を図る等万全の措置を講ずるものとする。

第五 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

農業協同組合法等の一部を改正する法律案(第170回国会参第1号)

(参議院 第170回国会20.12.9農林水産委員会付託 21.4.8本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、農業協同組合、漁業協同組合、土地改良区、森林組合、農林中央金庫等について、特定の政党のために利用してはならないこととするため、所要の規定の整備を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、農業協同組合法、水産業協同組合法、土地改良法、森林組合法及び農林中央金庫法において、それぞれの法律に規定する組織を「特定の政党のために利用してはならない」とすることとする規定を新たに設けることとする。
- 二、この法律は、公布の日から施行することとする。

租税特別措置法の一部を改正する等の法律案(第170回国会参第2号)

(参議院 第170回国会20.12.15財政金融委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、平成21年3月31日限り揮発油税、地方道路税、自動車重量税、自動車取得税及び軽油引取税に係る税率の特例を廃止するとともに、これに伴い、揮発油業者又は石油製品販売業者が同年4月1日から揮発油又は軽油の販売価格を引き下げることができるよう、政府及び都道府県に、特例廃止相当額の調整措置を実施することを義務付けようとするものである。

子ども手当法案(第170回国会参第3号)

(参議院 第170回国会20.12.15厚生労働委員会付託 審査未了)

【要旨】

次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資するため、児童手当制度を廃止した上で子ども手当制度を創設し、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを養育している者すべてに対し、子ども1人につき月額2万6,000円の子ども手当を支給しようとするものである。

大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不当に利用する行為の防止に関する法律案(第170回国会参第4号)

(参議院 第170回国会20.12.15経済産業委員会付託 審査未了)

【要旨】

大企業者と中小企業者との取引に関し、大企業者の責務を明らかにするとともに、大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不当に利用する行為を防止することによって、大企業者と中小企業者との取引を公正なものとするとともに、中小企業者の利益を保護する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第170回国会参第5号)

(参議院 第170回国会20.12.15経済産業委員会付託 審査未了)

【要旨】

事業者間の取引の公正の確保に資する競争政策の展開を図ることが重要であることにかんがみ、他の事業者の事業活動を排除することによる私的独占及び一定の不公正な取引方法に対する課徴金制度を導入する。

地域金融の円滑化に関する法律案(第170回国会参第6号)

(参議院 第170回国会20.12.15財政金融委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、金融機関の地域金融に係る業務の適切な運営及び地域経済の活性化を期するため、地域金融の円滑化に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び金融機関の責務を明らかにするとともに、地域金融の円滑化に対する金融機関の寄与の程度に係る評価に資する情報の公表の制度を設けること等により、その推進を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に資することとするものである。

法人税法の一部を改正する法律案(第170回国会参第11号)

(参議院 第170回国会20.12.15財政金融委員会付託 21.5.8撤回)

【要旨】

本法律案は、内国法人又は連結法人が外国子会社から受ける配当等の額を益金に算入しないこととし、併せて当該外国子会社に係る所得に対して課される外国法人税額の控除の仕組みを廃止するとともに、特殊支配同族会社の業務主宰役員に対して支給する給与の額の損金算入を制限する制度を廃止しようとするものである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(第170回国会参第12号)

(参議院 第170回国会20.12.15財政金融委員会付託 21.5.8撤回)

【要旨】

本法律案は、欠損金の繰戻還付制度について適用の停止を解除するとともに、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり又は資本若しくは出資を有しない普通法人等の各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額に係る法人税率を平成21年2月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度について「100分の22」から「100分の11」に軽減しようとするものである。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第1号)

(衆議院 21.1.13可決 参議院 2.9財政金融委員会付託 3.4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、銀行等をめぐる経済情勢の変化を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、銀行等保有株式取得機構による株式の買取り等の業務の期限の延長を行うとともに、銀行等以外の会社からの株式の買取りに関する制度の新設等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 現行法上、平成18年9月30日までとされている銀行等保有株式取得機構が行う株式の買取り等の期限を、平成24年3月31日まで延長する。
- 二 事業法人からの株式の買取りについて、新たに事業法人から先行して銀行株式を銀行等保有株式取得機構に売却することを可能とし、その買取り期間を平成24年3月31日までとする。
- 三 現行法上、平成29年3月31日までとされている銀行等保有株式取得機構が買い取った株式の処分の期限を、平成34年3月31日まで延長する。
- 四 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(21.3.3財政金融委員会議決)

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 世界的な金融資本市場の混乱が続く中、我が国の金融システムの安定性を確保することは、政治が果たすべき重大な使命であるとの認識の下、今般、銀行等保有株式取得機構による株式買取りの再開という臨時の措置を決定したことを重く受け止め、的確な効果を発現できるよう最大限の努力をすること。
- 一 今般の銀行等保有株式取得機構の株式買取りの再開に当たっては、買取要件の厳格な設定等を通じ、機構による買取りが、例えば短期売買による値ざや稼ぎ等に使われることのないよう、慎重な運用を期すとともに、買取り及び売却等の状況について、適切な情報開示を行うこと。
- 一 景気及び金融証券市場等の状況によっては、企業の資金繰り悪化などに対処するための金融システム安定に向けた追加的措置が今後更に必要となる事態も考えられることから、金融システムの脆弱化や動搖を軽減するための資産の買取り等を含めた多様な措置について、予断を抱くことなく検討を行い、必要な場合には、迅速かつ的確に対応すること。

右決議する。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第4号)

(衆議院 21.3.4可決 参議院 3.31議院運営委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案の改正点は、以下のとおりである。

- 一、育児短時間勤務をしている一般職の国家公務員の勤務時間の改定に準じ、育児短時間勤務をしている国会職員の勤務時間について改定を行う。
- 二、この法律は、平成21年4月1日から施行する。

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆第14号)

(衆議院 21. 4. 3可決 参議院 4. 13厚生労働委員会付託 4. 15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、「あん摩マツサージ指圧師試験」、「はり師試験」、「きゅう師試験」、「歯科衛生士試験」、「診療放射線技師試験」、「歯科技工士試験」及び「柔道整復師試験」につき、これらが国家試験であることを試験の名称上明確にするため、その名称をそれぞれ「あん摩マツサージ指圧師国家試験」、「はり師国家試験」、「きゅう師国家試験」、「歯科衛生士国家試験」、「診療放射線技師国家試験」、「歯科技工士国家試験」及び「柔道整復師国家試験」に改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部改正

「あん摩マツサージ指圧師試験」、「はり師試験」及び「きゅう師試験」の名称をそれぞれ「あん摩マツサージ指圧師国家試験」、「はり師国家試験」及び「きゅう師国家試験」に改める。

第二 歯科衛生士法の一部改正

「歯科衛生士試験」の名称を「歯科衛生士国家試験」に改める。

第三 診療放射線技師法の一部改正

「診療放射線技師試験」の名称を「診療放射線技師国家試験」に改める。

第四 歯科技工士法の一部改正

「歯科技工士試験」の名称を「歯科技工士国家試験」に改める。

第五 柔道整復師法の一部改正

「柔道整復師試験」の名称を「柔道整復師国家試験」に改める。

第六 施行期日

この法律は、平成21年9月1日から施行する。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(衆第15号)

(衆議院 21. 4. 9可決 参議院 4. 20農林水産委員会付託 4. 22本会議可決)

【要旨】

本法律案は、悪質な食品偽装表示事件が多数発生している状況にかんがみ、食品の原産地を偽装した販売者に対し、農林水産大臣等による是正の指示又は命令を経ることなく、罰則を適用する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の目的として、農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護を明示することとする。

二、食品の製造業者等は、品質表示基準に従い、農林物資の品質表示をしなければならない旨の規定を新たに設けるとともに、農林水産大臣等は、品質表示基準違反に係る是正の指示又は命令を行うときは、その旨を公表することとする。

三、食品の販売者が原産地（原材料の原産地を含む。）を偽装した場合は、農林水産大臣等による是正の指示又は命令を経ることなく、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処することとする。

四、この法律は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行することとする。

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(衆第18号)

(衆議院 21. 4. 17可決 参議院 4. 22厚生労働委員会付託 4. 24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、現下の厳しい経済社会情勢にかんがみ、社会保険の保険料等の納付が困難となっている事業主等の経済的負担の軽減に資するため、社会保険の保険料等に係る延滞金の割合を納期限

又は納付期限から一定期間軽減する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 社会保険の保険料等に係る延滞金の軽減

一 納期限又は納付期限から一定の期間を経過するまでの間の延滞金の割合の軽減

第二に掲げる保険料、掛金その他の徴収金（以下「保険料等」という。）に係る延滞金について、現行では、年14.6パーセントの割合で徴収しているところ、納期限又は納付期限の翌日から3月（第二の13から15までに掲げる保険料等にあっては、2月）を経過する日までの間は、年7.3パーセントの割合で徴収する。

二 延滞金の割合の特例

一の延滞金の年7.3パーセントの割合は、当分の間、一にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時において日本銀行が定める商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。

第二 延滞金の軽減措置を講ずる保険料等

保険料等とは、次に掲げるものをいう。

- 1 厚生年金保険の保険料並びに厚生年金基金の掛金及び厚生年金保険法第140条第1項の規定による徴収金（確定給付企業年金法の規定により企業年金基金が厚生年金基金とみなされて徴収する場合を含む。）
- 2 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定による特例納付保険料、未納掛金に相当する額及び特例掛金
- 3 児童手当法の規定による拠出金
- 4 国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金
- 5 日本郵政共済組合に払い込むべき掛金及び負担金
- 6 地方団体関係団体が納付すべき掛金及び負担金
- 7 私立学校教職員共済法の規定による掛金
- 8 石炭鉱業年金基金の掛金
- 9 旧農林漁業団体等に係る特例業務負担金
- 10 農業者年金の保険料
- 11 健康保険の保険料
- 12 船員保険の保険料
- 13 労働保険料
- 14 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の規定による特別保険料
- 15 石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による一般拠出金

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、一部を除き、平成22年1月1日から施行する。

二 適用区分

第一の延滞金の軽減措置は、この法律の施行の日以後に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお従前の例による。

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案(衆第19号)

(衆議院 21.4.17可決 参議院 4.22厚生労働委員会付託 4.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業における被保険者等に関する年金記録の管理の不備に起因した様々な問題の重大性及びこれらの問題に緊急に対処する必要性にかんがみ、かつ、公的年金制度に対する国民の信頼を速やかに回復するため、年金記録の訂正がなさ

れた上で年金給付等を受ける権利に係る裁定が行われた場合において適正な年金記録に基づいて裁定が行われたならば支払うこととされた日よりも大幅に遅延して支払われる年金給付等の額について、その現在価値に見合う額となるようにするための加算金を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 特別加算金の支給

1 保険給付遅延特別加算金の支給

社会保険庁長官は、厚生年金保険の受給権者等について、年金記録の訂正がなされた上でこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に当該受給権に係る裁定が行われた場合においては、その裁定による当該年金記録の訂正に係る受給権に基づき支払うものとされる保険給付（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（以下「時効特例法」という。）の規定により支払うものとされる保険給付又はこれに相当する保険給付として政令で定めるものに限る。以下同じ。）の全額を基礎として、受給権を取得した日に適正な年金記録に基づいて裁定が行われたならば支払われることとされた日から当該保険給付を支払うこととする日までの間の物価の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額（以下「保険給付遅延特別加算金」という。）を、当該保険給付を支払うこととされる者に対し支給する。

2 給付遅延特別加算金の支給

社会保険庁長官は、国民年金の受給権者等について、年金記録の訂正がなされた上で施行日以後に当該受給権に係る裁定が行われた場合においては、その裁定による当該年金記録の訂正に係る受給権に基づき支払うものとされる給付（時効特例法の規定により支払うものとされる給付又はこれに相当する給付として政令で定めるものに限る。以下同じ。）の全額を基礎として、受給権を取得した日に適正な年金記録に基づいて裁定が行われたならば支払われることとされた日から当該給付を支払うこととする日までの間の物価の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額（以下「給付遅延特別加算金」という。）を、当該給付を支払うこととされる者に対し支給する。

二 費用

保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の支給に要する費用は、それぞれ厚生年金保険事業に要する費用及び国民年金事業に要する費用に含まれるものとする。

三 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の支給に関する経過措置

(一) 保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金は、施行日前に一の1又は2の裁定が行われた者に対しても支給する。ただし、施行日前に当該保険給付又は当該給付を支払われた者に対する保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給は、当該者の請求により行う。

(二) (一)のただし書の請求は、施行日から5年以内に行わなければならない。

四 年金給付の支給に係る業務に係る体制の整備

国は、適正な年金記録に基づく年金給付の支給に係る業務が円滑かつ迅速に遂行されるよう、当該業務に従事する人材の確保その他必要な体制の整備を図るものとする。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(衆第21号)

(衆議院 21.6.4修正議決 参議院 6.17財政金融委員会付託 6.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）が危機対応業務を行う上でその財務内容の健全性を確保するため、平成24年3月31日までの間の政府による出資及び同日までの間の危機対応業務に係る政府からの国債の交付等について定め、あわせて政府保有株式の全部を処分する時期の変更等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、政府の出資

政府は、平成24年3月31日までの間、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

二、国債の交付

政府は、平成24年3月31日までの間、危機対応業務を行う上で会社の財務内容の健全性を確保するため必要となる資本の確保に用いるため、予算で定める金額の範囲内において、国債を発行し、会社に交付することができる。

三、登録免許税の課税の特例

政府の出資があった場合又は国債の償還があった場合において会社が受ける資本金の額の増加の登記については、登録免許税を課さない。

四、政府保有株式を処分する時期の変更

政府は、保有する会社の株式について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成24年4月1日（現行は平成20年10月1日）から起算しておおむね5年後から7年後を目途として、その全部を処分する。

五、附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、平成23年度末を目指として、政府の出資の状況、国債の償還の状況、危機対応業務の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、会社による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時会社の発行済株式の総数の3分の1を超える株式を保有する等会社に対し国が一定の関与を行うとの観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた政府による株式の保有の在り方を含めた会社の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずる。

3 政府は、2の措置が講ぜられるまでの間、保有する会社の株式を処分しない。

【附帯決議】(21.6.25財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 今般の追加出資措置を踏まえ、株式会社日本政策投資銀行による危機対応業務の実施に際しては、これまで蓄積してきたノウハウ等の積極的活用などを通じた適切な審査の下で、必要な資金が円滑に供給されるよう業務の実施に万全を期すこと。

一 現下の国際金融危機に伴う経済金融情勢の悪化の下で、中小企業向け貸出残高が引き続き低下傾向にあることを踏まえ、株式会社日本政策金融公庫の行う中小・小規模企業向け融資の更なる円滑化に努めること。また、日本政策投資銀行の行う大企業・中堅企業向けの危機対応業務の実施に当たっては、その関連の中小・小規模企業に対する金融の円滑化にも十分配慮すること。

一 日本政策投資銀行の株式の保有の在り方等を見直し、必要な措置を講ずるに際しては、会社の業務運営の公共性の確保、会社が長期の投融資機能を果たしていくために必要となる安定的な資金調達基盤の確保、競争力のある人材を確保できる体制の構築等に留意して検討を行い、会社の長期的企業価値が毀損されることのないよう適切な措置を講ずること。

一 日本政策投資銀行や日本政策金融公庫等の担う政策金融の今後の在り方については、その機能と役割の重要性を再確認した上で、民間金融機関のみならず、系統金融機関、ゆうちょ銀行等も含めた我が国金融セクター全体との関係などにも留意しつつ、改めて見直しに向けた検討を行うこと。

右決議する。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第22号)

(衆議院 21.6.4可決 参議院 6.17財政金融委員会付託 6.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、銀行等をめぐる経済情勢の変化を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、銀行等保有株式取得機構による買取りの対象を拡大する措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 銀行等保有株式取得機構による買取りの対象に、銀行等の保有する上場投資信託（ＥＴＦ）、

- 上場不動産投資信託（J—R E I T）、優先株式及び優先出資証券並びに事業法人の保有する銀行等が発行した優先株式及び優先出資証券を加える。
- 二 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（21.6.25財政金融委員会議決）

- 政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。
- 一 本法律案は、本年3月の銀行等保有株式取得機構による買取りの再開のための法律案の審議に際し、当委員会が付した附帯決議の趣旨を踏まえ、その後の企業の資金繰り悪化などに対処するための金融システムの安定に向けた追加的措置として講じられるものであることを重く受け止め、買取りの実施に当たっては的確な効果を発現できるよう最大限の努力をすること。
 - 一 銀行等保有株式取得機構によるE T F（上場投資信託）及びJ—R E I T（上場不動産投資信託）の買取りに当たっては、国民負担を最小にするように、慎重な審査を行うこと。
- また、今後の金融機関によるE T F及びJ—R E I Tのような価格変動の大きい金融商品の投資に当たっては、金融機関が中小企業金融を始めとする金融仲介機能を適切に發揮できるよう配意し、適切なリスク管理体制の整備に努めること。
- 一 銀行等保有株式取得機構による買取商品の選定に当たっては公平性を担保するとともに、買入価格の透明性に十分配慮すること。
 - 一 取得株式の議決権については、国民資産を守る等の公共性の観点を踏まえ、適切に行使するとともに、取得株式等の買取商品の将来の売却に当たっては、市場の安定性に配慮しながら、売却価値がより高まるよう努めること。
 - 一 銀行等保有株式取得機構による買取りが企業金融の円滑化に与えた効果等を検証するため、買取り及び売却等の状況について適切な情報開示を行うこと。

右決議する。

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案（衆第24号）

（衆議院 21.6.4修正議決 参議院 6.8経済産業委員会付託 6.12本会議可決）

【要旨】

本法律案は、現下の厳しい経済情勢の下、大幅に悪化している中小企業者、中堅事業者等の資金調達状況を改善するため、株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）による中小企業者、中堅事業者等向けの危機対応業務を拡充するために必要な財政基盤を確保するとともに、株式会社産業革新機構（以下「産業革新機構」という。）の資金調達を円滑化するために必要な借入金又は社債に対する政府保証を行うための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、株式会社商工組合中央金庫法の一部改正
 - 1 危機対応準備金を設置し、政府の出資等についての規定を設ける。
 - 2 危機対応準備金について、欠損のてん補を行う場合の額の減少、国庫納付金等に係る規定を設ける。
 - 3 政府は、保有する商工組合中央金庫の株式について、平成24年4月1日から起算しておおむね5年後から7年後を目途として、その全部を処分する。
- 二、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正
 - 1 産業革新機構は、毎事業年度の予算を経済産業大臣に提出してその認可を受けなければならない。
 - 2 政府は、産業革新機構の債務について保証契約をすることができる。
- 三、その他
 - 1 政府は、平成23年度末を目途として、危機対応準備金に対する政府の出資の状況、危機対応

業務の実施状況、商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、商工組合中央金庫による危機対応業務の在り方、政府保有株式の処分の在り方及び商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

- 2 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正し、商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行に対する政府出資については、平成24年4月1日から起算しておおむね5年後から7年後を目途として、その全部を処分する。
- 3 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行する。

【附帯決議】(21.6.11経済産業委員会議決)

中小企業者及び中堅事業者等（以下「中小企業者等」という。）の大幅に悪化している資金繰りを改善し、経営の安定化や活性化を図るとともに、中小企業者等に対する資金供給を長期にわたって確保することが喫緊の課題であることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）の危機対応準備金が創設された趣旨にかんがみ、不況時の中小企業の資金需要に的確かつ十分に対応するため、危機対応業務の一層円滑な実施が図られるよう、財源の確保や借り手の立場に立った対応の徹底など万全の措置を講ずること。

二 本法施行後の検討に当たっては、商工中金に対する政府出資が中小企業向け資金供給に十分つながっているかどうかを定期的に検証するとともに、国が中小企業金融の円滑化に責任を果たすべきとの観点から、国の中小企業政策との連携の確保及び商工中金の財政基盤の更なる強化等について結論を得ること。

また、政府系金融機関の在り方について規定した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」第6条における商工中金の位置づけについて、見直しの検討対象とすること。

三 資金調達のための政府保証制度の創設により、株式会社産業革新機構が多額の資金を調達し、それらをリスクマネーとして供給することが可能となることにかんがみ、支援基準の明確化や民間の優秀な目利き人材の確保と活用等により、出資対象の審査及び出資後の監理を厳格に実施する等その運営において公正性かつ透明性が確保され、また、財政資金の保全・回収が図られるよう体制の整備に努めること。

右決議する。

公共サービス基本法案(衆第25号)

(衆議院 21.4.28可決 参議院 5.11総務委員会付託 5.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公共サービスが国民生活の基盤となるものであることにかんがみ、公共サービスに関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共サービスに関する施策の基本となる事項を定めることにより、公共サービスに関する施策を推進し、もって国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

公共サービスの実施等は、安全かつ良質なサービスの確実、効率的かつ適正な実施、多様化する国民の需要への的確な対応、国民の自主的かつ合理的な選択の機会の確保等が国民の権利として尊重され、国民が健全な生活環境の中で日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようすることを基本として、行われなければならない。

二、国等の責務

国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、公共サービスを実施する等の責務を有するとともに、公共サービスの実施に従事する者は、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って誠

実に職務を遂行する責務を有する。

三、基本的施策

公共サービスを委託した場合の役割分担と責任の明確化、国民の意見の反映等、公共サービスの実施に関する配慮及び公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備を、国及び地方公共団体の基本的施策として定める。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

バイオマス活用推進基本法案(衆第26号)

(衆議院 21.5.8可決 参議院 6.3農林水産委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、バイオマスの活用の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、バイオマスの活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

- 1 この法律において「バイオマス」とは、動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）をいうこととする。
- 2 この法律において「バイオマスの活用」とは、バイオマスを製品の原材料として利用すること又はエネルギー源として利用することをいうこととする。

二、基本理念

バイオマスの活用の推進に関し、総合的、一体的かつ効果的な推進、地球温暖化の防止に向けた推進、循環型社会の形成に向けた推進、地域の主体的な取組の促進、環境の保全への配慮等について基本理念を定めることとする。

三、バイオマス活用推進基本計画の策定

- 1 政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、バイオマスの活用の推進に関する基本的な計画を策定しなければならないこととする。
- 2 都道府県は、当該都道府県におけるバイオマスの活用の推進に関する計画を策定するよう努めなければならないこととする。
- 3 市町村は、当該市町村におけるバイオマスの活用の推進に関する計画を策定するよう努めなければならないこととする。

四、基本的施策

1 国の施策

国は、バイオマスの活用に必要な基盤の整備、バイオマス又はバイオマス製品等を供給する事業の創出、国民の理解の増進等について必要な施策を講ずることとする。

2 地方公共団体の施策

地方公共団体は、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じたバイオマスの活用の推進に関する施策を実施することとする。

五、バイオマス活用推進会議

政府は、関係行政機関(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省その他の関係行政機関をいう。)相互の調整を行うことにより、バイオマスの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、バイオマス活用推進会議を設けることとする。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行することとする。

【附帯決議】(21.6.4農林水産委員会議決)

バイオマスの活用は、農山漁村の活性化、地球温暖化防止、エネルギー供給源の多様化等の観点から重要性を増しているが、その一層の推進に当たっては、施策の総合的かつ計画的な実施が不可欠である。

よって政府は、「バイオマス活用推進基本法」の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 バイオマス活用推進基本計画を策定するに当たっては、政治主導の下、バイオマス活用推進会議において関係行政機関相互の調整を十分に図り、閣議において決定を行うこと等により、国が達成すべき目標の設定等の一体性及び整合性を確保すること。
- 二 第20条第5項に基づき政府がバイオマス活用推進基本計画に検討を加え、変更するに当たり、バイオマスの活用に関する技術の進歩その他のバイオマスに関する状況の変化により、この法律に基づく基本計画の変更では十分にバイオマスの活用の推進を図ることができないと認められるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて、その改正を含め必要な措置を講ずるものとすること。
- 三 関係行政機関の長は、関係行政機関がバイオマス活用推進専門家会議を設けるに当たっては、
 - 1 バイオマスの活用の一体的な推進を図るため、バイオマス活用推進専門家会議の委員を共同して委嘱するものとすること。
 - 2 バイオマスの大部分が農山漁村に由来し、農林水産業及び農山漁村がバイオマスの供給に関し極めて重要な役割を担うものであること等にかんがみ、農林水産業を営む者及び農山漁村の住民の意見が十分に反映されるよう、バイオマス活用推進専門家会議の委員の人選に当たって配慮するものとすること。

右決議する。

政党助成法の一部を改正する法律案(衆第27号)

(衆議院 21.7.9可決 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政党の解散時における政党交付金の返還を免れる脱法行為を防止するため、政党が解散を決定した日後は、政党交付金による支出又は支部政党交付金による支出として寄附をすることができないことをとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第32号)

(衆議院 21.5.26可決 参議院 5.28議院運営委員会付託 5.29本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、平成21年6月に受ける議長、副議長及び議員の期末手当の額を2割削減すること。
- 二、この法律は、公布の日から施行すること。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第33号)

(衆議院 21.5.26可決 参議院 5.28議院運営委員会付託 5.29本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、平成21年6月に受ける国会議員の秘書の勤勉手当の額を一般職の職員に準じて暫定的に減額すること。
- 二、この法律は、公布の日から施行すること。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第36号)

(衆議院 21.6.11可決 参議院 6.30沖縄及び北方問題に関する特別委員会付託 7.3本会議可決)

【要旨】

本法律案は、北方領土問題が未解決なことに加え、北方領土隣接地域における活力の低下や四島交流事業の進展等北方領土問題をめぐる情勢の変化等を踏まえ、法律の目的や北方領土隣接地域の振興等に係る規定について見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、本法の目的に、北方領土が「我が国固有の領土」であることを明記するものとする。
- 二、四島交流、墓参及び自由訪問の交流等事業を定義に追加するとともに、国は、北方領土問題が解決されるまでの間、交流等事業の積極的な推進に努めることとし、交流等事業の円滑な推進のため必要な財政上の配慮をするものとする。
- 三、国は、北方領土の早期返還を実現するため最大限の努力をするものとする。
- 四、国は、北方地域元居住者が北方領土返還運動の有力な担い手として引き続きその重要な役割を果たすことができるよう、返還運動の後継者の育成を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 五、振興計画に基づいて特定事業を行う北方領土隣接地域の市及び町が実質的かつ確実に特別の助成が受けられる仕組みに改めるものとする。
- 六、国は、北方地域の領海における我が国漁業者の操業の円滑な実施を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 七、北方領土隣接地域振興等基金の対象事業として、技能研修に係る事業に加え、知識の習得に係る事業を加えるものとする。
- 八、この法律は、平成22年4月1日から施行するものとする。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆第43号)

(衆議院 21.7.2可決 参議院 7.2議院運営委員会付託 7.3本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国、地方公共団体、独立行政法人等の提供するインターネット資料がこれらの機関による国民への情報伝達の手段として主要な地位を占めるに至っている状況にかんがみ、国立国会図書館が図書館資料の収集をより一層適正に行うため、これらのインターネット資料を収集するための規定を整備しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録
 - 1 館長は、公用に供するため、国、地方公共団体、独立行政法人等が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。
 - 2 国、地方公共団体、独立行政法人等は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされているインターネット資料（その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、1の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。3において同じ。）について、館長の定めるところにより、館長が1の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。
 - 3 館長は、国、地方公共団体、独立行政法人等に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、1の目的を達成するため特に必要があるものについて、国立国会図書館に提供するよう求めることができる。
- 二、施行期日等
 - 1 この法律は、平成22年4月1日から施行する。
 - 2 インターネット資料に係る著作物の記録及び複製のため著作権法に係る所要の規定の整備を行う。

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案(衆第45号)

(衆議院 21.7.3可決 参議院 7.3環境委員会付託 7.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、水俣病被害者を救済し、及び水俣病問題の最終解決をすることとし、救済措置の方針及び水俣病問題の解決に向けて行うべき取組を明らかにするとともに、これらに必要な補償の確保等のための事業者の経営形態の見直しに係る措置等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、救済措置の方針

政府は、過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者を早期に救済するため、一時金、療養費及び療養手当の支給に関する方針を定め、公表するものとする。なお、一時金については関係事業者が支給する等とする。

二、公的支援を受けている関係事業者の経営形態の見直し

環境大臣は、公的支援を受けかつ債務超過である関係事業者が一時金を支給する場合において、必要があると認める場合には、当該関係事業者を特定事業者に指定するものとする。

環境大臣の指定を受けた特定事業者は事業再編計画を作成し同大臣に認可申請をしなければならず、同大臣は、当該事業者が一時金の支給に同意し、かつ、一定の要件に適合すると認めるときは認可をするものとする。また、この計画に基づき新たに設立する事業会社への事業譲渡等に関する特例を定めるとともに、事業会社の株式を譲渡しようとするときはあらかじめ環境大臣の承認を得なければならないものとし、この株式の譲渡は、救済の終了及び市況の好転まで、暫時凍結するものとする。

三、調査研究

政府は、指定地域及びその周辺の地域に居住していた者の健康に係る調査研究等を積極的かつ速やかに行い、その結果を公表するものとする。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案(衆第46号)

(衆議院 21.7.3可決 参議院 7.3環境委員会付託 7.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、海岸における良好な景観及び環境の保全を図る上で海岸漂着物等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状にかんがみ、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国は、海岸漂着物等の円滑な処理及び発生の抑制を図るため、海岸漂着物等の処理に係る海岸管理者等の責任の明確化、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体等の適切な役割分担と連携の確保等の基本理念にのっとり、海岸漂着物対策の総合的な施策を策定し、実施する。

二、政府は、一の基本理念にのっとり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定める。また、都道府県は、必要があると認めるときは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、地域計画を作成する。

三、都道府県は、地域計画等の事務を行うため、海岸漂着物対策推進協議会を組織することができるとともに、同知事は、海岸漂着物対策活動推進員を委嘱することができる。

四、海岸管理者等は、その管理する海岸の土地における清潔保持の観点から、海岸漂着物等について、必要な措置を講ずる。また、市町村は、海岸漂着物等が存することに起因して住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、必要な措置を講ずる

よう要請することができる。

五、外務大臣は、国外からの海岸漂着物が存することに起因して地域の環境保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ、関係行政機関等と連携して、外交上適切に対応する。

六、国及び地方公共団体は、他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、市街地、海岸等においてみだりにごみ等を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努める。

七、政府は、必要な財政上の措置を講ずるとともに、国外又は他の地方公共団体の区域から流出した大量の海岸漂着物の存する離島その他の地域については、当該海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をする。

八、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(21.7.7環境委員会議決)

政府は、海岸漂着物等の円滑な処理が我が国の海岸における良好な景観及び環境の保全に不可欠であることにかんがみ、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一、海岸漂着物対策の推進に当たっては、海に囲まれた我が国にとって良好な海洋環境の保全が豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることから、海岸漂着物等に加えて、漂流ごみ及び海底堆積ごみの回収及びその適正な処理についても積極的に取り組むこと。

二、漂流ごみ及び海底堆積ごみの処理等に際しては、地方公共団体及び漁業者等をはじめとする関係団体と連携するとともに、それらに必要な財政的支援等にも努めること。

三、船舶等から流出した油については、本法律の制定後も、引き続き、海洋汚染防止法等に基づいて防除措置等の適切な実施を図ること。

右決議する。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第164回国会衆第14号)

(衆議院 21.6.18可決 参議院 6.26厚生労働委員会付託 7.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用するために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であって、遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているときに、医師は、当該臓器を移植術に使用するために死体から摘出することができることとともに、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示しようとする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができることとし、あわせて国及び地方公共団体は、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 臓器の摘出要件等の改正

1 医師は、次のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。）から摘出することができる。

(+) 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないとき。

(-) 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であって、遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているとき。

2 「脳死した者の身体」の定義から、「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であって」との文言を削除する。

3 臓器の摘出に係る脳死判定は、次のいずれかに該当する場合に限り、行うことができる。

(-) 当該者が1の(+)の意思を書面により表示している場合であり、かつ、当該者が脳死判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であって、その旨の告知を受けたその者

の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないとき。

- (イ) 当該者が1の(イ)の意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であり、かつ、当該者が脳死判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であって、その者の家族が当該判定を行うことを書面により承諾しているとき。

二 親族への優先提供

移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示しようとする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができる。

三 普及・啓発に係る事項

国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。ただし、二は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

五 検討

政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

公職選挙法の一部を改正する法律案(第170回国会衆第3号)

(衆議院 21.7.9可決 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、近年における選挙の実情にかんがみ、選挙運動用自動車の規格制限の緩和及び簡素化等、候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一、選挙運動費用収支報告書の提出期限の延長等、供託金の額及び没収点の引下げ並びに投票をした旨を証する書面の交付の禁止等を行おうとするものである。

予 算

平成二十年度一般会計補正予算(第2号)

平成二十年度特別会計補正予算(特第2号)

(衆議院 21. 1. 13可決 参議院 1. 13予算委員会付託 1. 26本会議修正議決 ※)

※21. 1. 26、衆議院へ回付。衆議院、参議院回付案に不同意。衆議院、両院協議会請求。1. 27、両院協議会成案を得ず。1. 27、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。

平成二十年度政府関係機関補正予算(機第2号)

(衆議院 21. 1. 13可決 参議院 1. 13予算委員会付託 1. 26本会議否決 ※)

※21. 1. 26、衆議院へ返付。衆議院、両院協議会請求。1. 27、両院協議会成案を得ず。1. 27、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。

【概要】

平成20年12月20日、平成二十年度補正予算3案が閣議決定された。平成二十年度第2次補正予算は、米国に端を発した金融危機が世界中に波及し、そして世界的な景気後退が拡がる中、10月30日に決定された「生活対策」及び12月19日に決定された「生活防衛のための緊急対策」の実施等のために編成された。

歳出面では、生活対策関係経費として、家計緊急支援対策費2兆395億円、生活安心確保等対策費5,177億円、中小・小規模企業支援等対策費5,048億円、成長力強化対策費321億円、地域活性化対策費7,546億円、住宅投資・防災強化対策費2,393億円、地方公共団体支援対策費6,000億円が計上されるほか、雇用対策費1,600億円、義務的経費の追加2,034億円、地方交付税交付金2兆2,731億円（減額分の補てん）、国際分担金及び拠出金2,096億円などが計上された。なお、所得税、法人税等の減額に伴い地方交付税交付金が2兆2,731億円減額されるほか、国債費の減額など7,569億円の既定経費の節減が行われている。

歳入面では、租税及印紙収入が当初見積りより7兆1,250億円減額される一方、財政投融資特別会計受入金などその他収入4兆4,858億円の増収を見込むほか、公債金については、建設国債7,360億円、特例国債6兆6,890億円、合わせて7兆4,250億円増発されることとなった。

以上の結果、一般会計の歳入歳出の純追加4兆7,858億円を加えた補正後の規模は、88兆9,112億円となった。

平成二十年度第2次補正予算のフレーム

(単位:億円)

歳出	歳入
1. 生活対策関係経費	46,880
(1) 家計緊急支援対策費	20,395
(2) 生活安心確保等対策費	5,117
(3) 中小・小規模企業支援等対策費	5,048
(4) 成長力強化対策費	321
(5) 地域活性化対策費	7,546
(6) 住宅投資・防災強化対策費	2,393
(7) 地方公共団体支援対策費	6,000
2. 雇用対策費	1,600
3. 義務的経費の増加	2,034
4. 地方交付税交付金	22,731
5. 国際分担金及び拠出金	2,096
6. その他の経費	2,816
7. 既定経費の節減	△7,569
8. 地方交付税交付金の減額	△22,731
歳出計	47,858
歳入計	47,858

平成二十一年度一般会計予算

平成二十一年度特別会計予算

平成二十一年度政府関係機関予算

(衆議院 21. 2. 27可決 参議院 2. 27予算委員会付託 3. 27本会議否決 ※)

※21. 3. 27、衆議院へ返付。衆議院、両院協議会請求。3. 27、両院協議会成案を得ず。3. 27、憲

法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。

【概要】

平成二十一年度総予算 3案は平成20年12月24日に閣議決定された。我が国経済は、平成19年秋頃より景気後退色が強くなり、20年に入ると、さらに原油等資源価格や食料品価格の急激な上昇に見舞われ、企業収益の圧迫、物価上昇に伴う消費抑制の動きが目立つようになった。その後、9月15日には米国の証券会社リーマンブラザーズが経営破綻し、それを機に金融危機が一気に顕在化した。その影響はヨーロッパへも飛び火し、世界同時株安、国際的な金融危機を招くこととなった。

当初、日本は、金融機関の損失が諸外国に比べ小さかったことから、その影響は限定的との見方もあったが、米国向けをはじめ輸出が大幅に減少することとなり、それまで主に外需依存で成長を続けてきた日本経済への影響は、実体経済の面では、非常に大きなものとなった。特に、これまで経済を引っ張ってきた輸出企業を中心に、生産や設備投資が大きく減少するほか、派遣社員の解雇・雇い止めなど非正規雇用をはじめとした人員の大幅削減が行われるなど、景気は急激に悪化することとなった。

こうした状況下で編成された平成二十一年度予算は、世界的な経済金融危機にあって、国民生活と日本経済を守ることを最優先して諸施策を実行することとし、状況に応じて果断な対応を機動的かつ弾力的に行うとともに、財政規律を維持する観点から「基本方針2006」等に基づく改革を継続し、さらに、行政支出総点検会議の指摘等も踏まえ、政策の必要性をゼロベースで精査して行政支出全般を徹底して見直すこと等を基本方針として編成された。

平成二十一年度予算の一般会計予算規模は、対前年度当初予算比6.6%増の88兆5,480億円と3年連続して増加し、当初予算としては過去最大の規模となった。政策的経費である一般歳出は51兆7,310億円、同9.4%増で、初めて50兆円を超えた。

地方交付税等は16兆5,733億円、同6.1%増となり、3年連続の増加となった。原資となる国の税収が景気悪化に伴い大幅に落ち込む中、雇用創出を図るとともに地域活性化に向けた事業等を円滑に実施できるよう、予算編成過程で1兆円が増額された。また、国債費は20兆2,437億円、同0.4%増となり、微増ながら2年ぶりに増加に転じた。このうち、利払費は9.4兆円、一般会計に占める割合は10.6%となり、14年度以来7年ぶりに10%を上回った。なお、長期金利の想定は2.0%と20年度と同じ水準に据え置かれた。

一般歳出の内訳は、社会保障関係費が24兆8,344億円、同14.0%増で、一般歳出に占める比率は48.0%に上昇した。基礎年金の国庫負担割合引上げに要する経費（2.3兆円程度）が計上されたほか、少子化対策、雇用対策等に厚めの予算配分が行われた。2,200億円の抑制方針については、後発医薬品の使用促進（▲230億円）によって歳出抑制を図るほか、道路特定財源の一般財源化に際した社会保障財源への拠出、年金特別会計に設置された特別保健福祉事業資金の精算により財源確保を図り、対応することとした。また、中小企業対策費が地域・経済の活性化、資金調達の円滑化等から1,890億円、同7.3%増、公共事業関係費が7兆701億円、同5.0%増などとなった。なお、公共事業関係費の増加は、道路特定財源の一般財源化に伴い、特別会計に直入されていた「地方道路整備臨時交付金」相当額が一般会計に計上されることに伴うもので、この特殊要因を除くと5.2%減となる。他方、文教及び科学振興費については、国立大学法人運営費交付金や私学助成費が減少する一方、教職員定数の増加、科学技術振興費の増等により5兆3,104億円、同0.0%減、防衛関係費が円高や燃料・資材調達費等による防衛装備品のコスト削減等で4兆7,741億円、同0.1%減、経済協力費が6,295億円、同5.5%減などとなった。なお、通常の予備費と別に、予算総則において使途を雇用、中小企業金融、社会資本整備等に限定した1兆円の経済緊急対応予備費が新設された。

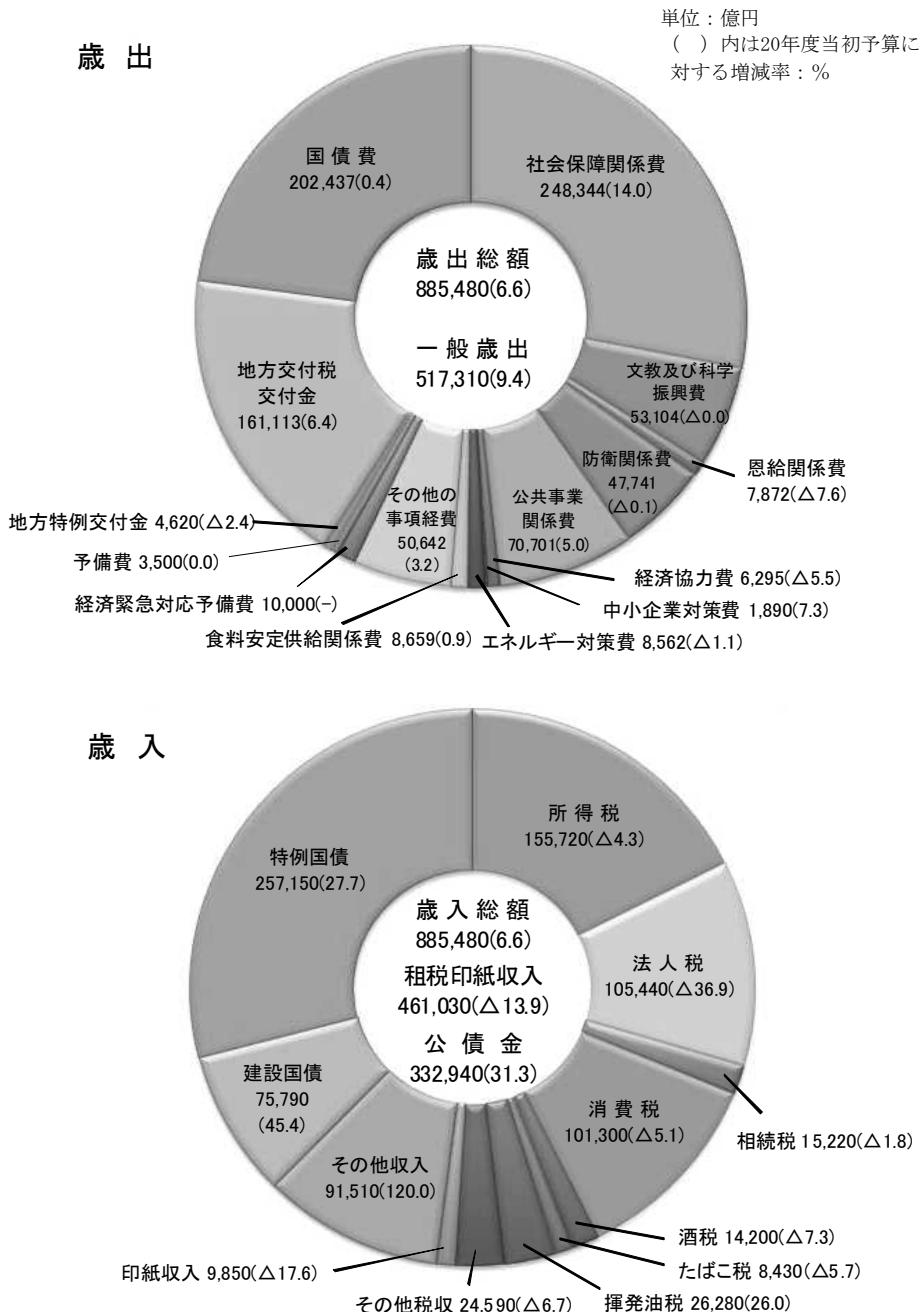
近年、社会保障関係費以外は減額となる経費が多くを占めていた。しかし、二十一年度予算では、少子高齢化の進展、医師不足対策、基礎年金国庫負担の引上げ等で社会保障関係費が大幅に増加するほか、景気対策等の観点から中小企業対策費や科学技術振興費等が増加とともに、経済緊急対応予備費が新規に計上されるなど、前年度に続き、増加する経費が目立ちはじめている。

一方、歳入では、一般会計税収は46兆1,030億円、同13.9%減と5年ぶりの減額となった。景気が急激に悪化する中、法人税収が大幅に減少するほか、消費税も低迷し、加えて、住宅ローン減税や中小企業に対する減税等もあって、税収は3年ぶりに50兆円を下回った。税外収入は、9兆1,510億円、同120.0%増の大幅増加となった。財政投融資特別会計からの臨時・特例的な繰入（4兆2,350億円）のほか、外為特会の剰余金（2兆4,000億円）など、特別会計からの剰余金等の繰入が大きく増加した。公債金は33兆2,940億円で前年度当初より7兆9,460億円増加し、4年ぶりに当初予算段階で30兆円を超えた。公債依存度は37.6%となり、前年度当初（30.5%）より、大幅に悪化した。

基礎的財政収支（一般会計）は13.1兆円の赤字で、前年度の5.2兆円から赤字幅が大きく拡大した。また、国と地方の長期財務残高は804兆円、対GDP比157.5%となった。

政府は、世界金融危機を受けて、「当面は景気対策」、「中期的には財政再建」、「中長期的には改革による経済成長」の3段階で経済財政政策を進めることを基本としている。世界的に景気後退が続き、先行きの見通しが立たない中、今後の経済財政運営が注目されている。

平成21年度一般会計予算の内訳



資料)財務省「予算の説明」等より作成

平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十一年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(衆議院 21.5.13可決 参議院 5.13予算委員会付託 5.29本会議否決 ※)

※21.5.29、衆議院へ返付。衆議院、両院協議会請求。5.29、両院協議会成案を得ず。5.29、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。

【概要】

平成21年4月27日、平成二十一年度補正予算3案が閣議決定された。平成二十一年度補正予算は、世界的な金融経済危機の影響等により、日本経済が急激に落ち込む中、4月10日に決定された「経済危機対策」を受け、編成された。

歳出面では、経済危機対策関係経費として、雇用対策1兆2,698億円、金融対策2兆9,659億円、低炭素革命1兆5,775億円、健康長寿・子育て2兆221億円、底力発揮・21世紀型インフラ整備2兆5,775億円、地域活性化等1,981億円、安全・安心確保等1兆7,089億円、地方公共団体への配慮2兆3,790億円が計上されるほか、国債整理基金特別会計への繰入768億円が計上された。なお、経済緊急対応予備費が8,500億円減額されている。

歳入面では、財政投融資特別会計財政融資金勘定から3兆1,000億円を受け入れるなどにより、その他収入3兆1,066億円の増収を見込むほか、公債金については、建設国債7兆3,320億円、特例国債3兆4,870億円、合わせて10兆8,190億円増発されることとなった。

以上の結果、一般会計の歳入歳出の純追加13兆9,256億円を加えた補正後の規模は102兆4,736億円となり、初めて100兆円を超えることとなった。

平成二十一年度補正予算のフレーム

(単位：億円)

歳 出	歳 入
1. 経済危機対策関係経費	
(1) 雇用対策	12,698
(2) 金融対策	29,659
(3) 低炭素革命	15,775
(4) 健康長寿・子育て	20,221
(5) 底力発揮・21世紀型インフラ整備	25,775
(6) 地域活性化等	1,981
(7) 安全・安心確保等	17,089
(8) 地方公共団体への配慮	23,790
2. 国債整理基金特別会計へ繰入	768
3. 経済緊急対応予備費の減額	△8,500
歳 出 計	139,256
	歳 入 計
	139,256

条 約

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣條第1号)

(衆議院 21.4.14承認 参議院 4.15外交防衛委員会付託 5.13本会議不承認 ※)

※21.5.13、衆議院へ返付。衆議院、両院協議会を請求。5.13、両院協議会成案を得ず。5.13、憲法第61条の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。

【要旨】

この協定は、日本国に維持されているアメリカ合衆国軍隊の再編の一環としての第三海兵機動展開部隊のグアムへの移転を確実なものとし、沖縄県の負担の軽減を図るために、日米両国政府間で交渉を行った結果、2009年（平成21年）2月17日に東京において、中曾根外務大臣とクリントン国務長官との間で署名されたものである。

この協定は、前文、本文11箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、日本国政府は、二、の措置においてアメリカ合衆国政府による資金の拠出があることを条件として、合衆国政府に対し、第三海兵機動展開部隊の要員約8,000人及びその家族約9,000人の沖縄からグアムへの移転のための費用の一部として、合衆国の2008会計年度ドルで28億ドルの額を限度として資金の提供を行う。
- 二、アメリカ合衆国政府は、(1)移転のための資金が利用可能であること、(2)ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展があること、(3)ロードマップに記載された日本国での貢献があることを条件として、グアムにおける施設及び基盤を整備するアメリカ合衆国政府の事業への資金の拠出を含む移転のために必要な措置をとる。
- 三、アメリカ合衆国政府は、日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子を、グアムにおける施設及び基盤を整備する移転のための事業にのみ使用する。
- 四、アメリカ合衆国政府は、日本国が提供する資金が拠出される移転のための事業に係る調達を行う過程に参加するすべての者が公正、公平かつ衡平に取り扱われることを確保する。
- 五、日本国が提供した資金及び個別の事業に支払うことが契約上約束された当該資金から生じた利子は、28億ドルの額を限度として日本国が提供すべき資金の総額に繰り入れられる。
- 六、日本国が同一の会計年度において日本国が提供した資金が拠出されたすべての個別の事業に係るすべての契約の終了後に当該資金に未使用残額がある場合には、アメリカ合衆国政府は、日本国政府の同意を得て使用する場合を除き、日本国政府に対し、当該未使用残額を返還する。
- 七、日本国が提供した資金が拠出された最後の個別の事業に係るすべての契約の終了後、アメリカ合衆国政府は、日本国政府の同意を得て使用する場合を除き、日本国政府に対し、日本国が提供した資金から生じた利子を返還する。
- 八、アメリカ合衆国政府は、日本国政府に対し、毎月、合衆国財務省勘定における取引に関する報告書を提出する。
- 九、アメリカ合衆国政府は、同政府が日本国が提供した資金が拠出された施設及び基盤に重大な影響を与えるおそれのある変更を検討する場合には、日本国政府と協議を行い、かつ、日本国の懸念を十分に考慮に入れて適切な措置をとる。
- 十、両国政府は、この協定の実施に関して相互に協議する。
- 十一、この協定は、両国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求める件 (閣第2号)

(衆議院 21.6.11承認 参議院 6.24外交防衛委員会付託 7.3本会議承認)

【要旨】

政府は、日中間の人的往来の緊密化に伴い急増する領事業務を一層効果的に処理する必要性が高まつたことを受け、領事関係ウィーン条約の規定を確認し、補足すること等を目的とした国際約束の作成に向け、2003年（平成15年）4月に、両国間で交渉を開始した。銳意交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、2008年（平成20年）10月24日に北京において、日本側宮本在中国大使と中華人民共和国側胡正躍外交部部長助理との間でこの協定の署名が行われた。

- この協定は、前文、本文15箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。
- 一、領事任務は、総領事館等の領事機関によって遂行される。領事任務は、また、この協定の定めるところにより、外交使節団によつても遂行される。
 - 二、接受国は、領事機関の長につき任務の遂行を承認した場合には、直ちにその旨を領事管轄区域内の権限ある当局に通知する。
 - 三、接受国は、領事機関の任務の遂行のため、十分な便宜を与える。
 - 四、領事機関の公館は、不可侵とする。領事官の住居は、領事機関の公館と同様の不可侵及び保護を享有する。
 - 五、領事機関の公文書及び書類は、いずれの時及びいずれの場所においても、不可侵とする。
 - 六、派遣国の国民に関する領事任務の遂行を容易にするため、接受国の権限のある当局は、派遣国の国民が逮捕された場合等には、そのような事実及びその理由を、遅滞なく、遅くとも逮捕等の日から4日以内に、領事機関に通報する。
 - 七、接受国の権限のある当局が、派遣国の国民が死亡した場合等、関係のある情報を入手した場合には、遅滞なく領事機関に通報する。
 - 八、領事官は、任務の遂行に当たり、領事管轄区域内の権限のある地方当局等にあてて通信することができます。
 - 九、この協定により明示的に規律されない事項については、領事関係ウィーン条約により引き続き規律される。
 - 十、この協定は、同時に、中華人民共和国香港特別行政区及び中華人民共和国マカオ特別行政区に適用する。
 - 十一、両締約国の代表者は、共通の関心事である領事に関する事項（この協定の解釈又は実施に係る事項を含む。）について相互に協議するために隨時会合する。
 - 十二、この協定は、批准されなければならず、批准書の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求める件(閣第3号)

(衆議院 21.6.18承認 参議院 7.2外交防衛委員会付託 7.8本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とスペインとの間で、両国間の人的交流に伴つて生ずる年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ2008年（平成20年）1月以来、両政府間で協定の締結交渉を行つた結果、協定案文について最終的な合意に達したので、同年11月12日に東京において署名されたものである。

- この協定は、前文、本文33箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。
- 一、この協定は、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について適用し、スペインについては、退職給付、永久障害給付、死亡及び遺族給付に関する拠出制の社会保障制度及び国家年金制度について適用する。

- 二、年金制度への強制加入に関しては、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。
ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国との領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する。
- 三、船舶又は航空機において就労する者、外交官その他公務員等に対する法令の二重適用の回避について定める。
- 四、一定の要件が満たされる場合には、前記二及び三の例外を認めることについて合意することができる。
- 五、前記二又は四に従う場合には日本国の法令のみが適用されることとなる被用者及び自営業者については、労働災害及び職業上の疾病に起因する給付に関するスペインの法令を適用する。当該被用者が就労するスペインに所在する事業体及び当該自営業者は、スペインの法令に従って保険料を納付する責任を負う。
- 六、一方の締約国の年金の給付を受ける権利を確立するため、当該締約国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、他方の締約国の法令による保険期間を考慮する。これにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさない場合においても給付を受ける権利を取得することができるようになる。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。
- 七、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために相互に援助し、この援助は無償で行う。
- 八、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、自国の法令の下で収集され、この協定の実施のために必要な個人に関する情報を、自国の法律等に従って相手国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。伝達される個人に関する情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用されるとともに、個人に関する情報の秘密の保護のための法律等により規律される。
- 九、この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。
- 十、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの法律上及び憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。発効後は、書面による協定の終了の通告を行う月の後12箇月目の月の末日まで効力を有する。

社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣 第4号)

(衆議院 21.6.18承認 参議院 7.2外交防衛委員会付託 7.8本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とイタリアとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度及び雇用保険制度への二重加入の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ2008年（平成20年）5月以来、両政府間で協定の締結交渉を行った結果、協定案文について最終的な合意に達したので、2009年（平成21年）2月6日にローマにおいて署名されたものである。

この協定は、前文、本文24箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、我が国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について適用するとともに、失業等給付に関する雇用保険制度について適用する。また、イタリアについては、年金制度に関し、被用者の障害年金、老齢年金及び遺族年金に関する一般強制保険、自営業者に関する一般強制保険の特別制度、一般強制保険の分離制度並びに一般強制保険を代替し、及び除外する保険制度について適用するとともに、雇用保険制度に関し、非自発的失業に対する保険制度について適用する。
- 二、年金制度への強制加入に関しては、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。
ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国との領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適

用する。

三、雇用保険制度への強制加入に関しては、被用者が派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する。

四、船舶において就労する者、外交官その他公務員等に対する法令の二重適用の回避について定める。

五、一定の要件が満たされる場合には、前記二から四までの例外を認めることについて合意することができる。

六、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供し、この援助は無償で行う。

七、両締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関は、自国の法令の下で収集され、この協定の実施のために必要な個人に関する情報を、自国の法律等に従って相手国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に伝達する。伝達される個人に関する情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用されるとともに、個人に関する情報の秘密の保護のための法律等により規律される。

八、この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

九、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。発効後は、書面による協定の終了の通告が行われた月の後12箇月目の月の末日まで効力を有する。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)

(衆議院 21.6.25承認 参議院 7.6外交防衛委員会付託 7.10本会議承認)

【要旨】

この協定は、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を回避することを目的として、我が国とブルネイとの間で課税権を調整するものであり、2009年（平成21年）1月20日に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文29箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、この協定は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。

二、不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。

三、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合における当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ当該他方の締約国において課税される。

四、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。

五、配当に対する源泉地国における税率は、持株割合10パーセント以上の親子会社間の場合には5パーセントを、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。

六、利子に対する源泉地国における税率は、10パーセントを超えないものとする。ただし、一定の主体（政府、地方公共団体、中央銀行等）が受け取る利子については、源泉地国において免税とする。

七、使用料に対する源泉地国における税率は、10パーセントを超えないものとする。

八、不動産の譲渡収益及び恒久的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。

九、給与所得については、役務提供地国が滞在期間が183日を超えない等の一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税される。

十、法人の役員報酬については、法人居住地国において課税することができる。

十一、退職年金及び政府職員の報酬等についての課税の原則について定める。

- 十二、前記の所得以外の所得については、受領者の居住地国においてのみ課税することができる。
- 十三、匿名組合契約に関連して取得する所得に対して、国内法に従って課税することができる。
- 十四、両締約国においては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を排除する。
- 十五、この協定の実施又はすべての種類の租税に関する法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。
- 十六、この協定は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求める件(閣条第6号)

(衆議院 21.6.25承認 参議院 7.6外交防衛委員会付託 7.10本会議承認)

【要旨】

この条約は、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を回避することを目的として、我が国とカザフスタンとの間で課税権を調整するものであり、2008年（平成20年）12月19日に東京で署名されたものである。

この条約は、前文、本文29箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。
- 三、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合における当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ当該他方の締約国において課税される。
- 四、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。
- 五、配当に対する源泉地国における税率は、持株割合10パーセント以上の親子会社間の場合には5パーセントを、その他の場合には15パーセントを超えないものとする。
- 六、利子に対する源泉地国における税率は、10パーセントを超えないものとする。ただし、一定の主体（政府、地方公共団体、中央銀行等）が受け取る利子については、源泉地国において免税とする。
- 七、使用料に対する源泉地国における税率は、10パーセント（ただし、議定書の規定により実質的に5パーセント）を超えないものとする。
- 八、不動産の譲渡収益及び恒久的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。
- 九、給与所得については、役務提供地国が滞在期間が183日を超えない等の一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税される。
- 十、法人の役員報酬については、法人居住地国において課税することができる。
- 十一、退職年金及び政府職員の報酬等についての課税の原則について定める。
- 十二、前記の所得以外の所得については、受領者の居住地国においてのみ課税することができる。
- 十三、匿名組合契約に関連して取得する所得に対して、国内法に従って課税することができる。
- 十四、両締約国においては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を排除する。
- 十五、この条約の実施又はすべての種類の租税に関する法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。
- 十六、各締約国は、他方の締約国に対し、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣條第7号)

(衆議院 21.5.28承認 参議院 6.17外交防衛委員会付託 6.24本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とベトナムとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、自然人の移動を円滑化し、知的財産の保護を確保すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、2008年（平成20年）12月25日に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文129箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取極が作成されており、主な内容は次のとおりである。

一、各締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

なお、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の主要品目の概要は次のとおりである。

1 我が国による関税撤廃等の主要品目

イ 農産品等

えび及びえび調製品について関税を即時撤廃。天然はちみつについて関税割当を設定（枠内税率は現行関税率を半減する。また、その枠については、1年目の100トンから段階的に増やし協定発効後11年目及びそれ以降の各年は年間150トン）

ロ 林產品（合板等を除く）

関税を協定発効後10年以内に撤廃

ハ 鉱工業品

ほぼすべての品目について関税を即時撤廃

2 ベトナムによる関税撤廃等の主要品目

イ 農林水産品

切花について関税を即時撤廃。生鮮の温帯果実（なし、りんご、みかん）について関税を協定発効後10年以内に撤廃

ロ 自動車部品

ギアボックス、ボルト・ナット、エンジン・エンジン部品、ブレーキについて関税を協定発効後5年から15年以内に撤廃

ハ 鉄鋼（冷延鋼板、亜鉛めっき鋼板）

関税を協定発効後10年から15年以内に撤廃

二、原産地規則、原産地証明書及び税関手続並びに原産品に対して両締約国間においてのみとされる二国間セーフガード措置の適用のための規則等について定める。

三、日本国とベトナム社会主義共和国との間の投資協定は、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

四、両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認する。

五、両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する権利及び義務を再確認する。

六、各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最惠国待遇を与える。

七、各締約国は、他方の締約国の短期の商用訪問者、企業内転勤者等に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。日本国は、可能な場合には1年以内に、遅くとも2年以内に結論に達することを目的として、ベトナムの看護師及び介護福祉士の日本国による受入れの可能性についてベトナムと交渉を開始する。

八、両締約国は、知的財産の十分にして、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保するととも

に、貿易関連知的所有権協定の規定に従い、知的財産の保護に関し、他方の締約国の国民に内国民待遇及び最惠国待遇を与える。

九、各締約国は、自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、自国の法令並びに透明性、無差別待遇及び手続の公正な実施の原則に従い、反競争的行為に対する取組により競争を促進する。

十、一方の締約国は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の者のためにビジネス環境を一層整備するために適切な措置をとる。

十一、各締約国は、政府調達に関する措置の透明性を高めること等を行うように努める。

十二、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決手続に關し、仲裁裁判所の設置及び任務、仲裁裁判手続、仲裁裁判所の裁定の実施等について定める。

十三、この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後2番目の月の初日に効力を生ずる。

投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣條第8号)

(衆議院 21.6.18承認 参議院 7.2外交防衛委員会付託 7.8本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とペルー共和国との間において、投資の促進、保護及び自由化に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化することを目的として、2008年（平成20年）11月にリマで署名されたものである。

この協定は、前文、本文29箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最惠国待遇を与える。

二、いずれの締約国も、自国の区域内における他方の締約国又は第三国の投資家の投資活動の条件として、現地調達要求、技術移転要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならない。

三、附属書Iの自国の表に記載する現行の措置については、内国民待遇等の義務は適用されないが、現状維持の義務が課される。附属書IIの自国の表に記載する分野等については、内国民待遇等の義務は適用されず、現状維持の義務も課されない。

四、各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止する。

五、一方の締約国は、投資活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

六、いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適當かつ実効的な補償の支払及び正当な法の手続等に従うことに関する条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。

七、一方の締約国は、武力紛争等の緊急事態により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に關し、内国民待遇又は最惠国待遇のうちいかれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

八、一方の締約国又はその指定する機関による自国の投資家の損害のてん補に係る契約等に基づく請求権等の代位を承認する。

九、一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの資金の移転であって、他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。

十、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によつても解決できなかつたものは、仲裁委員会に付託する。

十一、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議又は交渉により解決されない

- 場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停若しくは仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停若しくは仲裁又は国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託される。
- 十二、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす等の場合には、前記九（資金の移転）の義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。
- 十三、この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない。また、いずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が同協定により第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。
- 十四、両締約国は、この協定の目的を達成するため、合同委員会を設置する。また、投資環境改善小委員会を設置する。
- 十五、この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生じる。この協定の有効期間は10年であり、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより終了する時まで引き続き効力を有する。この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、当該終了の日から更に10年の期間引き続き効力を有する。

国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求める件(閣條第9号)

(衆議院 21.6.11承認 参議院 6.24外交防衛委員会付託 7.3本会議承認)

【要旨】

国際通貨基金（以下「基金」という。）においては、1945年（昭和20年）の創設以来、すべての加盟国に均等に分配される基本票数の増加が行われず、その総投票権数に占める割合が減少したことにより低下した低所得国の発言力の強化が課題とされてきた。また、アフリカ諸国を代表する理事は、基金の融資及び技術支援の対象となっている多数のアフリカ諸国の選挙母体から選出されていることから、理事代理の増員による理事会の機能強化が必要となっている。さらに、基金の財政は、近年深刻な状況であり、安定的な歳入構造の確立も緊急かつ重要な課題となっている。

このような課題に対処するため、加盟国間で基金の改革について検討を行ってきた結果、基本票の増加及び理事代理の増員を主たる内容とする国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正（以下「投票権及び参加を強化するための改正」という。）案及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正（以下「投資権限を拡大するための改正」という。）案が、それぞれ2008年（平成20年）4月28日及び同年5月5日に総務会において承認された。主な内容は次のとおりである。

一、投票権及び参加を強化するための改正

- 1 総務会は、一定数を超える加盟国により選出された理事が2人の理事代理を任命することができるようにするための規則を採択することができる。
- 2 各加盟国的基本票数は、すべての加盟国の総投票権数の合計票数の5.502パーセントをすべての加盟国の中に均等に分配して算出される票数とする。
- 3 投票権を停止された加盟国に割り当てられた票の総投票権数への算入禁止の例外として、基本票数の計算を目的とする場合を追加する。

二、投資権限を拡大するための改正

- 1 基金は、総投票権数の70パーセントの多数により基金が採択する規則及び細則に従い、投資勘定において保有する加盟国の通貨を基金が決定する投資のために使用することができる。

- 2 基金は、総投票権数の70パーセントの多数により基金が採択する規則及び細則に従い、特別支払勘定において保有する加盟国の通貨を基金が決定する投資のために使用することができる。
- 3 基金が協定の第2次改正の日の後に取得した金を売却する場合には、収益のうち金の取得価格を超過する部分の額を投資勘定に繰り入れる。また、この改正の発効以前であっても、2008年4月7日以降に金の売却を行った場合には、収益のうち金の取得価格を超過する部分の額を投資勘定に繰り入れる。

三、改正の効力発生

これらの改正は、総投票権数の85パーセントを有する5分の3の加盟国が受諾し、その事実を基金がすべての加盟国にあてた公式の通報によって確認した日に、すべての加盟国について効力を生ずる。

クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣第第10号)

(衆議院 21.5.12承認 参議院 6.3外交防衛委員会付託 6.10本会議承認)

【要旨】

内蔵する複数の子弹を空中で広範囲に散布等するように設計されたクラスター弾及びその不発弾が文民に大きな被害を与えてきたことから、2007年（平成19年）2月、オスロ（ノルウェー）において、49箇国が参加する国際会議が開催され、クラスター弾の使用、生産等を禁止する国際約束を2008年（平成20年）中に作成する旨のオスロ宣言が発出された。その後、いわゆるオスロ・プロセスの名の下に、一連の国際会議が開催され、2008年5月のダブリン会議（アイルランド）において、107箇国の参加の下、この条約がコンセンサスによって採択された。

この条約は、前文及び本文23箇条から成り、主な内容は次のとおりである。

一、締約国は、いかなる場合にも、クラスター弾の使用、開発、生産、取得、貯蔵、保有若しくは移譲又はこの条約によって禁止されている活動に対する援助、奨励及び勧誘を行わないことを約束する。

二、「クラスター弾」とは、それぞれの重量が20キログラム未満の爆発性の子弹を散布し、又は投下するように設計された通常の弾薬であって、これらの爆発性の子弹を内蔵するものをいう。ただし、(1)内蔵されている子弹の数が10未満であること、(2)各子弹の重量が4キログラムを超えていていること、(3)各子弹が単一の攻撃目標を探知し、及び攻撃するように設計されていること、(4)各子弹が電子式の自己破壊装置及び自己不活性化機能を備えていることとのすべての特性を有するもの等は除く。

三、締約国は、自国の管轄及び管理の下にあるすべてのクラスター弾につき、この条約が自国について効力を生じた後遅くとも8年以内に廃棄することを約束する。ただし、締約国会議等の承認の下、最長8年の期間延長が可能である。

四、締約国は、自国の管轄又は管理の下にある地域に存在するクラスター弾残存物（不発の子弹等）につき、この条約が自国について効力を生じた後遅くとも10年以内に除去し、及び廃棄することを約束する。ただし、締約国会議等の承認の下、最長10年の期間延長が可能である。

五、締約国は、自国の管轄又は管理の下にある地域に所在するクラスター弾による被害者に対し、年齢及び性別に配慮した援助（医療、リハビリテーション及び心理的な支援を含む。）を適切に提供する。

六、援助を提供することのできる締約国は、クラスター弾によって影響を受けた締約国に対し、この条約に基づく義務が履行されるようにするための技術的、物的及び財政的援助を提供する。

七、締約国は、この条約に基づく義務の履行の状況（国内の実施措置、貯蔵されているクラスター弾の総数及び廃棄の状況等）につき、国際連合事務総長に対し、この条約が自国について効力を生じた後遅くとも180日以内に報告し、その後も、毎年更新の上報告する。

八、締約国は、他の締約国によるこの条約の遵守に関する問題を解決するため、当該他の締約国に

- 対し、国際連合事務総長を通じて説明を行うよう要請することができ、回答が得られなかつた場合等には、締約国会議に当該問題を付託することができる。
- 九、締約国は、この条約によって締約国に対して禁止されている活動であつて、自国の管轄若しくは管理の下にある者によるもの又は自国の管轄若しくは管理の下にある領域におけるものを防止し、及び抑止するため、立法上、行政上その他のこの条約を実施するためのあらゆる適當な措置（罰則を設けることを含む。）をとる。
- 十、この条約の解釈等に関して2以上の締約国間で紛争が生ずる場合には、関係締約国は、交渉又は国際司法裁判所への付託その他の平和的手段によって紛争を速やかに解決するため、協議する。
- 十一、締約国会議は、この条約が効力を生じた後第1回検討会議が開催されるまでの間においては毎年開催され、この条約の適用又は実施に関する問題について検討を行う。検討会議は、この条約が効力を生じた後5年後等に開催され、この条約の運用及び締結状況並びに締約国会議を更に開催する必要性の検討等を行う。
- 十二、締約国会議等の費用については、締約国及びこれらの会議に参加する非締約国が負担する。
- 十三、この条約は、30番目の批准書等が国際連合事務総長に寄託された月の後6番目の月の初日に効力を生ずる。
- 十四、この条約の規定については、留保を付することができない。
- 十五、締約国は、非締約国がこの条約を締結するよう奨励する。また、一、にかかわらず、締約国又はその軍事上の要員若しくは国民は、当該締約国がクラスター弾を開発、生産及び取得しないこと等を条件として、締約国に対して禁止されている活動を行うことのある非締約国との間で軍事的な協力及び軍事行動を行うことができる。

国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件(閣條第11号)

(衆議院 21.5.12承認 参議院 6.3外交防衛委員会付託 6.10本会議承認)

【要旨】

この条約は、国及びその財産について他の国の裁判所の裁判権からの免除が認められる具体的範囲等について定めるものであり、2004年（平成16年）12月2日にニューヨークで開催された国際連合総会において採択されたものである。この条約は、前文、本文33箇条、末文及び附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、いずれの国も、この条約に従い、自国及びその財産に関し、他の国の裁判所の裁判権からの免除を享有する。
- 二、いずれの国も、自国の裁判所における裁判手続において他の国に対して裁判権を行使することを差し控えることにより免除を実施するものとし、このため、自国の裁判所が、当該他の国が享有する免除が尊重されるよう職権によって決定することを確保する。
- 三、いずれの国も、国際的な合意等により、ある事項又は事件について他の国の裁判所による裁判権の行使について明示的に同意した場合には、当該裁判権からの免除を援用することができない。
- 四、いずれの国も、自國以外の国の自然人又は法人との間で商業的取引を行う場合において、適用のある国際私法の規則に基づき他の国の裁判所が当該商業的取引に関する紛争について管轄権を有するときは、当該裁判権からの免除を援用することができない。
- 五、いずれの国も、自國と個人との間の雇用契約であつて、他の国の領域内において全部又は一部が行われ、又は行われるべき労働に係るものに関する裁判手続において、それについて管轄権を有する当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。
- 六、いずれの国も、人の死亡若しくは身体の傷害又は有体財産の損傷若しくは滅失が自國の責めに帰するとされる作為又は不作為によって生じた場合において、当該作為又は不作為の全部又は一部が他の国の領域内で行われ、かつ、当該作為又は不作為を行った者がその時点において当該他の国の領域内に所在していたときは、当該人の死亡若しくは身体の傷害又は有体財産の損傷若し

- くは滅失に対する金銭によるてん補に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。
- 七、いずれの国も、法廷地国にある不動産に関する自国の権利若しくは利益等についての決定に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。
- 八、いずれの国も、次の事項に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。
- 1　すべての種類の知的財産又は産業財産に係る自国の権利であって、法廷地国において法的な保護措置の対象となるものについての決定
 - 2　1に規定する性質を有する権利であって、第三者に属し、かつ、法廷地国において保護されているものに対して自国が法廷地国の領域内において行ったとされる侵害
- 九、いずれの国も、自國以外の国の自然人又は法人との間で商業的取引に関する紛争を仲裁に付することを書面により合意する場合には、仲裁の合意の有効性、解釈又は適用等に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。
- 十、いずれの国の財産に対するいかなる判決前又は判決後の強制的な措置（仮差押え、仮処分、差押え、強制執行等）も、他の国の裁判所における裁判手続に関連してとられてはならない。ただし、当該国が、そのような強制的な措置がとられることについて明示的に同意した場合等は、この限りでない。
- 十一、呼出状その他いざれかの国に対して裁判手続を開始する文書の送達は、法廷地国及び当該国に対して拘束力を有する適用のある国際条約に基づく方法等によって実施する。
- 十二、欠席判決は、裁判所が十一、に定める要件が満たされたこと等を認定しない限り、いずれの国に対してもこれを言い渡してはならない。
- 欠席判決の取消しを求める申立ての期限は、4箇月を下回らないものとし、国が判決の写しを受領した日又は受領したとみなされる日から起算する。
- 十三、この条約は、30番目の批准書等が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

**強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(閣
第12号)**

(衆議院 21.5.12承認 参議院 6.3外交防衛委員会付託 6.10本会議承認)

【要旨】

1970年代、主に軍事政権の中南米諸国において、一般の市民等が国家権力により身体の自由を不法にはく奪された上で、秘密裡に拘禁される例が見られた。このことに対する反省から、国家によるこのような不法な拘禁を禁止するとともに、このような犯罪を強制失踪犯罪としてこれを行った個人を処罰することにより、再発を実効的に防止するための新たな国際文書を作成する必要性が強く認識されるようになった。この条約は、こうした状況を背景に作成作業が行われた結果、2006年（平成18年）12月の第61回国際連合総会において採択された。

この条約は、拉致を含む強制失踪を犯罪として定め、その処罰の枠組みの確保及び予防に向け締約国がとるべき措置等について規定するものであり、前文及び本文45箇条から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、「強制失踪」とは、国の機関又は国の許可、支援若しくは黙認を得て行動する個人若しくは集団が、逮捕、拘禁、拉致その他のあらゆる形態の自由のはく奪を行う行為であって、その自由のはく奪を認めず、又はそれによる失踪者の消息若しくは所在を隠蔽することを伴い、かつ、当該失踪者を法律の保護の外に置くものをいう。
- 二、締約国は、強制失踪が自国の刑事法上の犯罪を構成することを確保するために必要な措置をと

る。

三、強制失踪の広範又は組織的な実行は、適用可能な国際法に定める人道に対する犯罪を構成し、

及び当該適用可能な国際法の定めるところにより決せられた結論を引き受けなければならない。

四、締約国は、少なくとも強制失踪を実行した者、強制失踪の実行を命じ、教唆し、勧誘し、若しくは試みた者又は強制失踪に加担し、若しくは参加した者、また、上官であつてこの条約に定める一定の条件を満たすものについて刑事上の責任を負わせるために必要な措置をとる。公的機関、文民、軍人その他の者によるいかなる命令又は指示も、強制失踪犯罪を正当化する根拠として援用することはできない。

五、締約国は、強制失踪犯罪について、その極度の重大性を考慮した適切な刑罰を科することができるようとする。

六、強制失踪について出訴期限を適用する締約国は、刑事手続の時効期間に関して、長期間にわたるものであり、かつ、この犯罪の極度の重大性と均衡のとれたものであること及び強制失踪犯罪の継続的な性質を考慮しつつ、その犯罪行為が終わった時から起算することを確保するために必要な措置をとる。

七、締約国は、強制失踪犯罪が自国の管轄の下にある領域内又は自国において登録された船舶内若しくは航空機内で行われる場合、容疑者が自国の国民である場合及び失踪者が自国の国民であり、かつ、自国が適切と認める場合において、強制失踪犯罪についての裁判権を行使する自国の権限を設定するために必要な措置をとる。

締約国は、容疑者が自国の管轄の下にある領域内に所在する場合において、他の国に対して自国の国際的な義務に基づく当該容疑者についての犯罪人引渡しを行わず、かつ、自国が管轄権を認めている国際刑事法廷に対して当該容疑者の引渡しを行わないときは、強制失踪犯罪についての裁判権を行使する自国の権限を設定するために必要な措置をとる。

八、強制失踪犯罪の容疑者が自国の管轄の下にある領域内で発見された締約国は、他の国に対して自国の国際的な義務に基づく当該容疑者についての犯罪人引渡しを行わず、かつ、自国が管轄権を認めている国際刑事法廷に対して当該容疑者の引渡しを行わない場合には、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

九、条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡し条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、この条約を強制失踪犯罪についての犯罪人引渡しに必要な法的根拠とみなすことができる。

十、締約国は、強制失踪の被害者が被害回復を受ける権利及び迅速、公正かつ適正な賠償を受ける権利を有することを自国の法制において確保する。

十一、強制失踪に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置し、10人の専門家により構成する。

十二、締約国は、この条約の批准の際に又はその後いつでも、自国の管轄の下にある個人であつて自国によるこの条約の規定に対する違反の被害者であると主張するものにより又はその者のため行われる通報を委員会が受理し、及び検討する権限を有することを認める旨を宣言することができる。

十三、締約国は、この条約に基づく義務が他の締約国によって履行されていない旨を主張するいづれかの締約国からの通報を委員会が受理し、及び検討する権限を有することを認める旨をいつでも宣言することができる（我が国は、この条約の締結に際してこの宣言を行う予定である。）。

日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣第13号)

（衆議院 21.5.28承認 参議院 6.17外交防衛委員会付託 6.24本会議承認）

【要旨】

この協定は、我が国とスイスとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進

め、投資の機会を増大させ、自然人の移動、競争、知的財産等の幅広い分野での枠組みを構築すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、2009年（平成21年）2月19日に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文154箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取締が作成されており、主な内容は次のとおりである。

一、各締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

なお、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の主要品目の概要は次のとおりである。

1 我が国による関税撤廃等の主要品目

イ 農林水産品

ワイン（ボトル）について関税を協定発効後9年間で撤廃。一部のスイス特産のナチュラルチーズについて関税割当を設定（枠内税率は現行関税率を5年間で半減する。関税割当数量は、段階的に増やし協定発効後11年目及びそれ以降の各年は1,000トン）

ロ 鉱工業品

ほぼすべての品目について関税を即時撤廃

2 スイスによる関税撤廃等の主要品目

イ 農林水産品

清酒、盆栽、長いも、メロン、干し柿、味噌等について関税を即時撤廃

ロ 鉱工業品

すべての品目について関税を即時撤廃

二、原産地規則、原産地証明書、原産地申告及び税関手続並びに原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置の適用のための規則等について定める。なお、輸出締約国が予め認定した輸出者については、自ら原産地を申告することを認める。

三、衛生植物検疫措置の適用に関する協定は、衛生植物検疫措置に関する両締約国の権利及び義務について適用する。

四、両締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野において協力する。

五、各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最惠国待遇を与える。

六、各締約国は、他方の締約国の短期の商用訪問者、企業内転勤者等に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。

七、一方の締約国は、他方の締約国のデジタル・プロダクトに対し、自国又は第三国との同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与える措置を採用し、又は維持してはならない。両締約国は電子的な送信に対して関税を賦課しないという現在の慣行を世界貿易機関の枠組みにおいて拘束力を有するものとするよう協力する。

八、一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資活動に関する協定に従い、当該投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最惠国待遇を与える。

九、各締約国は、自国の法令に従い、反競争的行為に対して適切と認める措置をとる。

十、一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定の規定に従い、知的財産の保護に関し、他方の締約国の国民に内国民待遇及び最惠国待遇を与える。

十一、政府調達に関する両締約国の権利及び義務については、政府調達協定によって規律する。

十二、両締約国は、両締約国の産業界による貿易及び投資活動の促進に関する問題に取り組むため、必要に応じて協議する。また、経済関係の緊密化に関する小委員会を設置する。

十三、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決手続に関し、仲裁裁判所の設置及び任務、仲裁裁判手続、仲裁裁判所の裁定の実施等について定める。

十四、この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後2番目の月の初日に効力を生ずる。

国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件(閣條第14号)

(衆議院 21.6.11承認 参議院 6.24外交防衛委員会付託 7.3本会議承認)

【要旨】

国際復興開発銀行（世界銀行。以下「銀行」という。）においては、1945年（昭和20年）の創設以来、出資額に関係なくすべての加盟国に均等に分配される基本票数は、増加されておらず、累次の増資の結果、その総投票権数に占める割合が減少し、出資額の少ない途上国の発言力が低下していた。

この改正は、このような状況を踏まえ、銀行の意思決定において途上国の意見を一層反映するため、基本票の倍増等を骨子とする協定改正案の合意を経て、2009年（平成21年）1月30日に銀行の総務会において承認されたものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、各加盟国の投票権数は、基本票数と保有株式数に基づく票数との合計に等しいものとする。
- 二、各加盟国的基本票数は、すべての加盟国の投票権数の合計票数の5.55パーセントをすべての加盟国の中に均等に分配して算出される票数とする。
- 三、各加盟国の保有株式数に基づく票数は、自国の保有する1株式ごとに1票を分配して算出される票数とする。
- 四、この改正は、協定第8条の規定に基づき、総投票権数の85パーセントを有する5分の3の加盟国が受諾し、その事実を銀行がすべての加盟国にあてた公式の通報によって確認した後3か月ですべての加盟国につき効力を生ずる。

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件(第170回国会閣條第1号)

(衆議院 21.6.11承認 参議院 6.24外交防衛委員会付託 7.3本会議承認)

【要旨】

政府は、平成17年11月、中華人民共和国香港特別行政区（以下「香港特別行政区」という。）から我が国に対し刑事共助協定に係る公式協議の開始を申し入れてきたことを受け、平成18年9月より交渉を行った。この結果、協定及び合意された議事録の案文について最終的合意をみるに至ったので、平成20年5月23日に香港において、日本側佐藤在香港総領事と香港特別行政区側李少光保安局長官との間でこの協定の署名が行われた。

この協定は、前文、本文20箇条及び末文から成っているほか、この協定とともに合意された議事録が作成されており、主な内容は次のとおりである。

- 一、各締約者は、他方の締約者の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの協定の規定に従って共助を実施する。
- 二、共助には、①証言、供述又は物件（証拠となる書類、記録その他の物をいう。以下同じ。）の取得、②人、物件又は場所の見分、③人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定、④共助の請求を受けた締約者（以下「被請求締約者」という。）の当局（日本国については、その立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体、香港特別行政区については、その立法機関、行政機関又は司法機関）の保有する物件の提供、⑤共助の請求を行った締約者（以下「請求締約者」という。）の関係当局への出頭が求められている者に対する招請についての伝達、⑥拘禁されている者の身柄の移送であって、証言又は捜査、訴追その他の手続における協力のためのもの、⑦裁判上の文書の送達、⑧犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助、⑨被請求締約者の法令により認められるその他の共助であって両締約者の中央当局間で合意されたものを含む。
- 三、この協定に規定する任務を行う中央当局として、日本国は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者を、香港特別行政区は法務長官又は同長官が指定する者を、それぞれ指定する。この協定に基づく共助の請求は、請求締約者の中央当局から被請求締約者の中央当局に対して行われる。

- 四、被請求締約者の中央当局は、被請求締約者が、請求締約者の管轄内における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自己の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合等には、共助を拒否することができる。
- 五、請求締約者の中央当局は、共助の請求を書面によって行う。ただし、被請求締約者の中央当局が適當と認める場合には、書面以外の信頼し得る通信の方法により共助の請求を行うことができる。
- 六、被請求締約者は、請求された共助をこの協定の関連規定に従って速やかに実施する。被請求締約者の権限のある当局は、当該共助を実施するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとる。
- 七、請求締約者は、被請求締約者の中央当局の事前の同意がない限り、この協定の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続以外の手続において使用してはならない。
- 八、両締約者の中央当局は、この協定に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる。また、この協定の解釈又は実施から生ずる紛争は、外交上の経路を通じて解決する。
- 九、この協定は、両締約者が、この協定の効力発生に必要な自己の法的手続を完了した旨を相互に通知する公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第170回国会閣条第2号)

(衆議院 21.6.18承認 参議院 7.2外交防衛委員会付託 7.8本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とウズベキスタン共和国との間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化することを目的として、2008年（平成20年）8月にタシケントで署名されたものである。

この協定は、前文、本文26箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最惠国待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えるとともに、恣意的な措置により当該投資家の投資活動を妨げてはならず、また、当該投資家の投資財産等に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。
- 三、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動の条件として、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること等の要求を課し、又は強制してはならない。
- 四、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の措置については、内国民待遇等の義務は適用されないが、現状維持の義務が課される。附属書Ⅱの自国の表に記載する分野等については、内国民待遇等の義務は適用されず、現状維持の義務も課されない。
- 五、各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止する。
- 六、一方の締約国は、投資活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。
- 七、いずれの締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適當かつ実効的な補償の支払及び正当な法の手続等に従うことに関する条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 八、一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関する損害等を被った他方

の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最惠国待遇のうちいずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

九、一方の締約国又はその指定する機関による自国の投資家の損害のてん補に係る契約等に基づく請求権等の代位を承認する。

十、一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの資金の移転であって、他方の締約国の投資家の投資財産に関するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。

十一、この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によつても解決できなかつたものは、仲裁委員会に付託する。

十二、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議又は交渉により解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停若しくは仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則に基づく調停若しくは仲裁又は国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則に基づく仲裁のいずれかに付託される。

十三、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす等の場合には、前記一（投資活動に関する内国民待遇）の義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び前記十（資金の移転）の義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

十四、この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない。また、いずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が同協定により第三国への投資家に与えている待遇を他方の締約国の投資家に与えることを義務付けない。

十五、両締約国は、この協定の目的を達成するため、合同委員会を設置する。

十六、この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生じる。この協定の有効期間は10年であり、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより終了する時まで引き続き効力を有する。この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、当該終了の日から更に10年の期間引き続き効力を有する。

航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第170回国会閣第3号)

(衆議院 21.5.28承認 参議院 6.17外交防衛委員会付託 6.24本会議承認)

【要旨】

我が国とサウジアラビアとの間の定期航空路開設に関しては、かねてよりサウジアラビア側から希望が表明されていたが、近年、両国の関係が緊密化してきていること等を踏まえ交渉を行つた結果、協定案文について最終的合意をみるに至り、2008年（平成20年）8月18日にサウジアラビアのジッダにおいてこの協定が署名された。

この協定は、我が国とサウジアラビアとの間及びその以遠における定期航空路の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能とする目的としており、前文、本文23箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。

二、両国の指定航空企業は、附属書に定める路線（以下「特定路線」という。）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両締約国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を運送することができる。

三、指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最惠国待遇及び内国民待遇を与えら

れるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等について相手国の関税等を免除される。

四、特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、両国がそれぞれ、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。当該航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に、指定航空企業として運航を開始することができる。

五、両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な機会を与えられる。

六、指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。

七、運賃に関する合意は、適当な国際的な仕組みを通じて、又は関係指定航空企業の間で行うものとし、合意された運賃につき両国の航空当局の認可を受ける。

八、両国は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止し、又は終結させるため、保安措置等を講ずるとともに相互援助する等民間航空の安全を保護するための措置をとる。

九、両国は、相手国に対し、相手国との航空施設、乗組員、航空機及び航空機の運航の安全に係る規制等についての協議を要請することができる。当該相手国は、協議の結果、自国の規制等が国際標準に適合していないことを確認した場合には、国際標準に適合させるために必要な措置をとらなければならない。また、両国は、相手国の指定航空企業の航空機に対し、自国の領域内において、当該航空機の関連書類、装備品、乗組員の免許等の検査を行うことができる。

十、両国の指定航空企業が両方向に運営することのできる路線は、日本側は「日本国内の地点—中間地点—ジッダ、リヤド及び（又は）ダンマン」、サウジアラビア側は「サウジアラビア王国内の地点—中間地点—大阪及び（又は）名古屋」とする。

十一、この協定は、両国によりそれぞれの憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 21.3.27承認 参議院 3.30総務委員会付託 3.31本会議承認)

【要旨】

本件は、放送法第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成21年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定の事業収入は6,699億円、事業支出は6,728億円であって、29億円の収支不足となる。

この不足額については、前年度までの繰越金の一部をもって補てんすることとしている。

二、事業計画

平成21年度は、3か年経営計画の初年度として、放送の自主自律の堅持、信頼できる情報や多様で質の高いコンテンツの提供、日本や地球規模の課題に取り組む番組や地域放送の充実、国際放送による海外への情報発信の強化、視聴者からの信頼を高めるための組織風土改革、構造改革の推進による効果的かつ効率的な業務運営、受信料の公平負担のための取組強化と受信料制度への理解促進、効率的な契約収納活動の推進、デジタルテレビジョン放送の普及、デジタル時代の新たなサービスの開発・充実等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額7,016億円、事業経費、建設経費、放送債券の償還等による出金総額6,932億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、これを着実に遂行すべきものと認めるとしながら、信頼回復のための一層の改革及び受信料の公平負担の徹底に向けた取組が必要であり、その上で、あまねく全国においてデジタル放送を受信できるよう措置する等、公共放送としての使命を確実に遂行し、国民・視聴者の負託に応えることが求められる旨の意見が付されている。

【附帯決議】(21.3.30総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、協会に対する国民・視聴者の信頼の向上を図り、公共放送の使命を全うできるよう、次の事項の実現に努めるべきである。

一、協会は、内部統制機能の強化によるコンプライアンスの徹底に努めるとともに、職員の一人ひとりが、視聴者の視点に立ち、公共放送に携わるものとしての高い倫理意識を確立するよう、組織一体となって改革に取り組むこと。

二、協会は、放送が社会に及ぼす影響の重大性を深く認識し、放送の不偏不党と表現の自由を確保して、公平、公正な放送の徹底を図るとともに、豊かで良質な番組の放送に一層努めること。

三、経営委員会は、協会の業務執行の監督及び経営に関する意思決定機関として、その重い職責を担うものであることを認識し、国民・視聴者から信頼される公共放送の発展のために一層の努力を行うこと。また、政府においては、委員の人選の在り方について広く研究を行うこと。

四、協会は、受信料の不払い・未契約の割合が依然として全体の約三割に達している現状にかんがみ、引き続き、あらゆる対策を講じて国民・視聴者の理解を得て、未払い・未契約等の減少に努め、受信料の公平負担を図るとともに、受信料収入の国民・視聴者への還元方法を含め、受信料体系の総合的な検討を行うこと。また、受信料収入に対する経費の比率が未だに高い水準にあることから、受信料制度に対する視聴者の理解に不可欠な地域スタッフの業務に配慮しつつ、今後も契約収納業務の効率化を更に進め、経費削減に努めること。

五、協会が行う外国人向けテレビ国際放送については、多額の受信料が投じられていることにかんがみ、その費用対効果について、評価・検証するとともに、より効率的・効果的な放送が実施されるよう、業務の体制及び放送の内容に対する不断の見直しを行うこと。

また、総務大臣が国際放送の実施要請を行うに当たっては、協会の表現の自由、番組編集の自

由を最大限尊重すること。

六、協会は、地上放送の完全デジタル化に向け先導的な役割を果たすとともに、政府は、デジタル放送に対応した受信機器の普及促進、共聴施設の改修等の支援などあらゆる対策を講じ、地上放送の完全デジタル化の円滑な実現に万全を期すこと。

七、協会は、公共放送の質の向上に資するよう、業務全般について徹底的な見直しを行うとともに、子会社等の統廃合を含めた一層の合理化を進めることにより、グループ全体の業務の効率化・スリム化を図ること。また、協会と子会社等との取引は、依然として随意契約の比率が高いことから、競争契約の比率を高めるなど取引の透明化・明確化を図るとともに、積極的な情報開示に努めること。

八、協会は、地域の活性化に資するよう地域からの情報発信強化等地域放送の充実に努めること。また、災害時等において、国民が必要とする地域生活に密着した正確な情報や最新ニュースを時宜に応じて提供する必要があることから、緊急報道体制の更なる充実・強化に努めること。

九、高齢者、障害者にかかわるデジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となっていることから、字幕放送、解説放送、手話放送等の更なる拡充と番組内容の充実を図ること。

十、協会は、番組アーカイブについては、早期の収支改善に努めるとともに、提供するコンテンツの充実及び利便性の向上に取り組むこと。

右決議する。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第2号)

(衆議院 21.6.25承認 参議院 6.29国土交通委員会付託 7.1本会議承認)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成21年4月10日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

一、北朝鮮が平成18年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月9日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壤宣言、六者会合の共同声明、国連安保理決議等にも違反するものであり、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、北朝鮮船籍のすべての船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二、入港禁止の期間は、平成18年10月14日から平成22年4月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成22年4月13日までの間。

三、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第3号)

(衆議院 21.7.2承認 参議院 7.8経済産業委員会付託 審査未了)

【要旨】

外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮からのすべての貨物に対して、引き続き、経済産業大臣の輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて、同法第10条第2項の規定に基づいて国会の承認を求める。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第4号)

(衆議院 21.7.2承認 参議院 7.8経済産業委員会付託 審査未了)

【要旨】

外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出につき経済産業大臣の承認義務を課する等の措置を講じたことについて、同法第10条第2項の規定に基づいて国会の承認を求める。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成20年4月22日から20年12月26日までの間に使用を決定した金額は213億円で、その内訳は、①年金記録確認地方第三者委員会の運営に必要な経費65億円、②国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与するため自衛隊が実施する補給支援活動に必要な経費56億円、③賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費30億円などである。

平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

平成20年6月27日から20年11月21日までの間に決定した経費増額総額は427億円で、その内訳は、①社会资本整備事業特別会計道路整備勘定における道路事業の推進に必要な経費の増額114億円、②社会资本整備事業特別会計治水勘定における河川事業の推進に必要な経費の増額105億円などである。

平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

一般会計予備費予算総額2,500億円のうち、平成21年3月13日から21年3月17日までの間に使用を決定した金額は83億円で、その内訳は、①賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費71億円、②西日本じん肺第2次訴訟、新・北海道石炭じん肺第2陣訴訟及び芦別石炭じん肺訴訟における和解の履行に必要な経費11億円である。

平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 21.4.14承諾 参議院 6.18決算委員会付託 6.24本会議不承諾 ※)

※21.6.24、衆議院へ返付。6.25、衆議院から、国会の承諾はなかった旨の通知書を受領。

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成19年4月13日から20年1月17日までの間に使用を決定した金額は597億円で、その内訳は、①特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤による特定C型肝炎ウイルス感染者等に対する給付金の支給に必要な経費204億円、②主要国首脳会議の開催準備に必要な経費114億円、③地方道路公社有料道路災害復旧事業に必要な経費65億円などである。

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 21.4.14承諾 参議院 6.18決算委員会付託 6.24本会議不承諾 ※)

※21.6.24、衆議院へ返付。6.25、衆議院から、国会の承諾はなかった旨の通知書を受領。

特別会計予備費予算総額1兆3,210億円のうち、平成19年11月6日に使用を決定した金額は549億円で、その内訳は、食料安定供給特別会計麦管理勘定における麦の買入れに必要な経費549億円である。

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 21. 4. 14承諾 参議院 6. 18決算委員会付託 6. 24本会議不承諾 ※)

※21. 6. 24、衆議院へ返付。6. 25、衆議院から、国会の承諾はなかった旨の通知書を受領。

平成19年6月29日から20年1月29日までの間に決定した経費増額総額は616億円で、その内訳は、①道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額236億円、②治水特別会計治水勘定における河川事業の調整等に必要な経費の増額163億円などである。

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 21. 4. 14承諾 参議院 6. 18決算委員会付託 6. 24本会議不承諾 ※)

※21. 6. 24、衆議院へ返付。6. 25、衆議院から、国会の承諾はなかった旨の通知書を受領。

特別会計予備費予算総額1兆3,210億円のうち、平成20年2月22日に使用を決定した金額は14億円で、その内訳は、森林保険特別会計における保険金等の不足を補うために必要な経費14億円である。

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

(衆議院 21. 4. 14承諾 参議院 6. 18決算委員会付託 6. 24本会議不承諾 ※)

※21. 6. 24、衆議院へ返付。6. 25、衆議院から、国会の承諾はなかった旨の通知書を受領。

平成20年3月28日に決定した経費増額総額は55億円で、その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額55億円である。

決算その他

平成十九年度一般会計歳入歳出決算、平成十九年度特別会計歳入歳出決算、平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十九年度政府関係機関決算書

(衆議院 21. 6. 25議決 参議院 第170回国会20. 11. 26決算委員会付託 21. 7. 1本会議是認しない)

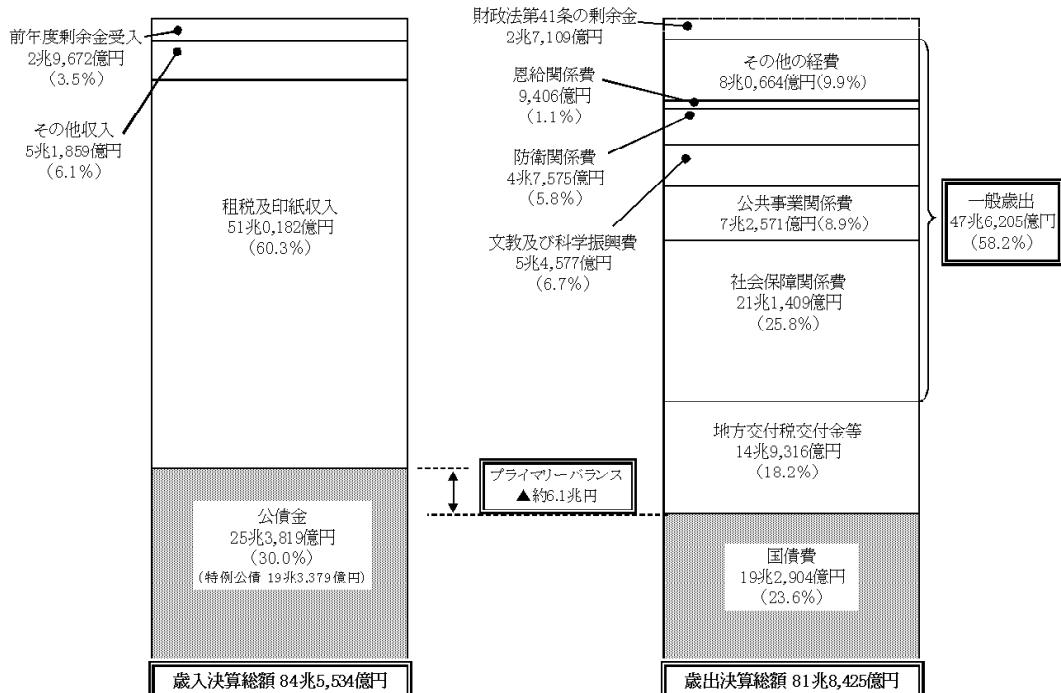
平成十九年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は84兆5,534億円、歳出決算額は81兆8,425億円であり、差引き2兆7,109億円の剩余を生じた。この剩余金は財政法第41条の規定により、平成二十年度一般会計歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剩余金は6,319億円である。

平成十九年度特別会計歳入歳出決算における28の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は395兆9,203億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は353兆2,831億円である。

平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は62兆7,037億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は61兆9,686億円であるため、差引き7,350億円の残余を生じた。

平成十九年度政府関係機関決算書における7機関の収入済額を合計した収入決算額は2兆6,038億円、支出済額を合計した支出決算額は2兆645億円である。

〈平成十九年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(注) 財政法第41条の剩余金の内訳は、20年度への繰越額2兆755億円、18年度までに発生した剩余金の使用残額34億円、財政法第6条の純剩余金6,319億円である。

(資料)「平成19年度 決算の説明」より作成

平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 21. 6. 25是認 参議院 第170回国会20. 11. 26決算委員会付託 21. 7. 1本会議是認しない)

平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書における19年度中の国有財産の差引純減少額は1兆5,891億円、19年度末現在額は105兆1,676億円である。

平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 21. 6. 25是認 参議院 第170回国会20. 11. 26決算委員会付託 21. 7. 1本会議是認しない)

平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書における19年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は18億円、19年度末現在額は1兆859億円である。

N H K 決 算

日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 21. 6. 24総務委員会付託 6. 26本会議是認)

【要旨】

本件は、日本放送協会（N H K）の平成19年度の決算書類である。この決算書類によれば、日本放送協会の平成19年度における一般勘定の損益の状況は、経営事業収入の6,847億円に対し、経常事業支出は6,416億円、差引き経常事業収支差金は431億円となっており、これに経常事業外収支及び特別収支の差金を加えた当期事業収支差金は375億円である。このうち8億円を債務償還に充当するため、収支過不足は367億円の黒字となっている。